

Ⅱ 米 国

神田外語大学教授 和田 純

(1章、2章、3章執筆)

トヨタ財団プログラム・オフィサー 牧田 東一

(4章執筆)

Ⅱ 米 国

和田 純（1章、2章、3章執筆）、 牧田 東一（4章執筆）

1 米国における国際交流の概要

1-1 国際交流の全体像

1-1-1 建国の理念と多様性

米国における「国際交流の基本理念」を一言で述べることは不可能である。なぜなら、米国ほど多民族で、多様性に満ちていて、国際交流というものをわざわざ想定するまでもなく、国内的にも、国際的にも常にそうしたダイナミズムの中にある国はないからである。日本のように「国際」と「国内」の垣根は強く意識されず、米国を米国たらしめる価値を追求することが第一義とされ、恒常的なプロセスとして、国内的にも国際的にも奔流のごとく「交流」が図られているのは、米国の建国の理念そのものに由来すると言ってよいだろう。米国では「国際化（internationalization）」という言葉が使われることはほとんどないが、そのことは、こうした米国の本質を何よりもよく物語っている。移民を重視し、1997年現在で総人口の9.7%が外国生まれである国は、最初から必然的に国際的なのである。したがって、米国では、当初より、漠然とした国際交流というよりは、より目的意識的に相互理解を促進し、ともに汗を流し、より明確に共通価値を実現し、共通課題の解決に努力していくことにはるかに重点が置かれてきた。それを支えてきたものは、米国を米国たらしめている自由・民主主義・市場経済といった基本的な理念や価値であり、多様性こそが米国社会の強さの源であり、活力の源泉であるという信念といえる。

1-1-2 グローバリゼーションとソフトパワー

また、米国は、冷戦期には二極の一方の旗頭であり、冷戦後には、圧倒的な優位にたち、突出した一極を形成している。加えて、近年、グローバリゼーションが急速に進展する中では、それが「アメリカナイゼーション」と呼ばれるほどに、米国は圧倒的な国際規定力・影響力を及ぼしている。

そうしたリアリティの中では、国際的でグローバルな存在であることは米国にとって当然であって、ことさらに言い立てる必要のあるものではない。米国に対して「内向き」「孤立主義」との批判が出ることは、逆に言えば、米国は国際的でグローバルな存在であらねばならないし、そうした存在であると世界から認識されているということだと言える。

こうした米国の存在は、軍事力、経済力といったハードパワーによって支えられている

ことは間違いないが、のみならず、知的財産の厚さ、国際共通語となった英語、世界最多の留学生を惹きつける高等教育、巨大メディアの影響、情報の世界的な寡占などのソフトパワーによっても支えられており、このソフトパワーには、当然、文化も含まれてくる。知的集積、生活様式、音楽、映画、テレビ、電子メディア、現代芸術などの魅力と波及力、果てはファーストフードからテーマパークに至るまで、文化においても米国をグローバルな存在として認識させられる要素は数多い。したがって、米国における国際交流を考える際には、こうした怒涛のごとく溢れ出る総体をトータルに認識することが不可欠となる。

1-1-3 民間活動が主導する国際交流

だとすれば、米国の国際交流が、政府主導であるよりは、はるかに圧倒的な規模で民間や個人の主導であることに、多くの説明はいらないだろう。あらゆる局面で、「国際」を意識せずに「交流」を拡大していけるのは民間の大きな利点であり、民間活動に伴って文化も交流していくのが米国の国際交流の基本的な姿といえる。

ここでは、政府の果たす役割は限られている。1970年代に国際観光の振興から政府が撤退したように、国際交流の振興についても、むしろ民間の勢いに委ねているのが米国政府の基本的な姿勢と言えるだろう。政府は、自ら乗り出して直接事業をするのでもなく、指針的なものを策定して民間を「指導」しようとするのでもなく、むしろ、寄付免税の拡大や情報提供など、民間活動を盛り立てるインセンティブを増やすことに役割を見出している。

加えて、ことが「文化交流」であった場合には、政府の役割はさらに小さくなる。これは、米国が複合民族国家であり、多文化社会であり、文化に対して民主的で自発的な姿勢を建国以来の伝統としてきているからで、政府が文化的な一体感を強調したり、特定の文化を重視する姿勢をとることには、国民の間に一貫して強い抵抗感があるからである。「米国の芸術文化支援体制が、先進国の中で恐らく最も非中央集権的で、したがって分散的なものだ」¹という指摘を踏まえれば、「文化交流」にあっては、政府が主たる担い手になることはありえないと言ってもよいだろう。文化の領域にあってはなおのこと、民間活動が本流である。

1-1-4 国際交流を担う民間非営利団体(NPO)・民間助成財団

そうした民間による国際交流の中軸を担うのは、NPO/NGO＝民間非営利団体(501-C-3団体)である。全米のNPO/NGOは110万団体をこすが、このうちの相当数が、何らかの形で国際的な事業に関わっていると考えてよい。そのことは、こうしたNPO/NGOの実施する国際事業を仲介し、専門的なサービスを提供する中間支援団体(intermediary organizations)や、全米的なアンブレラ団体が発達していることから読み取れる(これらもすべてNPO/NGOである)。ちなみに、61の団体で組織する米国国際教育文化交流団体連盟(Alliance for International Education and Cultural Exchange)が国務省と共同で編纂している *International Exchange Locator – A Resource Directory for Educational*

¹ ジジ・ブラッドフォード「クリエイティビティと社会の関係—米国の文化政策の発展について」『Viewpoint』17号、2001年2月、セゾン文化財団。

and Cultural Exchange の 2000 年版には、Exchange Organization、Sector Specific Exchanges、Research/Support Organization の 3 分野で計 260 団体がリストアップされている。

また、こうした NPO/NGO の中には、事業を行う NPO/NGO に対して資金提供を行う NPO/NGO、つまり民間助成財団 (Grant Making Foundations) が含まれている。「4 参考機関」で後述している民間助成財団がそれで、こうした民間助成財団は全米に約 3 万を数える。これらには、国際的な活動への助成に尽力しているところも少なくなく、大型財団の例としては、Ford Foundation、Rockefeller Foundation、Rockefeller Brothers Fund、Henry Luce Foundation、Pew Charitable Foundation、McArthur Foundation 等がある。

1-1-5 政府機関による国際交流

では、政府は何をやっているのか。「政府提供国際交流・研修に関わる省庁横断ワーキング・グループ²⁾」(Interagency Working Group on U.S. Government - Sponsored International Exchanges and Training: IAWG . 詳細は「2 政府部門」で後述) の 99 年度の統計では、政府の 14 省+28 エージェントで計 180 の国際交流と研修に関わるプログラムが提供され、政府資金 10 億ドル (約 1220 億円)³⁾に加えて最低でも 6 億 4 千万ドル (約 780 億円)の民間資金が投入され、14 万 1 千人の参加者があったという。このうちのどれくらいが「国際交流」に関わるものかは不明だが、プログラム分野別では、科学技術 88、国防・軍事 31 に対して、文化が 39 となっている。「国際交流」分野での主たる担い手としては国務省、教育省、国防省、NEH (National Endowment for the Humanities)、NEA (National Endowment for the Arts)、日米友好基金 (Japan United States Friendship Commission) があげられる。

国務省と日米友好基金は後掲の第 2 節、第 3 節でそれぞれ詳述するが、教育省では、米国の初等教育から高等教育に至る各レベルで国際理解教育を推進しており、特にその核として、高等教育機関にセンターやプログラムを設け、外国語教育、国際ビジネス教育を含む地域国際研究の振興に力をいれている。その根拠となるのは「タイトル VI」と通称される高等教育法第 VI 章 (Higher Education Act - Title VI) である。また、この「タイトル VI」には、Fulbright-Hays Act (後述) に基づくプログラムが付随しており、”contribute to U.S. national security and economic competitiveness by meeting national needs for international competence”を目標に、海外で米国人が行う学位の取得、研究、セミナー、グループでのプロジェクトに支援が行われている。

国防省は、外国語、特に少数言語の習得や特定地域研究を行える米国人研究者を養成することは、米国の安全保障にとって不可欠であるとの観点から、1991 年の「国家安全保障教育法 (National Security Education Act PL102-183)」にもとづく国家安全保障教育プログラム (National Security Education Program) を実施している。米国の学部生への奨学金、院生へのフェローシップ、研究機関助成からなるプログラムだが、恩恵を受けたものは帰国後に国防省や CIA のために同期間働くことが条件とされ、助成の優先度が安全保

²⁾ 本稿における機関・役職・法律等の訳名は筆者の仮訳である。以下同じ。

³⁾ 本稿では 1 ドル=122 円として換算

障の優先度に規定されていること、諜報機関との連関が取り沙汰されることなどで、批判も根強い。

また、NEH は米国の人文科学分野の研究に助成し、NEA は米国の芸術活動に助成し、ともに米国人の国際共同活動への支援が含まれている（NEA の日本向けのプログラムは、「3 公的専門機関」で後述のとおり日米友好基金が実施している）。

これら政府プログラムに特徴的なことは、自ら乗り出して事業を主催するよりも、教育・研究機関、芸術団体などを含む NPO/NGO や民間研究者・専門家に助成金(グラント)を出すことで、民間のイニシアティブを尊重し、その知恵と活力が活かされるようにすることに主眼が置かれていることである。換言すれば、NPO/NGO セクター、ボランティア、企業の社会貢献、フィランソロピー、コミュニティ活動なども包摂して、シビル・ソサエティ全体の活動を基盤とし、それとパートナーシップを組むことが重視されているのである。

もう一つ特徴的なことは、これらのプログラムの助成金受領資格者は米国人および米国の組織に限られており、基本的には米国内での教育・研究や創作活動の質の向上が眼目とされている。つまり、相互理解の深化が目的とされていても、焦点は国内的な潜在能力を高めること、米国民を教育することにあって、他国民に対する国際的な影響力の行使自体は直接目的とされていないのである。

とはいえ、これには重要な例外がある。一つは世界一を誇る留学生の積極的な受け入れであるが、これは海外から人材を惹きつけることで影響力を発揮しているとも言えるが、影響力を行使しているということではないだろう。

もっと明確な例外は、もともと国境を越えて活動することが本来業務となっている国務省の業務である（後述の通り、かつては米国情報庁〔United States Information Agency: USIA〕がそうであった）。そこでは、国際交流が明確に外交手段の一部と考えられ、米国の国益を守り、米国の立場に国際的な支持を獲得し、米国の影響力を行使するために、情報と交流による「相互理解の促進」が追求されてきている（日米友好基金も基本的には同じ範疇に入れられる。「3 公的専門機関」参照）。つまり、外交の一部として国際交流が戦略的に位置付けられ、public diplomacy が展開されているのである。

1-2 外交としての国際交流 - Public Diplomacy

1-2-1 United States Information Agency: USIA

従来から、外交としての国際交流を政府機関として中心的に担ってきたのは、米国情報庁（United States Information Agency: USIA）である。

USIA は、1948 年の情報・教育交流法 (U.S. Information and Educational Exchange Act (PL402)=Smith-Mundt Act) を基礎として、1953 年、アイゼンハワー大統領によって設立された。当初は、第二次大戦中の 1942 年に発足した Voice of America を中心とする国際放送と情報発信を国務省から分離する形で、つまり Information Program を業務の基本とする形で発足した(教育文化交流プログラム=Exchange Program は国務省に残された)。

61 年には、相互的教育・文化交流法 (Mutual Education and Cultural Exchange Act(PL87-256)=Fulbright-Hays Act) が制定され、次の目的が掲げられる。

“The purpose of this chapter is to enable the Government of the United States to increase mutual understanding between the people of the United States and the people of other countries by means of educational and cultural exchange; to strengthen the ties which unite us with other nations by demonstrating the educational and cultural interests, developments, and achievements of the people of the United States and other nations, and the contributions being made toward a peaceful and more fruitful life for people throughout the world; to promote international cooperation for educational and cultural advancement; and thus to assist in the development of friendly, sympathetic, and peaceful relations between the United States and the other countries of the world. (U. S. Code Title 22-Foreign Relations and Intercourse /Chapter 33-Mutual Education and Cultural Exchange Program Sec. 2451:Congressional statement of purpose) ”

ここで打ち出されたのは、「政府も教育文化交流を通じて相互理解の促進にあたるべし」という方向で、それを受けて、海外に教育文化センターの設置が始まり、国務省に教育文化事業局 (Bureau of Educational and Cultural Affairs: ECA) が新設され、国務省が教育文化交流に積極的に乗り出すこととなった。

しかし、1978年になると、カーター大統領によって、国務省の ECA は USIA に統合されることになり、USIA の名称も International Communication Agency (USICA) に変更され、USIA の第二の使命として、”reduce the degree to which perceptions and misunderstandings complicate relations between the United States and other nations” が付け加えられることになった。ここに至って、USIA は「情報発信・教育・文化活動の実施を通じて米国と他国の相互理解を促進する連邦政府エージェンシー」とみなされるようになっていく。1982年には、レーガン大統領によって再び名称が USIA に戻されるが、そこでの使命は次のように認識されていた。

- ・ To explain and advocate U.S. policies in terms that are credible and meaningful in foreign cultures
- ・ To provide information about the official policies of the United States, and about the people, values, and institutions which shape those policies
- ・ To bring the benefits of international engagement to American citizens and institutions by helping them build strong long-term relationships with their counterparts overseas
- ・ To advise the President and other policymakers on the ways in which foreign attitudes will have a direct bearing on the effectiveness of U.S. policies

ここに見られるのは、明確な米国の国益追求のための「相互理解の促進」であり、外交の手段としての「教育文化交流」である。それは、国際交流基金のような、一見価値中立的とも見えるナイーブな文化交流指向とは相当に様相を異にし、国際交流基金でも論議されてきた「文化交流は国益追求のためであり、安全保障政策の一つである」という考え方

を、USIA ではより直截明瞭に具現化したものであったと言えるだろう。

1999年には、USIAはスタッフ6,352名(うち外交スタッフ904名、本部スタッフ2,927名、現地スタッフ2,521名)、予算約11億ドル(約1342億円)を有し、142カ国にU.S. Information Service (USIS) と呼ばれる在外機構・ポストを190配備するほどの巨大組織であった。

1-2-2 Public Diplomacy の定着

こうした流れの中で、国益をより効果的に貫徹させていくために相互理解を促進し、情報提供や教育文化交流を手段として組み込んでいく外交は「public diplomacy」と呼ばれるようになっていく。public diplomacy という用語が初めて使用されたのは65年のことだと言い(“Library of Congress study of U.S. international and cultural programs and activities prepared for the Committee on Foreign Relations of the U.S. Senate”)、定義にはまだ幅があって、米国でも広く人口に膾炙した用語とは言い難いが、USIAでは、public diplomacy を次のように定義していた。

Public diplomacy seeks to promote the national interest and the national security of the United States through understanding, informing, and influencing foreign publics and broadening dialogue between American citizens and institutions and their counterparts abroad.

実際、public diplomacy とは何かを一言で表すのは至難だが、①public diplomacy は非政府(non-governmental)の個人や組織に主として関わる、②public diplomacy では政府の公式見解に加えて個人や組織の私的見解も提供する、という2点において、国家対国家の関係で展開されてきた「伝統的外交(traditional diplomacy)」とは異なるとされることに注目しておく必要がある。また、プロパガンダは虚実に基づいても成立しうるが、public diplomacy は真実に基づいてしか成立しえず、信頼の鉄則が求められると考えられていることにも注意を払う必要がある。

USIAでは、public diplomacyを進める手法は、便宜的に「情報」と「教育文化交流」に大別されてきたが、両者は不即不離と考えられており、近年はインターネットや電子メールなどIT革命がもたらした最新技術を取り入れることに努力が傾注されてきた。「情報」の領域では、政府声明などを流す「SELECT(時事情報URLs)」や電子ジャーナルの発信、スピーカーの派遣、専門家の中期派遣、電話会議、出版、電子出版、フォーリン・プレス・センターの運営、海外の情報リソース・センターの運営がプログラム化され、「教育文化交流」の領域では、フルブライト・プログラム、学術交流、米国研究支援、英語教育、国際ビジター・プログラム、市民交流、民主化支援、芸術交流がプログラム化されてきている。

さらに、「情報」の領域では、国際放送が一貫して重要なプログラムとされ、1994年の国際放送法(International Broadcasting Act (PL103-236))をもって、USIAの中にBroadcasting Board of Governorsが設置されるとともに、その監督下に、53ヶ国語によるVoice of Americaのラジオ放送、WORLDNET Television and Film Serviceのテレビ

放送（1983年開始）、キューバ向けの Radio Marti と TV Marti（1985年開始）、中欧と旧ソ連向けの Radio Free Europe/Radio Liberty、中国・チベット・ビルマ・ベトナム・北朝鮮・カンボジア向けに7ヶ国語で流された Radio Free Asia といった非軍事の政府国際放送が統合され、国際放送局（International Broadcasting Bureau: IBB）が形成されていた。

1-2-3 United States Advisory Committee on Public Diplomacy (ACPD)

こうした public diplomacy のあり方をモニターし、政府の機能として確立することに大きな役割を果たしてきたものに、「Public Diplomacy 諮問委員会（United States Advisory Committee on Public Diplomacy: ACPD）」がある。この委員会は、1948年の Information and Exchange Act に基づいて、1949年に連邦議会のイニシャティブで設置されたもので、年限を区切って内容や名称と存続の見直しが行われながら、現在の形となってきた（現委員会の見直しは2001年10月）。上院の同意を得て大統領が任命したさまざまな分野の6人のメンバーで構成されている。

その目的は、“provides oversight of U.S.-government activities intended to understand, inform, and influence foreign publics”というもので、国務省や連邦エージェンシーにおける public diplomacy の政策とプログラムを評価し、議会・大統領・国務長官にレポートを提出して勧告するのが任務となっている（最近のレポートは本節末尾「関連政策ペーパー」の項に後掲）。

こうした委員会が50年以上にわたって存続してきたのは、他国に影響を及ぼすことを戦略的に追求してきた米国ならではのと言えようが、Public Diplomacy 諮問委員会（ACPD）は、米国の public diplomacy は政策的にもプログラムのにも一貫して成功してきたとの評価をしており、USIA の存在意義を重視するとともに、情報化時代に対応した public diplomacy の見直しと新たな取り組みの必要性を強調してきている。

1-2-4 USIA と国務省 (State Department) の統合

しかしながら、USIA の努力や ACPD の勧告にも拘らず、財政健全化や外交機能の見直しを求める議会の駆け引きの中で、USIA は、1995年ころから出版部門の廃止などで人員の3分の1が削減され、クリントン大統領による1998年の Foreign Affairs Reform and Restructuring Act をもって、1999年10月1日には遂に廃止された。そして、USIA の4,025人のスタッフは国務省に移籍され、その機能は国務省に統合されることになった（同時に、USIA の国際放送部門 International Broadcasting Bureau (IBB) は切り離され、国務省傘下の独立連邦エージェンシーとなった Broadcasting Board of Governors の監督下におかれることになった）。

USIA を統合した国務省では、教育文化事業局（Bureau of Educational and Cultural Affairs: ECA）を新設して USIA の ECA が担当した教育文化交流プログラム（Exchanges）を継続させ、国際情報プログラム部（Office of International Information Programs: IIP）を設けて USIA の Information Bureau が担った情報プログラム（Information）を継続させ、これらの2部門に、従来から国務省に存在した国内広報局（Bureau of Public Affairs:

PA) を抱き合わせにすることとなった。そして、これら 3 部門の全体を統括するポストとして、Public Diplomacy/Public Affairs 担当国務次官 (Under Secretary for Public Diplomacy and Public Affairs : PDPA) が新設された (統合の経緯等については第 2 節も参照のこと)。

PDPA 担当国務次官の任務は、「PDPA helps ensure that public diplomacy (engaging, informing, and influencing key international audiences) is practiced in harmony with public affairs (outreach to Americans) and traditional diplomacy to advance U.S. interest and security and to provide the moral basis for U.S. leadership in the world (米国の国益と安全を促進し、世界における米国のリーダーシップにモラル的基盤を与えるために、public diplomacy が public affairs および traditional diplomacy と調和的に実行されることを確保するように助力する)」とされている。

ここに初めて public diplomacy という用語が機構名に登場し、それが public affairs と対になることになった。ここでは、public affairs は「outreach to Americans (米国民への働きかけ)」とされ、public diplomacy は「engaging, informing, and influencing key international audiences (国際的に鍵となる人々を関与させ、情報を提供し、影響を与えること)」と簡潔に定義されている。

このことは、外交の実現には内外の幅広い支持基盤の確立がますます重要となってきたことから、従来の伝統的な外交に加えて、米国の政策に対する国民的な理解・支持基盤を国内的に醸成・確立するとともに、米国の政策に対する海外有力者 (ひいては、その先にある他国民) の理解・支持基盤を国際的にも醸成・確立することが不可欠で、これらを一体的に推進することが不可避だとの方向性の模索が始まったと考えてよいだろう。これまで以上に、「国際」に関わる public diplomacy は「国内」に関わる public affairs と密接不可分に推進されていかねばならない時代に入ったのである。

1-2-5 統合の評価

とは言え、国務省と USIA のこの統合に対する評価はまだ定まったものがない。統合にあたっては、USIA の地域部門 (Regional Office) は国務省の地域部門に統合され (逆に言えば、国務省の各地域局に public diplomacy の担当部門が新たに設けられ)、国務省の各機能局にも public diplomacy を強化するための 27 ポストが新たに設けられて、国務省全体における public diplomacy への取り組みは強化された。しかしながら、教育文化事業局 (ECA) の担当する教育交流事業と、国際情報プログラム部 (IIP) の担当する情報プログラムは、従来の国務省の機能や時間軸とも異なる上、業務の専門性、ノウハウ、ネットワークの維持の必要性もあって、結局は、USIA における部門および機能がほぼそのまま国務省にはめ込まれたに近い状態となっている。実際、Public Diplomacy/Public Affairs 担当国務次官 (PDPA) 傘下の部門では、Public Affairs 部門は元通り国務省本館にあるが、PDPA 担当国務次官の執務室、ECA 部門、IIP 部門は旧 USIA 本部ビルにそのまま残っており、国務省本館には入っていない。

このように国務省の中でも、public diplomacy への取り組みはまだ過渡期にある。また、統合にあたって USIA の枠組みと機能・事業が維持されたのは、public diplomacy を重視

する議会の後押しもあった。たとえば、ECA の予算は国務省の本体予算とは別建てでイマーク(他に流用しない)され、議会が設けた「防火壁」によって今も守られている (Foreign Operations でなく、Commerce-Justice-State の予算分類になっている)。要は、短期的な外交的成果を求めて政府間で政策を遂行する traditional diplomacy と、中長期的な信頼基盤の育成・相互理解をめざす非政府的な交流のような public diplomacy とは、時間軸も成果も違い、public diplomacy の方があおりを食う可能性が高いことから、public diplomacy は常に意識的に確保されていかなければならないとする議会の意向が働いている(さらに、国内向けの public affairs と海外向けの public diplomacy を完全に一体化させてしまうと、大統領府の力が強大になりすぎるため、これを牽制する意味で議会がこれらを二つに分け、public diplomacy の動向を監視するという力学が働いている面もあるという)。

現時点での統合への評価は様々である。すべての省庁と等距離で密接に連携していた USIA であったのに、それが国務省の傘下に入ったことで、カバーする範囲がかえって狭まり、柔軟性やコーディネーションに欠けるようになり、専門性も薄まったとの批判も大きい。他方、国務省内での政策調整がより総合的に行われるようになり、public diplomacy の重要性に対する国務省内での認識が高まるといった教育効果や、個別の国に対する施策の検討に public diplomacy の観点からのインプットが重視されるようになったとの内部評価もある。また、出身母体の違いや「文化」の違いによるスタッフどうしの確執、あくまでも traditional diplomacy を本流として public diplomacy を見下す旧態依然の風潮など、今後取り組むべき課題も多いようだ。統合を経て、ECA はかえって孤立度を深めることになり、IIP は USIA 時代よりもずっと活動的になったと、評価の明暗が分かれているあたりも考えさせられるものがある。

先の ACPD が 2000 年 10 月に公表した報告書 *Consolidation of USIA Into The State Department: An Assessment After One Year* には統合過渡期の様々な問題点が指摘されているが、長短両方の要素が混在しているようである。public diplomacy が国務省内で明確な位置を占め、米国外交に新たな価値をもたらしたと認識されるまでには、今後 4~5 年はかかりそうだという。

1-3 Public Diplomacy としての国際交流の今後

1-3-1 外交のプライオリティと Public Diplomacy

public diplomacy と public affairs の連携が強化されたということは、グローバリゼーションの中では、それだけ外交が内政と不可分となり、内政もますます外交と不可分になってきたことの反映といえる。また、IT 革命の進展で、情報提供能力が国のパワーを左右するようになり、特に英語を基本語とする米国では、情報の上での「国内向き」と「国際向き」の線引きは意味をなさず、時差も距離も無関係になってきたことへの対応ともいえる。USIA の国務省への統合という紆余曲折を経ながらも、その内実では、グローバリゼーションと IT 革命の時代に不可欠なものとして public diplomacy の重要性がより強く認識され、国益追求により効果的な戦略として本格的に取り組まれる時代が到来しつつあると言ってよいのかもしれない。

国務省が2000年9月にまとめた「戦略プラン (U.S. Department of States Strategic Plan)」には、外交の長期目標 (US National Interests and Strategic Goals) が7分類16項目にわたってあげられている。要約すると、National Security(Regional Stability, Weapons of Mass Destruction)、Economic Prosperity(Open Markets, US Exports, Global Growth and Stability, Economic Development)、American Citizens and US Borders(American Citizens, Travel and Migration)、Law Enforcement(International Crime, Illegal Drugs, Counter Terrorism)、Democracy(Democracy and Human Rights)、Humanitarian Response(Humanitarian Assistance)、Global Issues (Environment, Population, Health)である。そして、これらの後に別建てで (旧 USIA スタッフに言わせると17番目に)、これら16項目の目標を成功裏に追求していく上で欠かせないものとして Mutual Understanding が掲げられ、その目標は次のように定義されている。

Improve and strengthen the international relations of the United States by promoting better mutual understanding between the people of the United States and the people of world through educational and cultural exchanges.

この前提には、①米国市民による草の根レベルの努力・活動は、これからも興味、賞賛、憧れを持って見られ続け、他国にとってのモデルになる、②米国の優位は覇権だとの懸念を招き、一方的あるいは自己利益的と見える政策に抵抗を引き起こす、③米国のポピュラー文化はこれからも世界へ拡散し、米国人は物質主義で、独り善がり、自由を謳歌し過ぎとの偏見を招く、④米国の高等教育は他国との競争に晒されて行くので、留学生・研究者により門戸を開けるよう制度的課題を究明していかねばならない、⑤交流予算はこれからも国内的な支持を得ていくだろうが、伝統的なプログラムの予算増加は困難、という見込みが挙げられている。

また、この目標の到達度を測る指標としては、①世論調査やメディア、学問的あるいは知的な論争に表出する世論、②現在また将来の米国指導者が交流プログラムに参加の用意があり、喜んで参加するか、③海外参加者には米国の政策やイニシヤティブを形成する社会的・歴史的背景を、米国人参加者には海外の社会や文化を、交流プログラムを通じて極めてよく理解したことの表象、④交流プログラム参加者が自国へ戻ってから重要な地位を得ること、が挙げられている。

したがって、USIA の時代以上に、今後の public diplomacy の目標も16項目の外交目標を明確に踏襲したものとなり、前提を乗り越えることに配慮しながら、到達指標で評価しつつ展開されていくものと思われる。「2 政府部門」で後述する”International Visitors Program”などでは、招聘相手の選考基準として16項目の外交目標が明確に意識されているという。

1-3-2 Public Diplomacy の今後

こうした public diplomacy が、今後さらにどういう展開を見せていくのかの予測は難しい。大統領府、国務省、連邦議会などの様々な駆け引きがありうるだろうし、国務省自体でも、public diplomacy にどういう位置付けを与えようとするのかはまだ不透明であるからだ。そうした中で、public diplomacy の位置付けに言及したいいくつかの提言が外部から

出されている。基本的には、そのどれもが public diplomacy をより重視する方向を示唆しているが、参考として代表的なものを二つ挙げておく。

一つは、Overseas Presence Advisory Panel が 1999 年 11 月に公表した報告 *America's Overseas Presence in the 21st century* である。この中では次のように述べられている。

Public diplomacy is needed to help clarify the American position and viewpoint, to explain why the United States favors a particular course of action, and why that course of action would benefit both U.S. interests and that of another nation.

この報告は、米国の海外におけるプレゼンスのあり方を考えていく上で、スタッフの養成やそのあるべき姿を答申したものであるが、public diplomacy の確立を明確に求めるものとなった。

もう一つは、世界的な国際問題研究機関である Council on Foreign Relations が Center for Strategic and International Studies と共同で行ったタスク・フォースの報告 *State Department Reform* である。この報告は、ブッシュ新政権の誕生にあわせて政策提言されたもので、2001 年 1 月に公表された。報告では、せつかく国務省と USIA が統合されたにも拘らず、国務省スタッフは依然として政府間の公式的なやり取りだけに終始し、米国の立場と見解を海外の社会に説いて回るよりも情報収集・分析・防護に終始していると、その官僚的で旧態依然とした「文化」を批判した上で、in the information age public diplomacy has become an even more central dimension of statecraft と指摘している。そして、21 世紀の外交に携わる者のあるべき姿を次のように描く。

The 21st century diplomat must be a public affairs and public diplomacy diplomat. If the department is going to operate effectively in the information age, it will have to adopt a culture of greater openness and direct greater energy toward public outreach and engagement.

そしてさらに、With the end of Cold War, public diplomacy has become an even more vital tool to promote American interests abroad とした上で、民間ビジネスと非政府団体 (NGO) との連携が不可欠な時代に入ったことを指摘し、なおのこと、public diplomacy と public affairs が重要となっていることを繰り返し強調して、大統領に leadership to develop a professional culture that embraces public diplomacy and public affairs as top priorities の発揮を求めている。public diplomacy と public affairs は、ともにアカウントビリティにも関わることで、日本にも参考となる議論だろう。

なお、この報告の最後には、関わったメンバー個人の追加的な見解も収録されているが、元 NATO 大使で、RAND Corporation のシニア・アドバイザーである Robert E. Hunter が、国務省と USIA の統合が裏目に出ていることを特に指摘し、USIA 出身のスタッフの能力、視点、方法論が潰えないよう国務省に要請しているのが目を引く。

なお、これらとは別に、2000 年 11 月には、クリントン政権のイニシャティブで、The White House Conference on Culture and Diplomacy が開催され、報告が出されている。この会議は芸術家、詩人、作家、財団、NGO、外交団などを集めたもので、「to focus attention on the role of culture in the U.S. foreign policy and produce conclusions, which could

inform the future development of American cultural diplomacy」が目的とされた。結論としては、外交官の文化認識の向上、文化理解の重要性に関わる国民教育、国務省の文化支援予算の増額、国務省の文化教育プログラムを支援する非営利組織の設立、インターネットの活用、文化的パートナーシップの振興、文化的多様性を守るための官民・国際資金の確保、国務省・ビジネス・NGO の連携の強化、NEA(National Endowment for the Arts)/NEH (National Endowment for the Humanities)の存在の国際的認知の確立、地域文化プログラムの活用、文学の相互翻訳の必要性が打ち出された。cultural diplomacy という考え方自体に焦点が当てられることは珍しいことだが、民主党の大統領から共和党の大統領に転換したことで、この会議の結論がどの程度の実効性をもつかは予測しがたい。

1-3-3 結び

こうして米国の国際交流政策を通観してみると、あくまでも交流の主体は民間であり、政府が関わる部分は、当初から public diplomacy として非常に戦略的であり、米国の理念と国益を追求するものであることがわかる。99年のUSIAの廃止、国務省への統合に際して編まれたUSIAの回顧ブックレット *The United States Information Agency - A Commemoration, Public Diplomacy: Looking back, looking Forward* に記された次のような public diplomacy の定義は、その意味で大変印象深い。

Public diplomacy is an official expression of a fundamental part of American character - a desire to share with the world our values, our experience and our commitment to freedom and democracy.

米国の発想はそのまま日本の参考にはなりにくい部分も多いが、しかし、大いに学ぶべきものが含まれていることも間違いない。武力で立国せず、ソフトパワーを指向する21世紀の日本にとって、日本の public diplomacy をどう考えるのかは、避けては通れない課題の一つであろう。

関連情報源

<ホームページ>

- ・ USIA (廃止されたUSIAのオリジナル・ホームページは、1999年9月現在(廃止直前)のものが、歴史資料としてイリノイ大学で保存されている)
<http://dosfan.lib.uic.edu/usia/>
- ・ 国務省 <http://www.state.gov>
- ・ 国務省 IIP が発信する米国情報ページ <http://usinfo.state.gov>
- ・ Interagency Working Group on U.S. Government-Sponsored International Exchanges and Training (IAWG) <http://www.iawg.gov>
- ・ United States Advisory Commission on Public diplomacy
<http://www.state.gov/r/adcompd/>
- ・ 元USIA職員の同窓会
<http://www.publicdiplomacy.org/>

＜関連政策ペーパー＞

- U. S. Department of State, *United States Strategic Plan for International Affairs*, February 1999.
- Overseas Presence Advisory Panel, *America's Overseas Presence in the 21st century*, November 1999.
- United States Advisory Commission on Public diplomacy, *Public diplomacy for the 21 Century* (1995)、*A New Diplomacy for the Information Age* (1996)、*Consolidation of USIA Into The State Department: An Assessment After One Year* (2000).
- U. S. Department of State, *Strategic Plan*, September 2000.
- White House, *White House Conference on Culture and Diplomacy*, November 2000.
- Frank C. Carlucci & Ian J. Brzezinski, *State Department Reform: Report of an Independent Task Force Cosponsored by the Council on Foreign Relations and the Center for Strategic and International Studies*, 2001, Council on Foreign Relations.

＜参考文献＞

- Allen C. Hansen, *USIA: Public diplomacy in the Computer Age*, 2nd Ed., 1989, Praeger.
- Hans N. Tuch, *Communicating with the World: U.S. Public diplomacy Overseas*, 1990, St. Martin's Press.
- Jarol B. Manheim, *Strategic Public diplomacy and American Foreign Policy: The Evolution of Influence*, 1994, Oxford University Press.
- Frank Ninkovich, *U.S. Information Policy and Cultural Diplomacy*, (Headline Series No. 308), 1995, Foreign Policy Association.
- The United States Information Agency—A Commemoration, Public diplomacy: Looking back, looking Forward*, 1999, USIA.
- US Department of State and Alliance for International Education and Cultural Exchange ed., *International exchange Locator – A Resource Directory for Educational and Cultural Exchange, 2000 Edition* (抄訳は『米国国際交流機関一覧 (抄) 2000年版』国際交流基金日米センター) .
- ジジ・ブラッドフォード「クリエイティビティと社会の関係—米国の文化政策の発展について」(『Viewpoint』セゾン文化財団ニュースレター17号、2001年2月).
- 田中稔久「米国政府の国際文化交流政策と機構」(『文化経済学』第10号、2001年3月).

2 政府部門

2-1 国務省 (State Department)

米国の国際関係連邦予算額は、連邦予算総額の1%強、国民一人あたり1日12セントという。金額では1998年度が190億7千万ドル、1999年度が224億56百万ドル、2000年度が213億11百万ドル(約2兆6千億円)となっている(別添資料1「国際関係連邦予算推移」参照)。この予算にはさまざまなものが含まれているが、その中で外交を中心的に担うのが国務省(State Department)で、日本の外務省に相当する。職員総数は2001年度で13,890人。世界の約180カ国と国交を結び、在外公館・国際機関代表など約250のポストに外交代表を送っている。

2-1-1 Public Diplomacy/Public Affairs 担当国務次官 (Under Secretary for Public Diplomacy and Public Affairs: PDPA)

この国務省で、国際交流に関わる分野を統括しているのが、政治任命ポストである“Public Diplomacy/Public Affairs 担当国務次官 (PDPA)”である。

その使命は、先にも述べたように「PDPA helps ensure that public diplomacy (engaging, informing, and influencing key international audiences) is practiced in harmony with public affairs (outreach to Americans) and traditional diplomacy to advance U.S. interest and security and to provide the moral basis for U.S. leadership in the world. (米国の国益と安全を促進し、世界における米国のリーダーシップにモラル的基盤を与えるために、public diplomacy [国際的に鍵となる人々を関与させ、情報を提供し、影響を与えること] が public affairs [米国民への働きかけ] および伝統的外交と調和的に実行されることを確保するように助力する)」ことである。つまり、従来の伝統的な外交に加えて、米国の政策に対する国民的な理解・支持基盤を国内的に醸成・確立するとともに、米国の政策に対する海外有力者の理解・支持基盤を国際的にも醸成・確立することが不可欠で、これらを一体的に推進するのが PDPA 担当国務次官の任務ということである。

この PDPA 担当国務次官の傘下には次の3つの局がおかれている。

- 国内広報局 Bureau of Public Affairs (PA)
- 教育文化事業局 Bureau of Educational and Cultural Affairs (ECA)
- 国際情報プログラム部 Office of International Information Programs(IIP)

(別添資料2「国務省組織図」参照。但し、本組織図は2001年3月調査時点のものであり、人名はクリントン政権時代のもの。>)

このうちの IIP は Bureau (局) でなく Office (通常は部ないし課) となっているが、実際には局と同等の扱いであり、そのトップは次官局長会議のメンバーである(国務省の「戦略計画」でも Bureau として扱われている)。また、PA は、プレスセンターの運営やプレス・ブリーフィングの実施、国民への広報やタウン・ミーティングの開催、外交史編纂などが業務の主体で、文字通り public affairs 専門の国内向け部門である。したがって、教育文化交流や国際情報サービスなど public diplomacy に関わる業務は、USIA から移さ

れてきた ECA と IIP が担当部門ということになる。

PDPA のこの 3 部門を日本の外務省に敢えて当てはめると、それぞれの機能は PA が国内広報課＋報道課、ECA が文化交流部、IIP が海外広報課に近く、それらを外務報道官が統括している趣に近いとも言えるが、①各部門のトップはよりシニアで、かつ政治任命ポストであること、②それぞれの部門の規模が大きく、専門家集団であること、③世界的な影響力を持っていること、④インターネットなどの応用力・発信力では国務省内のみならず連邦政府内でも突出していること、⑤国内向けと海外向けの区分けが事実上ない（ともに英語で情報を出すので区分けできない）、というような点において相当に異なるとも言える。

この 3 部門の業務の概要は次の通りであるが、Bureau of Public Affairs は米国民向け、特にプレス対策をしている部門であるので、以下の報告では割愛する。

2-1-2 教育文化事業局 (Bureau of Educational and Cultural Affairs : ECA)

PDPA の 3 部門のうち、いわゆる教育文化交流に携わるのが教育文化事業局 (ECA) である。

EAC の使命は「米国と他国の国民同士の相互理解を推進することで、長期的な国益に資する」こととされ、「学術・専門家交流を通じて、将来のリーダーを見出し、現在および潜在的なリーダーどうしの信頼の基盤を築く」(紹介パンフレット) ことが目指されている。

ECA には、約 320 人のスタッフがおり、次の 3 部門がおかれて、国務省では最大の局となっている。

- 政策リソース部門 Policy and Resources (ECA/D)
- 学術プログラム部門 Academic Programs (ECA/A)
- 専門家・文化交流部門 Professional and Cultural Exchanges (ECA/PE)

つまりは、USIA 時代の中核部隊が名称を変えてそのまま温存されていると言え、実施されているプログラムも USIA 時代とほぼ同じである。ECA のトップは国務次官補 (Assistant Secretary) で、USIA の Associate Director がこれに相当し、各 3 部門のトップは Deputy Assistant Secretary となるが、これらはすべて政治任命ポストである (別添資料 3 「ECA 組織図」参照)。

ECA の交流プログラムについては、大統領の任命になる 12 人の委員で構成される The J. William Fulbright Foreign Scholarship Board が助言しており、ほかに、他国の文化遺産の保護について助言する The Cultural Property Advisory Committee がある。

ECA の予算 (Educational and Cultural Exchange の費目での予算) は、1998 年度 1 億 98 百万ドル、1999 年度 2 億 1 百万ドル、2000 年度 2 億 1 千万ドルで、2001 年度は 2 億 31 百万ドル(約 281 億 8200 万円)となって、国務省全体の予算の 8%弱にあたる。実際には、さらに、特別立法による配賦や他財源から移転されてくる予算 (1 億 40 百万ドル) や、ハワイの East West Center 向け特定予算 (13 百万ドル) などもあるので、2001 年度の ECA 予算の総額は 3 億 86 百万ドル(約 470 億 9200 万円)となっている (別添資料 4 「2001 年度 ECA 予算内訳」参照)。

なお、特別立法による配賦や他財源から移転されてくる予算の中心は、旧東欧諸国の民主化支援のための Support for East European Democracy (SEED) Act (PL101-179, 1989) や、ロシア・NIE 諸国の民主化支援のための Freedom for Russia and Emerging Eurasian Democracies and Open Markets Support Act (Freedom Support Act, PL102-511, 1992) に基づくものが中心で、USAID の予算などが回されてきている。

2001 年度の Educational and Cultural Exchange 費目の予算 (2 億 31 百万ドル) の内訳を部門別に見ると、学術交流 (Academic Exchanges) 1 億 36 百万ドル (59%)、専門家・文化交流 (Professional and Cultural Exchanges) 69 百万ドル (30%)、人件費等管理費 (Exchange Support) 26 百万ドル (11%) というバランスになっている。これを、後述するプログラム単位でさらに細かく見ると、「フルブライト・プログラム (Fulbright Program)」が全体の 53%、「国際ビジター・プログラム (International Visitors Program)」が 20% で、この二つで計 73% を占めており、管理費 11% を勘案すると、これら二つ以外の残りのすべてプログラムに振り向けられている予算は総計で事業予算の 16% 分ではない。

また、事業形態の分類には確立された基準がないので断定は困難であるが、おおまかには、ECA のプログラムのほぼすべてが形態的には国際交流基金で言うところの人物交流事業に該当する。つまり「人の往来」を基本としてプログラムが構成されており、「将来の人材への投資」に集中していると言ってよい。ECA 全体では、年間に約 6,000 人を交流させ、年間約 23,000 人の人々が交流プログラムに参加しているという。

「Policy and Resources (ECA/D)」部門は事業の評価や企画を担当しており、実際の事業は、「Academic Programs (ECA/A)」部門と「Professional and Cultural Exchanges (ECA/PE)」部門の 2 部門が担当しているが、この 2 部門の事業概要は次の通りである。

(1) 教育文化事業局学術プログラム部門 Academic Programs (ECA/A)

Academic Programs (ECA/A) 部門には、Office of Academic Exchange Programs (ECA/AE)、Office of Global Educational Programs (E/AL)、Office of English Language Programs (E/AS) の 3 つのセクションが置かれている。

a) Office of Academic Exchange Programs (ECA/AE)

ECA/AE の最大プログラムは「フルブライト・プログラム」(Fulbright) である。1946 年にフルブライト上院議員の提唱で始まった世界的に著名な交流プログラムは、ECA の中でも最大規模のプログラムで、2001 年度では ECA の事業費の 53% を占める。

このプログラムを通じて、年間約 800 人の米国人研究者が 140 カ国以上に送り出され、約 800 人の外国人研究者が米国での研究のために招聘され、また、800 人以上の米国人学生が海外の大学・大学院へ送り出され、約 3,000 人の外国人学生に米国での勉学のための奨学金が給付されている。プログラム創設以来、恩恵を蒙った研究者・学生の総数は 234,000 人 (米国人 88,000 人、外国人 146,000 人) を超える。

日本とは、1949～51 年の GARIOA プログラムに続いて、52 年からフルブライト・プログラムが始まるが、79 年に日本に日米教育委員会 (JUSEC) が設立されたのを契機に、経費は日米両国政府で折半されるようになり、さらに、フルブライト同窓生による募金も

なされている。日米間では、毎年、日本人 70 人、米国人 60 人が恩恵に浴し、1949～99 年の参加者累計は、日本人 6,422 人、米国人 1,756 人、計 8,171 人である。

また、ECA/AE では、海外での米国研究を振興するため、海外の米国研究者や教員が米国の大学で 6 ヶ月間集中的に米国の歴史・政治・社会等を学ぶ Fulbright American Studies Institute も実施している。ほかに、海外の出先では、当該地での米国研究を振興するために、会議助成、図書援助なども行われている。

さらに、ECA/AE では、議会が定めた特別プログラムとして、旧ソ連・東欧・中欧諸国向けの民主化支援プログラムを実施している。これらには、Edmund S. Muskie Fellowship, Regional Scholar Exchange Program, Junior Faculty Development Program, Freedom Support Act Fellowships in Contemporary Issues, Freedom Support Act Undergraduate Program, The Ron Brown Fellowship Program, The Russia-U.S. Leadership Fellows Program, The Internet Access and Training Program が含まれる。

b) Office of Global Educational Programs (E/AL)

E/AL では、専門家・教員の交流、機関どうしの連携、学生や研究者の交流支援などを行っており、重点地域や重点プログラムを特定して E/AL の方から呼びかける RFP (Request for Proposal) を実施している。

Hubert H. Humphrey Fellowship では、今後その国でリーダーになっていこうと考えられる中堅専門家を特定国から米国へ招聘して、大学院レベルの教育と専門的な実務訓練とを行っている。1979 年以来、延べ 100 カ国以上から 2,700 人以上が招聘された。

Institutional Linkage Programs for International Educational Cooperation では、高等教育機関どうしの連携を促進するために教員を交流させており、1982 年以降で 600 件以上の助成金が出されている。全世界を対象とした College and University Affiliations Program では、3 年間に 100,000～150,000 ドルの助成金が出され、また、旧ソ連・東欧向けに二つの特定プログラムが実施されている。

Fulbright Teacher and Administrator Exchange Program では、小中高校・大学の教員を交流させるもので、34 カ国と事業が行われている。

また、Educational Information and Resources Program では、世界中に展開するアメリカン・センターやインターネットを通じて、米国の教育システムや留学に関する情報 (“Education USA”) を提供し、外国人留学生向けの大学やコミュニティのプログラムに助成している。

c) Office of English Language Programs (E/AS)

ここでは海外における英語教育振興のための事業が行われているが、ブリティッシュ・カウンシルのような国策や収益事業としては位置付けられておらず、英語が国際共通語になっていく中では、特定の地域の大使館からの要請に対応するだけの相当に小規模なものとなっている。現在も縮小しつつある部門である。

English Language Specialist/Speakers Program, Digital Video Conference, English Language Fellow Program などがあるが、アフリカ・中東・旧ソ連・東欧・中南米での実

施が中心で、いずれも規模は小さく、日本や韓国では全く実施されていない（アジアで講師を派遣しているのはタイとインドネシアに1人ずつのみ）。教材開発が小規模に行われ、*forum* という季刊雑誌も大使館経由で限られた国に対して配布されているが、近年はオンラインでの供給に切り替えられてきている。

(2) 教育文化事業局専門家・文化交流部門 Professional and Cultural Exchanges (ECA/PE)

Professional and Cultural Exchanges (ECA/PE) 部門には、Cultural Programs Division を含む Office of Citizen Exchanges (ECA/PEC) と、Office of International Visitors (ECA/PEV) の二つのセクションがおかれている。

a) Office of Citizen Exchanges (ECA/PEC)

ここでは、コミュニティ団体・専門家組織・大学などの非営利組織に助成金を交付することで、専門家 (Professional Programs) ・青少年 (Youth Programs) ・文化 (Cultural Programs) の三つのプログラム領域で、米国内および海外で実施されるグラスルーツ・レベルでの交流を促進している。助成金の交付対象は米国人の参加者個人か米国の非営利組織に限られる。組織間の連携を図ることが優先され、米国の非営利組織 (NPO/NGO) の国際活動への参画を促し、民間助成を導入してこるための呼び水の機能も意識されている。

専門家プログラムの対象領域は、紛争解決、教育と教科改変、メディア育成、法治、環境保護、労働組合、司法訓練、地方行政、知的所有権、法治、公益業務、小企業育成、市民ネットワーク等である。重点地域や重点プログラムを特定して ECA/PEC の方から呼びかける RFP (Request for Proposal) を実施している。

青少年プログラムでは、ドイツとの交流に特化した Congress-Bundestag Youth Exchange Program を別にすると、他はすべて旧ソ連・東欧・中欧向けの民主化支援プログラムで、Secondary School Initiative, School Partnership Program, Future Leaders Exchange (FLEX), Youth Leadership Program, Community Connections, Teaching Excellence Award, などが実施されている。

文化プログラムは、かつては中心的な事業として大規模に展開されていたが（その始まりは 1938 年に設立された Division of Cultural Relations まで遡る）、90 年代半ばの財政再建の際に大幅な予算削減を受け、ECA/PEC の一部に Cultural Programs Division として組み込まれることとなった。予算的にも年約 2 百万ドル（約 2 億 4400 万円）で、事業規模は極めて限られたものとなっている。

芸術家の交流を促進するために米国の非営利組織が行う芸術プロジェクトを公募して助成する Creative Arts Exchanges Program、米国文化になじみのない国の大使館にジャズを送る Jazz Ambassador Program、大使館での上映のために最新劇映画を送る Future Film Service、大使館の要請で文化専門家を 10 日から 6 週間派遣する American Cultural Specialists が行われている。また、Pew Charitable Trusts, Rockefeller Foundation, National Endowment for the Arts (NEA) と共同で、Fund for U.S. Artists at International Festivals and Exhibitions に資金提供し、米国芸術の国際芸術祭への参加支援を行っている。さらに、Kennedy Center の協力をえて、ウェブ上に Performing Arts

Calendar を設け、海外巡回する米国芸術団体の情報を米国大使館や海外の興行師に提供するとともに、美術館同士の提携促進を American Association of Museums と実施している。

b) Office of International Visitors (ECA/PEV)

ECA の 01 年度予算の 20% を占め、フルブライト・プログラムに次ぐ中心的プログラムとなっているのが、ここが実施する International Visitors Program である。海外の米国大使館の推薦をもとに、30～40 歳の現在あるいは将来のリーダーを 3 週間（アジアからは 4 週間）世界中から米国に招くもので、日本外務省の中堅指導者招聘のモデルとなったものである。年に約 4,700 人を招聘するが、うち約 3 分の 1 の招聘者は自費ないし自国政府の経費負担で来米し（Voluntary Visitors と呼ばれる）、残り 3 分の 2 の招聘者は国務省が経費を負担している（International Visitors と呼ばれる）。

招聘対象者は、今後も対話を継続できる年代であること、両国間の関係を良好なものとするような影響力があること、職業は問わないが文民であり VIP でないこと、初めての本格的な滞米体験となることが条件とされている。関心や専門については、地域的安定、大量破壊兵器、自由市場、米国からの輸出、グローバルな成長と安定、経済発展といった国務省の外交プライオリティに沿った関係者が優先されている。

日本からの招聘者はすべてが Voluntary Visitors で、2000 年度には 37 人が招聘され、アジア太平洋では、中国（62 人）、インドネシア（43 人）、韓国（39 人）に次いで 4 番目となっている（その後はフィリピン/ベトナム 22 人、マレーシア 17 人、オーストラリア 15 人、タイ 13 人、カンボジア/香港 11 人、NZ10 人、台湾 9 人、ビルマ/モンゴル 8 人、シンガポール/ラオス 8 人、フィジー 3 人、パラオ/パプアニューギニア 1 人と続く）。

これまでにこのプログラムで招聘された延べ人数は 10 万人を越え、その中から、2001 年 2 月現在で、186 人の国家元首が生まれ、約 1,500 人の大臣が生まれているという。

受入は、ECA/PEV の担当者（Program Officer）に加えて、全体の日程作成等を行う全国規模の専門的な中間サービス機関（National Council for International Visitors, Institute of International Exchange など）、さらに、各地で受入の実際を担うボランティア団体（Council for International Visitors など）の 3 層の構造が有機的に連携することで行われる。

2-1-3 国際情報プログラム部（Office of International Information Programs : IIP）

先に述べたように、国際情報プログラム部（Office of International Information Programs: IIP）は Bureau でなく Office（通常は部または課のレベル）となっているが、実際には局と同等の扱いであり、そのトップは次官局長会議のメンバーである。

その使命は、紹介パンフレット（*"The Office of International Information Programs"*）の次の記述に凝縮されている。

American diplomacy must deal as effectively with foreign publics as it does with foreign governments. Reaching the right audience at the right moment with the right message is essential for the conduct of effective policy and action. The United

States' ability to resolve conflicts, support global economic growth, and address international issues increasingly depends upon its ability to inform publics in other countries about our policies and their context.

(米国の外交は、外国政府と同様に、外国の大衆に対しても効果的に対処すべきである。然るべきタイミングに然るべきメッセージをもって然るべき聴衆に働きかけていることは、効果的な政策と行動を実行する上で不可欠である。紛争を解決し、グローバルな経済成長を支え、国際的な課題を追究する米国の能力は、米国の政策とその文脈を他国の大衆に対して伝える能力に益々依拠している)

IIP は、元来 USIA の Bureau of Information が担っていた情報プログラムを継承するもので、国務省にとどまらず、米国政府全体を横断して、米国の政策と米国社会について海外へ知らしめる中軸的な機能を担っている。public diplomacy に関わる戦略の立案に始まり、政府演説、声明、ファクト・シートなどを網羅して、通年で休みなく発信することが任務となっている。

その発信の手法は、情報化社会を反映して、インターネットの活用に最重点が置かれている。ホームページ (<http://usinfo.state.gov>) には毎週 100 万件以上のアクセスがある由で、複数語での記事掲載、検索用のデータベース化、マルチメディアを駆使した映像の活用なども行われている。また、特定のテーマ毎にリスト・サーバが作られ、世界のどこからであれ、関心のあるテーマを選んで自分の電子メール・アドレスを登録すると、その関心事項に関連した最新情報が電子メールで自動的に無料配信されてくるサービスも実施されている。IIP におけるこうしたインターネット活用の充実度や、情報処理技術の高さは、米国政府機関の中でも群を抜いている由で、外交に関わりのある米国政府の声明のすべてがデータベース化され、ここから一元的に検索できるメリットは大きい。

IIP では、ほかに、主要政府文書のアラビア語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語への翻訳、パンフレット・本・CD-ROM などの作成・配布、米国人の手になる政策指向研究成果の翻訳への助成も行っている。また、年に 1000 人を越えるスピーカーの海外派遣、電子ビデオ会議の実施、在外公館に付設 (別置) された 150 以上の情報リソース・センター (アメリカン・センター) の運営支援などを行っている。

IIP を特徴付ける最大の点は、国際交流基金のように「自国 (文化) 紹介・自国 (文化) への理解促進」といったことが抽象的に構想されているのではなく、米国の政策、原則、方向性、価値などが米国の利益 (国益) に直結する形で取り上げられ、public diplomacy としてより戦略的にデザインされ、戦略的に世界へ発信されていることにあるだろう。紹介パンフレットの次の説明文のように、国際的な影響力の行使、ソフトパワーの行使が意図されている点は明確である。

We(IIP) employ public diplomacy—the art and science of engaging, informing, and influencing key audiences around the world about U.S. policies, principles and values—to provide a context for understanding U.S. policy, to help set the international agenda, to forge consensus on common approaches to global challenges, and to help shape the preferences of international actors.

(IIP は、米国の政策を理解するための文脈を提供し、国際的なアジェンダの設定を助け、グローバルな挑戦課題への共通アプローチに合意を形成し、国際的なアクターたちの望むところを形としていくために、米国の政策、原則、価値に関して世界の鍵となる人々を関与させ、情報提供し、影響を及ぼす芸術であり、科学である public diplomacy を駆使する)。

こうした考え方を如実に反映するのは、IIP の中に置かれた Office of Thematic Programs(IIP/T)である。その内部には、テーマに応じて編成されたチームと、制作物の内容に応じて編成されたチームがあるが、目下、重点的に取り上げられているテーマは、「政治的安全保障」「経済的安全保障」「民主主義と人権」「米国社会と価値」「グローバルな課題とコミュニケーション」である。

IIP/T は、欧州、アフリカ、東アジア、中東・西アジア、西半球を分担してカバーする Office of Geographic Liaison (IIP/G)と密接に連携して活動し、さらに、Office of Information Technology Service (IIP/I)から技術的な支援を受けている（なお、IIP/I は、PDPA や ECA にも技術的な支援をしている）。

USIA の国務省への統合の結果、すべての省庁と等距離で密接に連携できた USIA の利点が失われたという短所が生まれた他方で、特定の政策に関しての国としての意見統一がかえってやりやすくなった点もあるようで、例えば、バイオ・テクノロジーに関して、Under Secretary of PAPP を座長に各省庁の意見のすり合わせが行われ、国としての対外的な意見表明の統一が図られるということが実際に始まっている由である。

なお、前述の通り、かつて USIA に所属していたラジオ・テレビの国際放送 (Voice of America, Radio Marti, Worldnet TV Film Service など) は、国務省と USIA の統合の過程で分離され、独立した連邦エージェンシーとなった Broadcasting Board of Governors の元に一本化されて、国務省予算で運営される形となっている。

2-1-4 政府提供国際交流・研修に関わる省庁横断ワーキング・グループ (Interagency Working Group on U.S. Government - Sponsored International Exchanges and Training : IAWG)

政府提供国際交流・研修に関わる省庁横断ワーキング・グループ (IAWG) は、米国政府が公的資金で実施している国際交流・研修プログラムの連携をはかり、効率と有効性を改善するための方策を提言することを目的として、1997年6月15日に大統領令をもって発足した。当初は USIA の中に事務室が設置され、USIA のスタッフが専従となったが、国務省と USIA の統合により、現在は PAPP 担当国務次官のもとに置かれて、USIA 出身の国務省職員4人と海軍出向1人で構成されている。

IAWG の任務は、国際交流・研修に関わる分野において、①事業に関わる情報・データを集めて分析し、クリアリング・ハウスとしての役割をはたす、②共通する課題について政府機関どうしの理解と協力を促進する、③各政府機関の事業の重複を特定し、報告する、④最低10%の経費削減を目指した行動計画を含む共同戦略を開発し、毎年その見直しを行い、報告書を刊行する、⑤活動評価の手法について提言し、報告書を刊行する、⑥官民パートナーシップを推進し、政府事業への民間協力を勧奨する、こととされている。

現在のメンバー機関は、12省+15機関（他に、データ提供のみに応じている非メンバー機関が2省+13機関）で構成され、国防省・教育省・司法省・国務省・米国国際開発庁（USAID）の5機関が理事機関となって、国務省教育文化事業局長（Assistant Secretary for ECA）が座長を務めている。後述の日米友好基金もメンバーの一つである。

こうした省庁間の調整機能は、これまでも同様の試みが再々なされてきたが、成功した例はなかったといい、クリントン政権下で発せられた1997年の大統領令で、初めて実効性を持つものになったという。しかし、省庁間の協力には様々な困難があったようで、協力体制を築くために、IAWG自らがイニシアティブを発揮して、①メンバー機関から情報を集めるだけでなく逆に情報を提供するようにした（収集した全体データを各メンバー機関が独自に加工できるようにしている）、②メンバー機関に対してIAWGがコンサルタント的な機能を果たすようにした、③一般からの問い合わせをIAWGが一手に引き受けて徹底的に対応し（駆け込み寺の役割）、メンバー機関と持ちつ持たれつの存在感を作った、④プログラムの共通評価手法を開発してきた、などの努力が払われてきた。

とはいえ、省庁間で重複するプログラムをIAWGで調整し、改廃するところまで行くのは不可能とのことである。同種のプログラムが並存している場合には、むしろ、個々のプログラムの内容や趣旨・目的の違いをより明確にさせ、プログラムを差別化させることで、並存していることの妥当性を積極的に代弁するようにしているという。

NGOとの連携にも努力が払われており、IAWGのホームページ（<http://www.iawg.gov>）には、国際交流・研修に係るNGOのリストやリンクも用意され、また、Alliance for International Educational and Cultural Exchangeが刊行している *International Exchange Locator: A Resource Directory for Educational and Cultural Exchange* の編纂などにも協力している。

IAWGの1999年度の統計では、政府の14省+28エージェントで計180の国際交流と研修に関わるプログラムが提供され、政府資金10億ドルに加えて最低でも6億4千万ドルの民間資金が投入され、14万1千人の参加者があったという。その分野・機関・地域別統計によると、科学技術プログラム88、国防・軍事プログラム31に比べて、文化プログラムが39と比較的比率が高いことが目を引く。

また、東アジア・太平洋地域からの1999年度参加者国別統計によると、米国政府提供のプログラムで日本を訪問した米国人は1,228人、日本からの訪米者は5,236人、合計6,464人で、同地域では日本が最大の交流相手（同地域の27%）となっている。

ちなみに、同地域の往来者合計の2位は中国の5,948人、3位は韓国の1,945人、4位はオーストラリアの1,420人、5位はタイの1,337人、6位は台湾の1,053人で、以下、フィリピン909人、シンガポール765人、インドネシア634人と続く。

<国務省>

<http://www.state.gov>

- 本館（地域局+機能局+PA）：2201 C. St. N.W. Washington D.C. 20520
- 別館（PDPA 国務次官+ECA+IIP）：301 4th St. S.W. Washington D.C. 20547
- ECA 電話：202-619-4597, FAX：202-619-5068, 問合せメール：maileca@pd.state.gov

別添資料1 国際関係予算推移 会計年度 2000 年

(http://www.state.gov/www/budget/2000_table_pg4.html より)

FY 2000 International Affairs Budget (Accounts By Appropriation Subcommittee)

Budget Authority (\$ in Millions)	FY 1998 Actual	FY 1999 Estimate 1/	FY 2000 Request 2/
TOTAL, INTERNATIONAL AFFAIRS	19,070.51	22,456.38	21,311.24
FOREIGN OPERATIONS	13,212.65	13,842.00	14,100.73
Multilateral Development Banks (MDB)	1,458.94	1,476.26	1,394.53
MDB Arrears	[359.75]	[538.95]	[168.38]
Treasury Technical Assistance/IFI Commission	-	1.50	8.50
Debt Restructuring	27.00	33.00	120.00
International Organizations & Programs	294.50	292.00	293.00
Development Assistance	1,724.63	1,789.00	1,848.00
AID Credit Programs	11.05	8.50	10.00
AID Operating Expenses	478.86	492.65	507.74
Inspector General	29.05	30.75	25.26
Freedom Support Act	770.80	847.00	1,032.00
International Disaster Assistance	190.30	200.00	220.00
Support for Eastern European Democracy	485.28	430.00	393.00
Voluntary Peacekeeping Operations (PKO)	77.50	76.50	130.00
Economic Support Fund (ESF)	2,419.60	2,432.83	2,389.00
International Military Education & Training	50.00	50.00	52.00
Foreign Military Financing (FMF)	3,361.07	3,350.00	3,430.00
Nonproliferation, Anti-Terrorism (NADR)	133.00	218.00	231.00
Overseas Private Investment Corporation (net)	(198.00)	(117.00)	(204.00)
Trade and Development Agency	41.50	44.00	48.00
Export-Import Bank (net)	717.61	799.00	881.00
Inter-American/African Foundations	36.00	31.14	36.70
Migration and Refugee Assistance	700.38	670.00	690.00
International Narcotics and Crime	230.00	493.60	295.00
Peace Corps	225.58	241.27	270.00
Special Defense Acquisition Fund	(52.00)	(48.00)	-
WYE MEMORANDUM: MIDDLE EAST PEACE PROCESS			
Supplemental & Advance Appropriations	-	900.00	500.00
FMF Rescission	-	(18.00)	-
COMMERCE-JUSTICE-STATE	4,979.70	6,858.22	5,910.51
State Programs	2,584.69	3,427.89	2,927.77
Educational & Cultural Exchanges	197.73	200.50	210.33
Other State Programs	72.30	72.40	79.35
Security & Maintenance of US Missions	397.94	1,030.56	483.68
Contributions for International Peacekeeping Activities	210.63	231.00	235.00
Contributions to International Organizations	888.88	922.00	963.31
UN Arrearage Payments	100.00	475.00	446.00
Related Appropriations (TAF, E/W, N/S, NED)	52.56	54.38	62.88
International Broadcasting	431.51	397.71	452.59
International Trade Commission & Other Prgs.	43.46	46.80	49.60
AGRICULTURE - PL 480 (Titles II & III)	867.00	862.00	787.00
LABOR, HHS - US Institute of Peace	11.16	12.16	13.00

1/ Includes FY 1999 Emergency Supplemental Appropriations totaling \$1,899 million.

2/ The FY 2000 Request consolidates USIA and ACDA into the Department of State and establishes International Broadcasting as an independent agency.

1. Included in the FY 1999 and FY 2000 columns for the Multilateral Development Banks are respectively \$538.952 million and \$168.383 million in arrears payments. Contributions to the UN Children's Fund (UNICEF) appear in the International Organizations & Program account (IO&P).
2. Funding transferred out of the Freedom Support Act (NIS) and Support for Eastern European Democracy (SEED) to other accounts in FY 1998 are included in the NIS and SEED totals and not in the estimates and requests of the receiving accounts.
3. The Voluntary Peacekeeping Operation (PKO) account does not reflect transfers to the account made pursuant to Section 632 of the Foreign Assistance Act.
4. The FY 1998 column of the Contributions to International Organizations account (CIO) reflects the transfer of \$12 million to the International Conferences and Contingencies account for the Comprehensive Test Ban Treaty Organization.
5. The FY 2000 request proposes the final tranche of arrears payments to the UN and other international organizations in the amount of \$446 million. This payment would complete the \$1.021 billion total arrears package approved in the Balanced Budget Act of 1997.
6. The Nonproliferation, Anti-terrorism, Demining and Related Programs (NADR) account was expanded in FY 1999 to include funds for the Comprehensive Test Ban Treaty (CTBT) Preparatory Commission (PrepCom). In FY 2000, the NADR account request is comprised of the following: the Nonproliferation Disarmament Fund; Export Control Assistance; International Atomic Energy Agency (IAEA) Voluntary Contributions; CTBT PrepCom; Korean Energy Development Organization (KEDO); Anti-terrorism and Counter-Terrorism Assistance; and Humanitarian Demining.
7. Virtually all assistance commitments made by President Clinton during his March, 1998 visit to Africa were funded in FY 1998 and FY 1999. The only exceptions now included in the FY 2000 budget are: \$5 million in ESF for the Great Lakes Initiative, and \$5 million for the Africa Food Security Initiative. In addition, a portion of the \$35 million debt reduction commitment is being met in the FY 2000 request.
8. The FY 2000 State Programs budget request reflects the Reorganization Plan and Report submitted pursuant to Section 1601 of the Foreign Affairs Reform and Restructuring Act of 1998, as contained in Public Law 105-277. Under this reorganization plan, with the exception of amounts for functions of the United States Information Agency (USIA) related to International Broadcasting which are transferred to the Broadcasting Board of Governors, operations previously funded by appropriations made to the Arms Control and Disarmament Agency and the USIA will now be funded by appropriations made to the Department of State. Accordingly, the FY 2000 State Programs budget request incorporates, with the Diplomatic and Consular Programs appropriation, the appropriations formerly made for ACDA Salaries and Expenses (S&E) appropriation and USIA's International Information Programs (IIP) and Technology Fund appropriations (less the transfers discussed below). In this regard, resource tables include FY 1998 and FY 1999 amounts for these ACDA and USIA accounts. In addition, the summary resource table displays IIP amounts transferred to other appropriations including International Broadcasting Operations (\$33.236 million), Educational and Cultural Exchanges (\$1.246 million), Security and Maintenance of U.S. Missions (\$16.883 million), and Representation Allowances (\$1.4 million).
9. The FY 2000 budget also merges the State Department Salaries and Expenses (S&E) appropriation with the Diplomatic and Consular Programs appropriation. This merger of the appropriations into one Diplomatic and Consular Programs appropriation with clear program and bureau demarcations for arms control, nonproliferation, and international programs and exchanges will greatly facilitate the

efficient and effective reorganization and merger of USIA, ACDA and State employees, organizations, and functions into existing Department bureaus and offices.

10. The FY 1999 estimate reflects the following FY 1999 Emergency Supplemental Appropriations:
- Child Survival (for children affected by the global AIDS epidemic) \$50 million;
 - USAID Operating Expenses (security upgrades) \$2.5 million;
 - Freedom Support Act • Assistance to the NIS \$46 million;
 - Economic Support Funds (assistance to the local victims of the East African bombings) \$46.231 million;
 - Nonproliferation, Anti-terrorism, Demining and Related Programs (enhanced anti-terrorism programs) \$20 million;
 - Peace Corps (security upgrades) \$1.27 million;
 - International Narcotics and Crime (to combat international drug trafficking) \$232.6 million;
 - State Programs (worldwide security upgrades) \$785.7 million;
 - Security and Maintenance of Buildings Abroad (overseas capital security upgrades) \$627 million;
 - Emergencies in the Diplomatic and Consular Service (emergency costs associated with the bombings in East Africa) \$10 million;
 - State Department Office of the Inspector General (security oversight requirements) \$1 million;
 - Year 2000 Computer Compliance (additional funding to ensure that agency information systems are year 2000 compliant) \$77.29 million as follows:
 - State Capital Investment Fund (\$57.89 million)
 - USIA Technology Fund (\$7.06 million)
 - USAID Operating Expenses (\$10.2 million)
 - Overseas Private Investment Corporation (\$2 million)
 - Africa Development Foundation (\$0.137 million)

11. The Administration is requesting \$3 billion for an advance appropriation (FY 2001-FY 2005) in the Security and Maintenance of U.S. Missions account for the construction costs of relocating embassies at high security-risk locations.

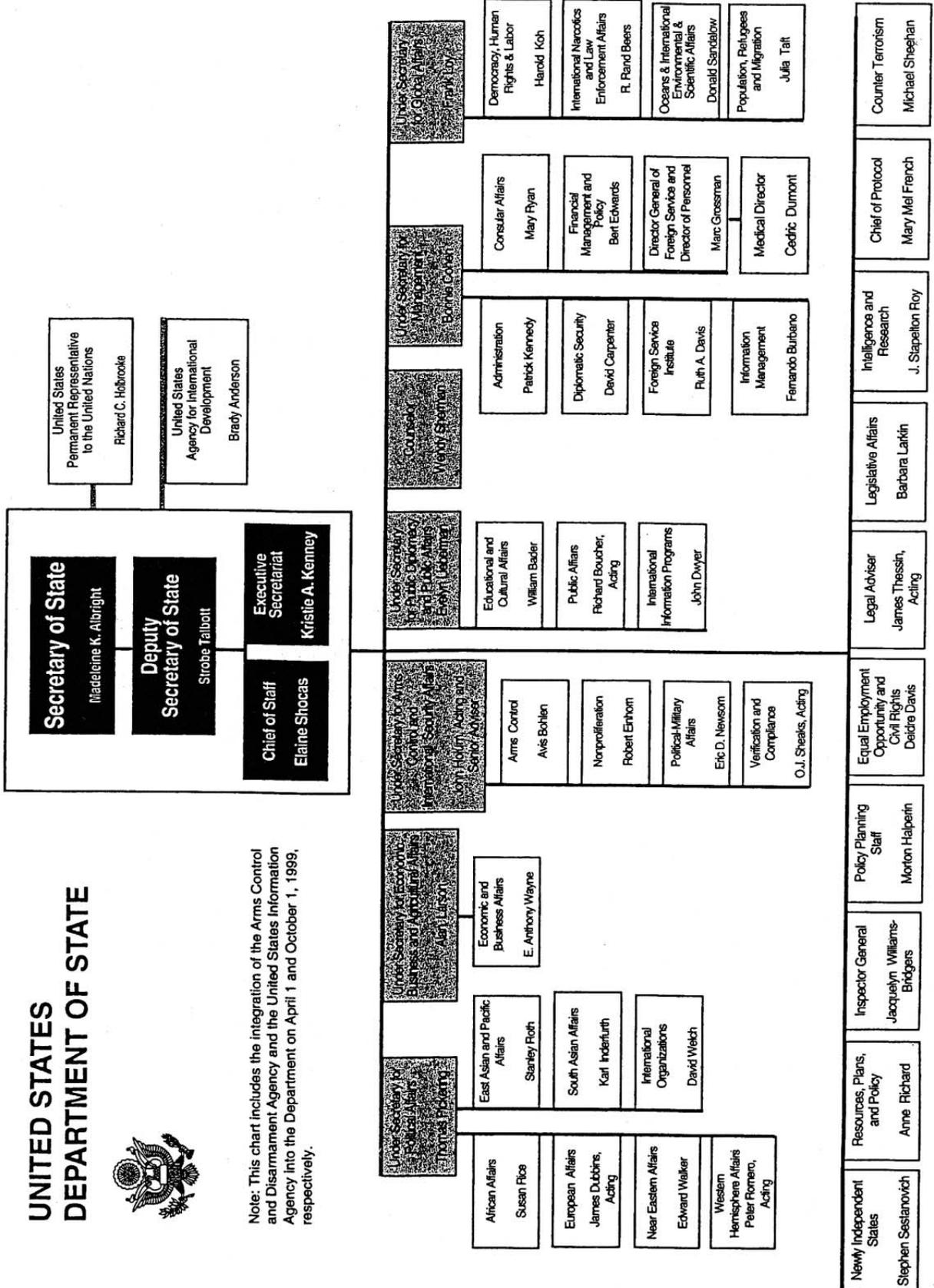
[end of document]

Department of State Home Page

This is an official U.S. Government source for information on the WWW. Inclusion of non-U.S. Government links does not imply endorsement of contents.

別添資料2 国務省組織図 (クリントン政権時)

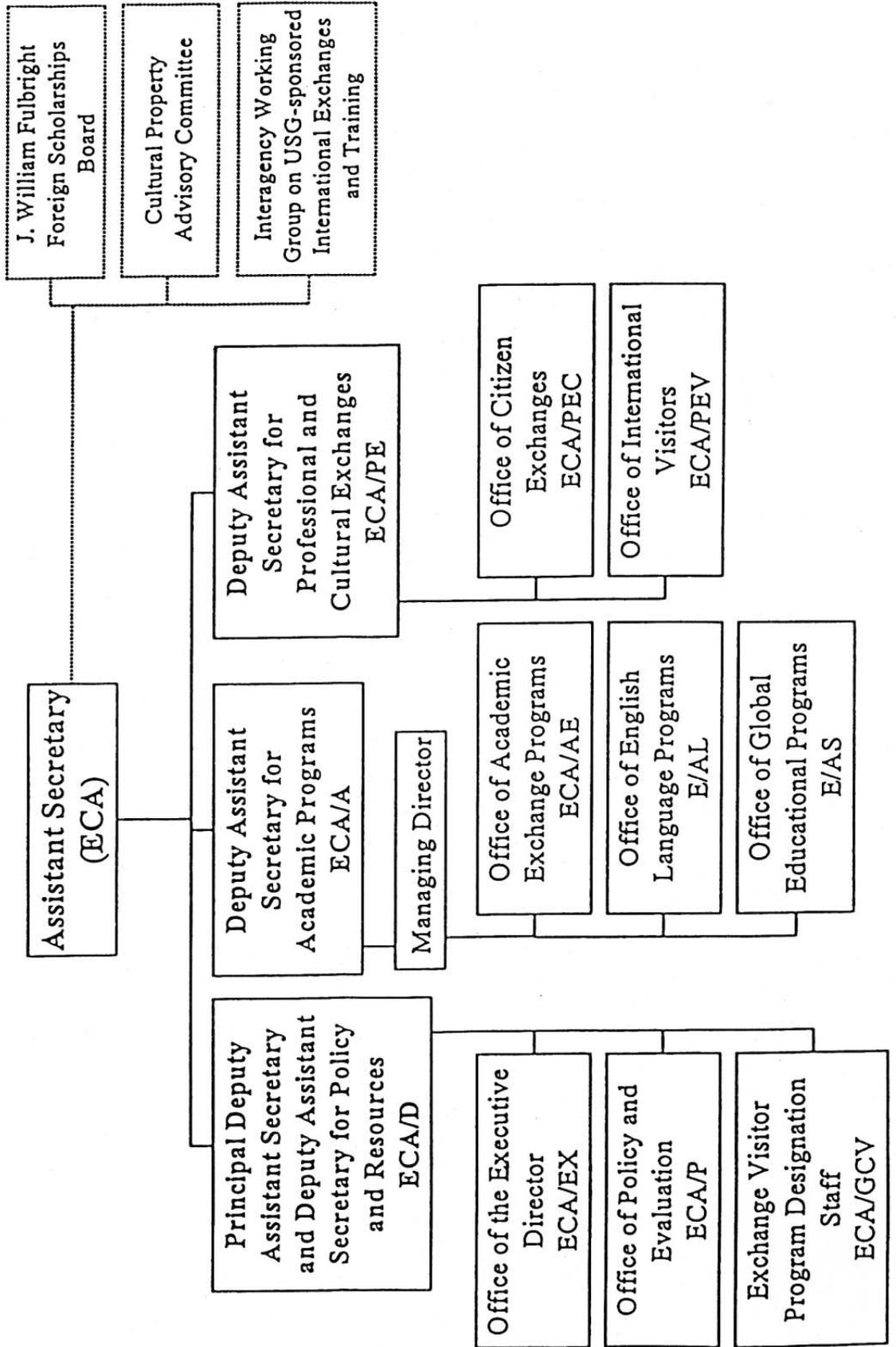
UNITED STATES DEPARTMENT OF STATE



Note: This chart includes the integration of the Arms Control and Disarmament Agency and the United States Information Agency into the Department on April 1 and October 1, 1999, respectively.

Bureau of Educational and Cultural Affairs (ECA)

別添資料3 教育文化事業局組織図 2001年



別添資料4 教育文化事業局 予算 会計年度 2001 年 (単位 1000 ドル)

**Bureau of Educational and Cultural Affairs
Budget Summary, FY 2001 Program Plan
(Funds in thousands)**

Educational and Cultural Exchange Appropriation		
A	Fulbright Academic Exchanges (including Humphrey Fellows)	121,831
B	Global Academic Programs	6,785
C	Special Academic Programs (Congressional earmarks)	<u>7,664</u>
	Subtotal, Academic Exchanges	136,280
D	International Visitor Program	46,397
E	Citizen Exchange Program	14,966
F	Special Professional and Cultural Exchanges (Congressional earmarks)	<u>7,991</u>
	Subtotal, Professional and Cultural Exchanges	69,354
G	Exchanges Support (salaries, benefits, administration)	<u>25,942</u>
	Total, Educational and Cultural Exchange Appropriation	231,576
	East-West Center	13,470
	Eisenhower Exchange Program Trust Fund	
	All earnings and interest accruing by September 30, 2001; 2001 estimate:	499
	Israeli Arab Scholarship Program	
	All earnings and interest accruing by September 30, 2001; 2001 estimate:	374
	Funds transferred from other appropriations	
	Includes Freedom Support, SEED, ESF, and other inter-agency transfers	
	2001 estimate:	<u>140,000</u>
	Grand total, 2001 Resources	385,919

3 公的専門機関

3-1 日米友好基金 (Japan United States Friendship Commission: JUSFC)

3-1-1 組織

(1) 法人格と沿革

1975年、「日米友好法 Japan United States Friendship Act (PL94-118)」に基づき、戦後の米国からの援助 (GARIOA) に対する日本からの償還金の一部 (円建ての3,615,429,455円) と、沖縄返還に伴う公的施設委譲に対する日本からの補償金 (ドル建ての18,000,000ドル) を基金として設立された連邦政府機関 (federal agency) である (別添資料8「日米友好法」に関わる「大統領声明」および「法全文」参照)。

連邦議会のイニシャティブで設立され、連邦議会と大統領に対して報告義務を負うが、日米両国政府の行政機関からは何らの監督も受けず (国務省への報告義務すらない)、日米友好基金の理事会の自己決定によって活動できる極めて独立度の高い機関となっている (日米友好基金の資料では、自らを independent federal agency と規定し、その活動の性格を「政府機関だが、民間財団にずっと近い形で運営している [Although governmental, the Commission operates much like a private foundation.]」としている)。

設置後まもなくから予算配布削減の圧力に晒されたり、1981年には基金そのものを解散する案が予算管理局から出されたり、80年代後半には基金元本の取り崩しによって資金的に弱体化し、事業規模が縮小したり、90年代の初めには日米経済摩擦を反映して「Friendship」の用語を削除すべしとの論議なされたり、様々な紆余曲折を経てきたが、日米関係の維持と発展に特化した事業の重要性は高い評価を得てきており、クリントン政権下で改めて運営の安定化が図られた。

(2) 目的と業務

日米両国の友好関係と協力関係の維持と発展がアジアおよび世界の平和・繁栄・安全にとって決定的に重要であるとの観点から、日米間の教育文化交流を推進し、相互理解と相互協力の深化を目的とする。「日米友好法」の中では、目的を "aid to education and culture at the highest level in order to enhance reciprocal people-to-people understanding and to support the close friendship and mutuality of interests between the United States and Japan" としている。この目的のもとに、民間非営利機関・団体の行う学術・研究・交流活動などに助成金を交付している。

加えて、1991年からは、国務省 (かつては USIA) の委託で、CULCON (US-Japan Conference on Cultural and Educational Interchange) の事務局 (後述 3-1-4(7)) を担う。

また、米国から日本への学部留学生を増大させるべしとの CULCON の提言を実現するため、1998年には、民間非営利団体 (501-c-3 団体) として US-Japan Bridging Foundation

(後述 3-1-4(8)) を設立し、運営する。

(3) コミッション理事会

理事会は理事長を含めて全 18 名で構成。このうち、CULCON の全メンバー 12 名（国務長官の任命する民間人 9 名と、国務省 Public diplomacy and Public Affairs 担当次官、国務省東アジア太平洋局長、教育省高等教育局長）は職務として日米友好基金の理事を兼任し（ex officio）、他に、大統領が指名する上院議員 2 名、下院議長が指名する下院議員 2 名、NEA（National Endowment for the Arts）理事長、NEH（National Endowment for the Humanities）理事長が理事の指定ポストになっている。このうち、上院議員 2 名、下院議員 2 名には議決権がないので、議決権をもつメンバーは 14 名となる。

この 18 名のメンバーを出身構成的に見ると、立法・行政府から 9 名、民間人が 9 名となっており（議決権上では行政府 5 名、民間人 9 名の構成比）、民間人はスカラシップ、法律、メディア、実業、公共政策、芸術の分野から選考されている。理事会の議長は、9 名の民間人の中から選ばれるのが鉄則となっている。

(4) スタッフ

専務理事(Executive Director) 1 名 (Dr. Eric Gangloff, 日本研究者)、事務次長(Assistant Executive Director) 1 名、秘書(Secretary) 1 名の計 3 名。この 3 名は連邦政府職員として定員化され、人件費は JUSFC の予算に組み込まれている。

他に、CULCON 担当の事務次長(Assistant Executive Director) 1 名がいるが、この人件費は連邦政府からの CULCON 関連業務委託費で手当てされ、毎年予算交渉の対象となる。

また、新たに、US-Japan Bridging Foundation の設立に伴い、募金担当者が 1 名雇われたが、これは JUSFC の予算から契約ベースで支払われている。

(5) 意思決定

日米友好基金の基本方針の決定、助成事業の重点・優先分野の決定、個別の助成対象事業の選定については、理事会（原則として 4 月と 9 月に開催）が絶対的な決定権をもつ (Its program decisions are made solely by the Commission's members acting in their Commission capacity)。外部からの指示や干渉は一切受けず、スタッフは補助業務を行うにとどまる（スタッフがもつ決定権は、組織の管理運営上のことに限定されている）。

緊急案件の審議などには、理事のうちの 7 名で構成される Executive Committee が対応し、決定を行うが、この Committee には基本方針を変更する権限はない。

3-1-2 資金

(1) 基金と運用

1975年の設立時には、ドル基金（18,000,000ドル）と円基金（3,615,429,455円）の2本建てで基金が設定され、これを米国国債と日本国債に投資する形で財務省が運用し、議会から毎年の歳出予算額の承認を受けることを前提に、この利子と元本の5%までの合計を上限として歳出する権限が認められる形で、日米友好基金は始動した。

1982年には法が改正され、日米友好基金が受け取った寄付は日米友好基金の采配で自由に投資できるようになり、また、毎年の歳出予算については議会承認を必要としなくなった。

1998年には法がさらに改正され、ドルと円の両建てとなっていた基金の壁を取り払って、最も高い運用収入が得られるように、日米友好基金の判断で自由に通貨を交換し、日米両方あるいは片方の国債に投資できるようになった。その結果、日本の超低金利を嫌って、99年度には円基金分は全額ドルに交換され、現在は、基金はドル建てに一本化されている。2000年度末（2000年9月現在）の基金総額は、43,929,294ドル（約53億6000万円）である。

なお、1981年から88年の間に、3回にわたって日本政府から合計5百万ドルが拠出され（Japan Gift Fund）、これを日米友好基金から助成金として交付することで、全米各地で日米協会（Japan-America Society）の新設支援が行われたが、1999年にはこれを使い切り、プログラムは終了している（後述3-1-4(3)参照）。

(2) 歳入・歳出

上述の通り、当初から、基金の利子と元本の5%までの合計を上限として毎年の歳出する権限が認められていたため、実際に1988年までは、利子に加えて元本の取り崩しが続いた（1989年末には、ドル元本は18百万ドルから15百万ドルまで減少していた）。しかし、元本の減少に危機感が持たれ、1989年からは利子分のみを歳出予算とする形に自己規制がなされた。

1995年からは、設立時の基金総額（ドル基金：18,000,000ドル＋円基金：3,615,429,455円）の5%に当たる額を定額として歳出予算とする形で、7年ぶりに予算の安定化が図られた。さらに、1999年からは基金がドル建てに一本化され、米国国債に投資されるようになったことで、実勢金利（年5.8%）が歳出枠（5%）を上回ることになり、2000年度には初めて差益（0.8%分）が生まれて、基金に積み増しされることになった。

したがって、近年の日米友好基金は、毎年の歳入額が定額化されたことでより安定度が増したと同時に、米国の好景気が継続すれば、僅かながらも基金自体の増額も望める状況となっている。「1977-94年度の年度別決算額・分野別比率」の推移（円建ての助成はその年度の為替レートでドル換算し、決算総額をドル建てで計上したもの）については別添資

料7を参照。

2000年度の歳入総額は3,037,902ドル、歳出総額は2,848,365ドルで、差額の189,537ドルが基金に積み増しされている。この歳入総額には、NEA (National Endowment for the Arts) からの資金助成75,000ドル(3-1-4(5)後述のCreative Artists Exchange Fellowship用)、国務省からの委託金110,063ドル(CULCON経費)、過去の助成先からの助成金の返却分106,519ドルが含まれており、基金の運用収入だけでは約260万ドル(3億円弱)となる。また、歳出の内訳は、助成金2,162,439ドル、管理費(人件費3名分含む)551,163ドル、募経費24,700ドル(US-Japan Bridging Foundation用)、CULCON経費(人件費1名分含む)110,063ドルとなっている。

3-1-3 事業形態と事業分野

(1) 事業形態

事業の基本は、日米関係の維持と発展を目的に、民間機関が実施する日米間の教育文化交流事業にドルおよび円貨で助成することである。国際交流基金のような「主催事業」は行わず、外部の専門機関に助成金を交付することで、民間専門機関のイニシアティブを重視・尊重するとともに、申請前の段階から応募機関と密接に協議を重ね、助成活動を通じて対等なパートナーとなることで、事業への参画と実施のスピリアウトを図っている(国際交流基金では日米センターの事業形態が最も近似している)。

助成の対象機関は、シンクタンク・研究機関・大学・学会・美術館・交流団体・公共放送機関などにわたり、原則として民間非営利機関(NPO)に限られる。

助成対象事業は、数ヶ月から1年半までの実施期間のものを原則とする。事業によっては、それ以上の長期間のものにも対応しており、この場合には、初年度の助成を決める際に後年度の助成にもコミットし、2年目以降の助成額の査定は、前年の事業成果を評価しながら見直していく形となっている。

(2) 助成条件

通常の助成対象費目は、プロジェクトの実施に必要なとされる経費で、人件費、旅費、プロジェクトの直接管理費、成果の頒布・普及費、ワークショップ・会議開催費などを対象とする。これらに加えて、最大15%までの間接経費(管理費)を含めることが認められる。

助成の対象外とされる事業および団体は、①他の連邦機関の事業、②高校以下での語学教育や地域研究、③高校生以下の交流、④個人に対する助成・フェローシップ・スカラシップの直接供与(Creative Artists Exchange Fellowshipを除く)、⑤大学の教授ポストや基金の設置、⑥数学・医学・自然科学分野の研究・教育・出版・翻訳、⑦建物の建設・維持、⑧オーケストラや音楽団体のツアーや独奏会、⑨アマチュアおよび大学の舞台芸術団体、⑩日本から訪米する舞台芸術・美術団体、⑪米国の美術博物館のスタッフ費・収蔵品

の収集・既収蔵品のカタログ作成、である。また、⑫音楽の領域では、領域を越える形での共同制作のみが対象とされる。これらの助成の制限は、他の助成機関（国際交流基金を含む）の助成対象との重複を排し、助成の意義を高める観点から設定されている。

なお、個人への助成（研究助成やフェローシップの供与など）は、日米友好基金が直接実行することはなく、学術・芸術・専門機関に助成金が交付される形で、そうした機関が専門性を活かして実施する形がとられている。

助成決定にあたっては、全国規模で裨益し、インパクトを与えうるものが優先され、①その専門領域で全国的あるいは文化的なニーズがあるか、②どれくらいの理解のギャップが存在しているか、③他に利用できる財源はないか、に照らし合わせて、学術的あるいは専門的な秀逸さにもとづいて判断される。また、プロジェクトに広範な関心と支援を惹きつけている証拠であるとして、然るべき他団体からも助成金を得ているものは優先される。

(3) 事業分野

日米友好基金の事業分野は、設立当初には、①米国における日本研究（40%）、②日本における米国研究（20%）、③芸術（12,5%）、④Cultural Communication and Public Affairs（12,5%）の4分野とされ、各分野の予算配分（各括弧内の%）は固定されて、事業実施のための管理運営費（人件費を含む）は15%とされた。

その後、Cultural Communication and Public Affairsは1983年にResearch and Public Educationに変更され、1990年代にはさらにPublic Affairs / Educationに変更された。その間、1981年から1988年にかけて日本政府から拠出された5百万ドルによって、その一画をなすPublic Understanding of Japanが拡大されていた。

また、1985年には政策研究が新たに追加され、事業分野は5つとなった。1990年代に入ると、事業分野自体の変更はされなかったものの、助成の優先順位の見直しが行われた。

こうした推移は、予算の減少や不安定さに迫られた面も強かったが、時々の日米関係の変化を反映したものでもあり、基本的には、小規模の資金ながらインパクトのある事業を展開していくために絶えず見直しを怠らない努力の結果であった。

現在の事業分野は次の6分野である。

1. 米国における日本研究
2. 政策研究
3. Public Affairs / Education
4. 日本における米国研究
5. 芸術
6. インフラ構築

これらのうち、1から5まではプログラムとしての分野であるが、「6、インフラ構築」は機能面に着目した切り口となっている。

(4) 事業実績の推移

「1977-94年度の年度別決算額・事業分野別比率」は別添資料6、また、「1995-2000年度の事業分野別助成実績額/2000年度の事業分野別比率」は別添資料7の通りである。

別添資料7からわかるとおり、近年の助成金の分野別比率は、①米国における日本研究、②Public Affairs / Education、③芸術、④政策研究、⑤日本における米国研究、の順となっている。このなかでは、「米国における日本研究」が助成額累計総額の半分近くを占め、一貫して最大の分野となっている。また、「芸術」と「政策研究」はほぼ同じ比率で推移してきているが、「日本における米国研究」の比率は基金の設立当初と比べると大幅に下がり続けてきたことが目を引く。なお、基金の管理費は10%前後で推移している。

1980年代後半からのJapan bashing、90年代後半のJapan passingに向かうの流れの中では、申請件数は減少傾向にあったというが、他方、申請されてくるプロジェクトの質には大幅な向上が見られ、実質的にはより競争的になっているという。

3-1-4 各事業分野の詳細と最近の主な実績

(1) 米国における日本研究

日本に対する理解の促進と日本との友好の維持発展のためには、日本についての専門知識をもつ人材の育成が不可欠との観点から、米国における日本研究の促進には最大の資金が投入されてきている。この分野では、教員の拡充、研究プロジェクトへの支援、日本語教育への支援、日本語図書の拡充、一般教育への支援などの事業形態が想定されるが、他の機関でもカバーしうる分野を睨みつつ、必要性の高さ、プロジェクトの秀逸さ、全米的なインパクトの観点からプロジェクトが選定されている。個人への助成はなく、機関助成のみとなっている。

助成は、広く共用しうる基盤的なリソースの拡充を重視する観点から、全国的・地域的・領域的に横断して機能する専門機関やネットワークを対象とすることが通常で、近年の典型的な助成事業例（括弧内は被助成者と助成額）は次のようなものである。

- ・ 日本研究フェローシップの供与 (Social Science Research Council \$82,500+6,000,000円)
- ・ 日本研究と教育の振興 (Association for Asian Studies \$124,832+7,200,000円)
- ・ 日本語図書の連携購入と相互利用 (North American Coordinating Council on Japanese Library Resources \$68,759+10,000,000円)
- ・ 大学院生への専門的日本語教育 (アメリカ・カナダ大学連合日本研究センター、横浜 40,000,000円)
- ・ 大学生への上級日本語教育アセスメント (Association of Teachers of Japanese \$80,945)
- ・ 高校までの日本語教育と大学での日本語教育をつなぐ統一基準の作成等 (Alliance of

Associations of Teachers of Japanese (\$148,750)

なお、日米友好基金では、現代日本の政治・経済・社会・文化に焦点を当てたものや、これらのテーマを地域やグローバルな文脈で捉えなおすような「会議・ワークショップ」にも助成する場合がある。この場合には、学際的アプローチで、多国共同的で、若手研究者に機会を設け、比較研究的ながらも分野研究的でもあり、政策立案に関わりを持ち、多くの財源から支援を受けている共同プロジェクトが優先されることになっている。

(2) 政策研究

日米関係に影響を与える今日的な課題をめぐって、政策の有効性を改善し、議論の質を高め、誤解をなくすことを目的に、大学や研究機関が行う政策研究に助成している。その成果は、政策立案に関わる人々へインプットされることが求められるだけでなく、できるだけ広く利用に供されることが求められる。

研究プロジェクトは、共同チームによるものと、極めて高い実力を持つ個人研究者によるものが対象とされ、経済構造、政治的リーダーシップの本質、日本の国際的役割、日本の社会や文化における変化のダイナミックス、といった今日的な課題を扱うことが要件である。共同チームによる研究の場合は、上述の「会議・ワークショップ」への助成の場合と同じ優先条件が適用される。

なお、時によっては、優先的に取り上げたい分野を日米友好基金の方から指定することがあり (pro-active)、最近では、経済・政治・安全保障政策が重視されている。助成は、課題に対する批評的分析力、成果の普及能力、学術的緻密さ、識見の広さ、他財源の確保などの観点から審査されるが、成果を如何に政策立案過程へ反映させていくかの明確な見通しが求められる。最近の注目される助成事業例には次のようなものがある。

- ・ 日米中の3極対話の推進 (Pacific Forum CSIS \$20,350)
- ・ 日本の構造的剛性 (Brookings Institution \$50,000)
- ・ アジア太平洋の Civil Society の発展 (Harvard University \$50,000)
- ・ 若手研究者・ジャーナリストの育成 (平和安全保障研究所 3年間 3,767,000円)

(3) Public Affairs / Education

Public Affairs / Education という用語を日本語に置き換えるのはきわめて難しいが、米国人への教育啓蒙であって、米国人の専門家や大衆の日本理解を促進する活動と言ってよいだろう。日米の競争と共存の時代にあって、日本の文化・社会・歴史・制度についての、あるいは現在から将来にわたる日米間の課題についての米国人の理解を深化させることが不可欠であり、米国についての日本人の知識に比べるとその逆は極めて未発達であるとの認識から、この助成分野には、「メディア」と「職能間交流 (Counterpart Exchange)」と

いう二つのサブ分野が設けられている。

「メディア」の領域では日本に関わる番組を制作・放送する放送メディアが優先され、また、日本の政治・経済・社会・日米関係を取り上げたドキュメンタリーにも助成する場合がある。近年は、マルチメディアを活用するプロジェクトへの関心が高い。代表的な助成事例は次の通りである。

- ・ マルチメディア制作センターJapan Connection の設置 (KCTC Television 3年)
- ・ 日米教育文化交流ウェブサイトの開設 (San Diego State Univ. \$125,209)
- ・ ドキュメンタリー”The Japanese-American Saga”の制作 (KCTC Television \$100,000)
- ・ 「職能間交流 (Counterpart Exchange)」では、議員・議員スタッフの交流が最優先されている。継続プログラムが多いが、代表的なものには次のようなものがある。
- ・ US-Japan Economic Agenda 2000 Legislative Exchange Program (George Washington Univ.)
- ・ Congressional Study Group(US Association of Former Members of Congress)
- ・ 議会スタッフ訪日 (Congressional Economic Leadership Institute)

なお、この事業分野での最大の変化は、米国内で新たに日米協会 (Japan America Society) が設立されていく際に、その立ち上がり期の経費を最長 5 年間助成し、一人立ちさせていく Public Understanding of Japan というプログラムが終了したことである。これは、地域における日本理解促進の拠点の拡充を目指して、1980年に4ヶ所を対象に始められたが、日本政府から1981年に2百万ドル、1986年に2百万ドル、1988年に1百万ドル、計5百万ドルがプログラム資金として拠出され、これを元手に日米友好基金が助成金を交付するようになって一気に加速化されたものであった。このプログラムは大いに成功したと言え、全米の日米協会は35を数えるまでに増加し、その全国ネットワークである National Association of Japan-America Societies も設立されるに至った (この設立には国際交流基金日米センターが重要な役割を果たした) が、1999年に資金を使い切ったことからプログラムは終了した。今後は、public Affairs に係わるプロジェクトで、全米の日米協会が裨益するものに限って助成が行われる予定である。

(4) 日本における米国研究

米国に対する日本人の一般的な知識の水準はその逆よりも遥かに高く、英語教育も行われているが、米国の歴史、文明、政治・経済・社会の制度などの総合的な研究はまだまだ不十分であることから、研究機関や研究者の専門知識を高めるとともに、学部レベルでのカリキュラム向上に向けた支援を行っている。特にこの分野では、日米友好基金の方から

乗り出して能動的にプログラムの開発が行われており、日本の研究者や院生を米側に引き合わせることで将来のネットワーク構築を図り、同時に、米国における米国研究の国際化の進捗も目指されている。

基本的には、学会を接点とした交流に力が注がれており、次のような学会が取り組みを行っている。

- ・ American Studies Association of US +Japanese Association of American Studies
- ・ Organization of American Historians
- ・ American Political Science Association
- ・ Economic History Association

(5) 芸術

相互理解の促進における芸術の有用性を重視し、日米友好基金では一貫して芸術活動への支援を行ってきたが、他の事業分野の拡大に伴い、1999年度より、芸術分野での支援は「米国の美術・舞台芸術を日本に送る」ことに限られることになった。また、米国芸術の日本での公開はかなりの数に上るものの、商業ベースが中心で、必ずしも米国の多様性と交流の地理的広がりを実現していないとの観点から、①最高水準にある芸術活動である、②現代芸術の範疇に入る、③分野を越えて両国の芸術家が協力する共同制作である、④米国の文化的多様性を反映する、⑤アウトリーチ活動を含み、日米交流がなかった土地で実施される、といった要素を満たすもののみが助成対象とされることになった。

ただし、オーケストラの巡回や音楽の独奏会、アマチュアや大学生のグループは助成対象から除外されることになった。

なお、この分野では、78年から次のフェローシップの供与が行われ、フェローシップの直接供与を行わない日米友好基金では唯一の例外となっている。

- ・ Creative Artist Exchange Fellowship Program

National Endowment of the Arts (NEA)からの\$75,000に日米友好基金の資金を足して、年間5人の芸術家を6ヶ月間日本へ派遣。文化庁の協力を得、国際文化会館が運営。このプログラムで訪日した芸術家はすでに100人を超える。

(6) インフラ整備

研究・教育・交流の各方面において日本との関係を深める上で、僅かな人数の専従の専門スタッフを追加することで、事業の支援、促進、継続が可能となったり、イニシアティブやリーダーシップが発揮されたりして、全国的に裨益する新たな展開が期待される場合に、そうしたスタッフの雇用を支援している。特に、募金やマーケティングを通じて組織の自立・自活への道筋を築いていく努力を重視し、組織の「立ち上げ」から「離陸」の時期を対象に最長5年間の支援を行う。

雇われるスタッフは、正規の職員でもパートタイムでもよく、助成費目は、給与、付加給与、家賃、その他の関連管理経費である。日本に最も欠けている類の助成で、一言で言えば、間接経費（人件費・家賃・管理運営費等）を助成することで、NPOの組織そのものの育成を積極的、目的意識的に図ろうとするものである。

審査にあたっては、全国規模で裨益しうる活動領域であることと、スタッフを追加することで展開しうる活動領域であることの特定が求められるとともに、新たな活動の実現可能性、組織基盤、その領域のリーダーのコミットメント、雇われるスタッフの専門性、財政的に安定化させるための手法の明示などが問われる。

先にも触れた通り、この分野はプログラム分野というよりは機能面に着目した切り口で、他の5つのプログラム分野を横断する形で適用されており、代表的な助成事例は次のようなものである。

- ・ Alliance of Associations of Teachers of Japanese
- ・ North American Coordinating Council on Japanese Library Resources
- ・ Association of Teachers of Japanese

(7) US-Japan Bridging Foundation

米国から日本への学部留学生を増大させよとの1993年のCULCON提言を実現するため、奨学金を支給するための民間非営利団体（501-c-3団体）として、1998年に設立された。日米友好基金の経費で募金専従者を雇っていること以外は、理事会メンバー・運営スタッフともにすべてが日米友好基金のメンバーと同一で、官のインフラを提供することで民の資金を活かす官民パートナーシップの一つの例と言われる。

2百万ドルの募金を目標に、これまでに1百万ドル近くを集めており、1999年度からすでに奨学金の給付を始めている。

(8) CULCON 事務局

1961年にケネディ大統領と池田首相の合意のもとに設置されたCULCON（US-Japan Conference on Cultural and Educational Interchange）は、1978年からUSIA（United States Information Agency）の所管となったが、1991年にUSIAが国務省に統合されたのに際し、常設事務局が日米友好基金の中に設けられることになった。国務省の委託金で専従の事務局次長1名を雇い、CULCONの開催経費も国務省からの委託金で賄われている。

90年代には学部学生の留学の促進と、情報へのアクセスの改善が大きなテーマとなったが、近年では、インターネットを活用して教育文化交流を促進する「デジタル文化（digital culture）」が最重視されている。その一環として、過去50年間の日米教育文化交流に関する教育用のリソースをウェブ上で供給する「Digital Cultural Resource」プロジェクトの

ために、日米友好基金からサンディエゴ州立大学に助成金が交付されている。

3-1-5 20年間の活動評価

20周年を迎えた1995年、Francis B. Tenny, *The Japan United States Friendship Commission: A History of the Commission Commemorating the 20th Anniversary, 1975-1995*, 1995, JUSFC が刊行された。

これによると、20年間の活動の成果として、少なくとも次の四つの領域で日米友好基金はユニークなイニシアティブを発揮してきたと総括されている。

- ① 経済・ビジネス・法律・ジャーナリズム・工学の分野における米国人日本専門家への大学院レベルのトレーニング
- ② すべての芸術分野から一世代における最高水準の芸術家を日本へ送り出し、日本での文化的な体験をさせた創作芸術家交流
- ③ 地域に根ざし、不偏不党で、非政治的で、非営利の日米協会の全米規模での爆発な成長
- ④ 日米関係における基本的利益の理解促進のために集中的な研究と成果の普及が行われるべき喫緊の政策課題の明確化

なお、この20年史は、日米友好基金の変遷をさまざまな角度から客観的に描いたもので、日米関係史の一つの記録としても興味深い。ホームページから全文入手が可能である。

＜日米友好基金 関連情報源＞

ホームページ： <http://www.jusfc.gov/commissn/commissn.html>

大半の資料の閲覧とダウンロードが可能。

掲載されている情報の一覧は次の通りである（2001年3月現在）。

History of the Commission（1975－95年の20年史）

Members（理事会）

Program Guidelines（助成ガイドライン）

Frequently Asked Questions About Submitting Proposals（よくある質問）

Biennial Reports New 1999-2000 report（年報）

Grants, Projects and Links

Guidelines for Support of Research

US / Japan Creative Artists' Program Guidelines and Application

On-line Residency Handbook for Creative Artists

Staff Biographies（スタッフ略歴）

Newsletters New Winter-Spring 2001 newsletter!

US-Japan Links

Customer Service

Read Our Privacy Statement

Read Our EEO Statement

Read Our Year 2000 Commercial Activities Inventory (FAIR Act)

CULCON ホームページ：<http://www.jusfc.gov/usculcon/usculcon.html>

刊行物

- ・ Program Information 2000年度版
- ・ Biennial Report 1975-2000の各号
- ・ Francis B. Tenny, *The Japan United States Friendship Commission: A History of the Commission Commemorating the 20th Anniversary, 1975-1995*, 1995, JUSFC

別添資料5 日米友好基金 基本データ

組織	
団体名称	日米友好基金 Japan United States Friendship Commission (JUSFC)
所在地	1110 Vermont Avenue, NW, Suite 800, Washington, DC 20005 電話：202-418-9800 FAX：202-418-9802 E-mail: jusfc@jusfc.gov ホームページ：http://www.jusfc.gov/ (日本連絡事務所)：国際文化会館企画部
代表者	理事長 Dr. Richard Wood (日本研究者・イエール神学部名誉学部長・元アラム大学長)、副理事長 Mr. Glen Fukushima (President, Cadence Design Systems, Japan)
沿革	日米両国の友好関係と協力関係の維持と発展がアジアおよび世界の平和・繁栄・安全にとって決定的に重要であるとの観点から、1975年、日米友好法 Japan United States Friendship Act (PL94-118)」に基づく連邦政府機関 (federal agency) として設立。日米間の教育文化交流を推進し、相互理解と相互協力の深化を目的とし、戦後の米国からの援助 (GARIOA) に対する日本からの償還金の一部 (円建て 3,615,429,455 円) と、沖縄返還に伴う公的施設委譲に対する日本からの補償金 (ドル建て 18,000,000 ドル) を基金とする。
意思決定	連邦政府機関 (federal agency) であるが、日米両国政府の行政機関からは何らの監督も受けず (国務省への報告義務すらない)、理事会の自己決定によって活動。極めて独立度が高い。「政府機関だが、民間財団にずっと近い形で運営している」と自己規定している。
機構	理事会は理事長を含めて全 18 名で構成。CULCON のメンバー12名 (国務長官の任命する民間人 9 名と、Public diplomacy and Public Affairs 担当国務次官、国務省東アジア太平洋局長、教育省高等教育局長) は職務として理事を兼任し、他に、大統領が指名する上院議員 2 名、下院議長が指名する下院議員 2 名、NEA (National Endowment for the Arts) 理事長、NEH (National Endowment for the Humanities) 理事長が指定ポストになっている。 ワシントンに事務所を持ち、日本では国際文化会館が連絡事務所となっている。

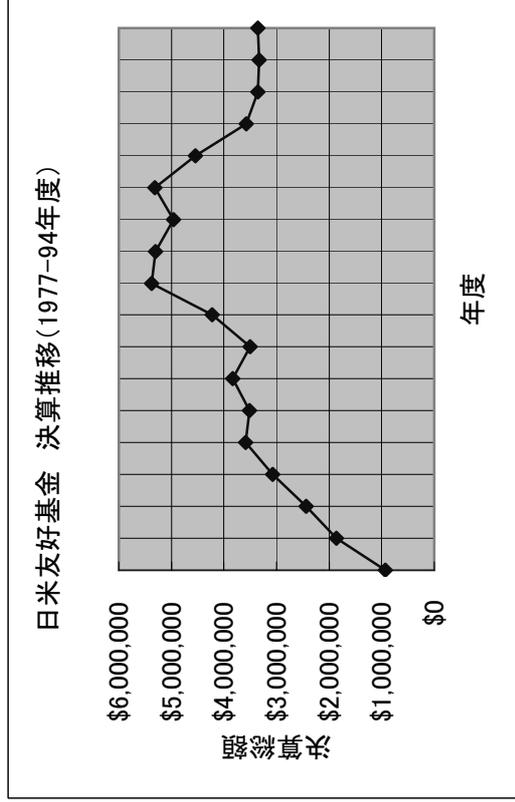
	定員数	連邦政府職員として専務理事 1 名 (Dr. Eric Gangloff)、事務次長 1 名、秘書 1 名の計 3 名。他に、CULCON 関連業務委託費で手当てされる CULCON 担当事務次長 1 名、非常勤の募金担当者 1 名。
事業		
	主要事業	日米間の教育文化交流を推進し、相互理解と相互協力の深化を目的に、民間非営利機関・団体の行う学術・研究・交流活動などに助成金を交付。現在の事業分野は、「米国における日本研究」「政策研究」「Public Affairs / Education」「日本における米国研究」「芸術」「インフラ構築」の 6 分野。ほかに、CULCON 事務局を委託され、日本へ行く米国人留学生のための奨学金を出す US-Japan Bridging Foundation も運用。
	各種実績	1977-94 年度の年度別事業分野別比率は別添資料 8、1995-2000 年度の年度別助成実績および 2000 年度の事業分野別比率は別表 8 の通り。近年の助成金額の分野別比率は「米国における日本研究」「Public Affairs / Education」「芸術」「政策研究」「日本における米国研究」の順で、「米国における日本研究」が半分近くを占め、一貫して最大の分野。「芸術」と「政策研究」はほぼ同じ比率で推移しているが、「日本における米国研究」の比率は基金の設立当初と比べると大幅に低下。管理費は 10%前後で推移。
資金		
	予算	2000 年度の歳入総額は 3,037,902 ドル(約 3 億 7 千万円)、歳出総額は 2,848,365 ドル(約 3 億 4700 万円)。歳出内訳は、助成金 2,162,439 ドル、管理費 (人件費 3 名分含む) 551,163 ドル、募金経費 24,700 ドル (US-Japan Bridging Foundation 用)、CULCON 経費 (人件費 1 名分含む) 110,063 ドル。1977-94 年度の年度別決算額推移は別表 1、1995-2000 年度の年度別助成実績額推移は別添資料 8。
	資金源	基金 (2000 年度末で 43,929,294 ドル) の運用利子 (5%相当分) を歳出予算とする。ほかに NEA からの助成金、国務省からの CULCON 委託金、過去の助成先からの助成金返却分、寄付金など。

別添資料6

別表1 「日米友好基金 1977-94年の年度別決算額・事業分野別比率」

年度	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88
*助成総額(\$)	\$932,500	1,859,866	2,434,392	3,078,462	3,585,796	3,511,510	3,837,715	3,505,042	4,229,899	5,376,248	5,300,401	4,956,728
米国での日本研究 (%)	35%	43	48	34	34	28	22	30	31	26	37	29
日本での米国研究 (%)	20%	16	11	18	19	15	20	16	14	11	15	16
芸術 (%)	--	12%	9	11	11	15	15	15	12	12	13	12
Public Affairs (%)	25%	16	22	28	27	31	34	29	22	38	19	27
政策研究 (%)	--	--	--	--	--	--	--	--	11	4	8	7
管理費 (%)	20%	12	9	8	8	11	10	10	10	9	9	10
CULCON (%)	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年度	89	90	91	92	93	94
*助成総額(\$)	5,311,649	4,543,784	3,569,431	3,353,644	3,331,373	3,357,657
米国での日本研究 (%)	38	39	41	35	40	38
日本での米国研究 (%)	15	17	9	7	8	4
芸術 (%)	11	5	16	12	15	18
Public Affairs (%)	19	21	18	19	10	17
政策研究 (%)	10	8	5	12	14	10
管理費 (%)	8	10	11	13	12	13
CULCON (%)	--	--	--	2	--	--

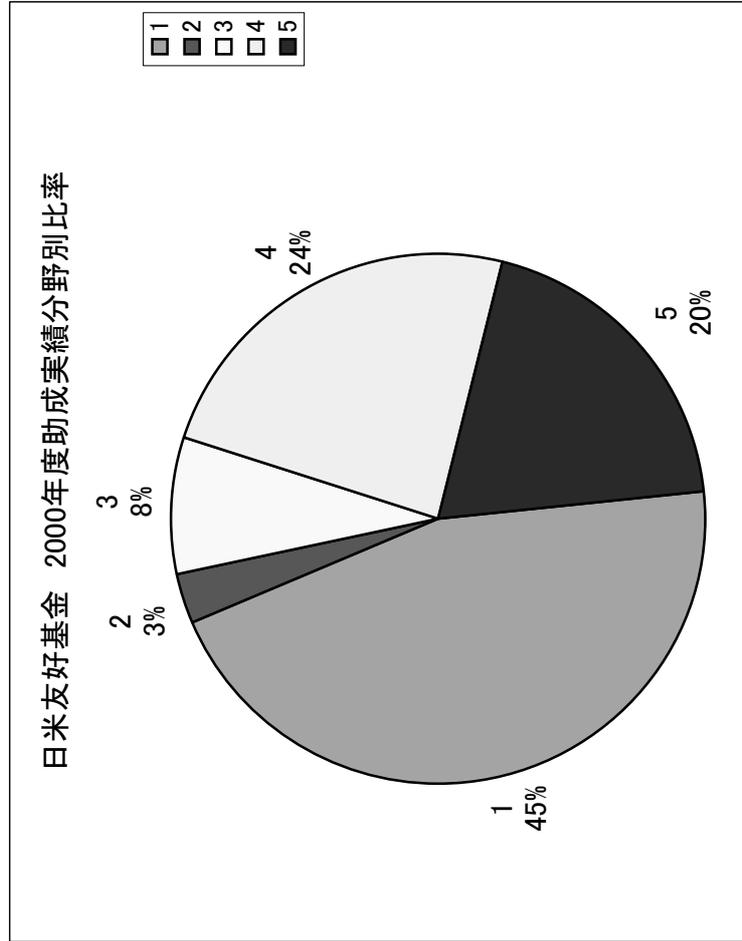


*円建ての助成金は各年度の為替レートでドルに換算され、各年度の決算総額はドル額で表示されている。

(出典：Frabcis B. Tenny, The Japan United States Friendship Commission: A History of the Commission Commemorating the 20th Anniversary, 1975-1995)

別表2 「日米友好基金 1995-2000年の事業分野別助成実績額／2000年度の事業分野別比率」

年度	1995		1996		1997		1998		1999		2000	
	ドル建て	円建て	ドル建て	円建て								
1 米国における日本研究	545,609	90,776,150	519,409	77,180,000	391,898	70,450,000	272,067	83,884,100	680,136	68,700,000	463,582	56,000,000
2 日本における米国研究	13,230	11,139,120	6,000	4,472,000	44,531	5,972,860	20,725	2,577,500	51,274	8,321,312	65,518	0
3 政策研究	473,228	3,840,200	481,321	630,000	153,751	0	227,740	10,567,080	435,965	1,660,000	166,380	865,000
4 Public Affairs/Education	392,076	13,765,000	397,942	15,045,000	530,079	9,780,000	559,393	39,632,200	647,858	23,130,000	480,781	1,950,000
5 芸術	296,475	23,255,450	181,618	9,390,000	218,928	14,790,000	122,377	32,036,750	73,445	24,040,000	243,419	19,080,000
各年通貨別小計	1,720,618	142,775,920	1,586,290	106,717,000	1,339,187	100,992,860	1,202,302	168,697,630	1,888,678	125,851,312	1,419,680	77,895,000



2000年度 ドル換算合計	
米国における日本研究	950,539
日本における米国研究	65,518
政策研究	173,902
Public Affairs/Education	497,738
芸術	409,332
計	2,097,029

* 2000年度の分野別比率の算出にあたっては、円建ての助成金は暫定的に\$1=¥115でドルに換算し、ドルによる比率とした。

(出典：各年度年報より作成)

別添資料8 「日米友好法に関わる大統領声明」と「日米友好法全文」(1975年)

「日米友好法に関わる大統領声明」

STATEMENT ON SIGNING THE JAPAN-UNITED STATES FRIENDSHIP ACT.

Almost a year ago, I had the great honor and pleasure to be the first American President in office to visit Japan. My trip convinced me more than ever that we Americans can learn much from Japan's culture which will enrich the quality of our lives.

One week ago the Emperor and Empress of Japan completed a visit to the United States, the first such visit in history.

This exchange of state visits not only symbolizes the importance of our relations but also the value of the exchange of people and ideas between the two countries.

Several years ago, the Government of Japan established a foundation to expand understanding of Japan among universities and other institutions in the United States and elsewhere in the world. Through the foundation, the Government of Japan made a generous gift to 10 American universities to strengthen the study of Japanese history and culture. And this year the Government of Japan announced the gift of an Experimental Theater to the Kennedy Center for the Performing Arts, as a Bicentennial present to the people of the United States.

Now it is our turn. The people of America genuinely desire to build closer relations with the people of Japan. This requires that we understand each other's arts, society, and history more widely and more deeply.

It was my pleasure to sign into law an act which will effectively further this important goal. Through the distinguished leadership of Senator Jacob Javits and Congressman Wayne Hays and many others in both Houses, the Japan-United States Friendship Act is now the law of the land.

The act provides for the creation of a Japan-United States Friendship Commission to administer a program of expanded scholarly, cultural, and artistic ventures between our two countries. The Commission will be composed of the 12 members of the United States Panel of the Joint Committee on United States-Japan Cultural and Educational Cooperation, the Chairman of the National Endowment for the Arts, the Chairman of the National Endowment for the Humanities, two Members of the House of Representatives to be appointed by the Speaker, and two Members of the Senate to be appointed by the President pro tempore.

Because of the constitutional provision against Members of Congress serving in any other office of the United States, the Congressional members of the Commission will serve in an advisory capacity, as nonvoting members.

I am confident that the support made available under the act for expanded cultural relations will contribute importantly to the strengthening of understanding between the people of the United States and the people of Japan.

NOTE: As enacted, the bill (S. 824), approved October 20, 1975, is Public Law 94-118 (89 Stat. 603).

October 21, 1975
Gerald R. Ford

「日米友好法」全文

PUBLIC LAW 94-118, AS AMENDED
94th Congress, S. 824, October 20, 1975

An Act

To provide for the use of certain funds to promote scholarly, cultural and artistic activities between Japan and the United States, and for other purposes.

Be it enacted by the Senate and House of Representatives of the United States of America in Congress assembled. That this Act may be cited as the 'Japan-United States Friendship Act'.

STATEMENT OF FINDINGS AND PURPOSE

SEC. 2. (a) The Congress hereby finds that—

(1) the post-World War II evolution of the relationship between Japan and the United States to peacetime friendship and partnership is one of the most significant developments of the postwar period;

(2) the Agreement Between Japan and the United States of America Concerning the Ryukyu Islands and the Daito Islands, signed at Washington and Tokyo on June 17, 1971, is a major achievement and symbol of the new relationship between the United States and Japan; and

(3) the continuation of close United States-Japan friendship and cooperation will

make a vital contribution to the prospects for peace, prosperity, and security in Asia and the world.

(b) It is therefore the purpose of this Act to provide for the use of an amount equal to a part of the total sum payable by Japan to the United States in connection with the reversion of Okinawa to Japanese administration and the remaining funds of the amount set aside in 1962 for educational and cultural exchange with Japan (known as the G.A.R.I.O.A. Account) to aid education and culture at the highest level in order to enhance reciprocal people-to-people understanding and to support the close friendship and mutuality of interests between the United States and Japan.

ESTABLISHMENT OF THE FUND: EXPENDITURES

SEC. 3. (a) There is established in the Treasury of the United States a trust fund to be known as the Japan-United States Friendship Trust Fund (hereafter referred to as the "Fund").

(b) Amounts in the Fund shall be used for the promotion of scholarly, cultural, and artistic activities between Japan and the United States, including --

(1) support for studies, including language studies, in institutions of higher education or scholarly research in Japan and the United States, designed to foster mutual understanding between Japan and the United States;

(2) support for major collections of Japanese books and publications in appropriate libraries located throughout the United States and similar support for collections of American books and publications in appropriate libraries located throughout Japan;

(3) support for programs in the arts in association with appropriate institutions in Japan and the United States;

(4) support for fellowships and scholarships at the graduate and faculty levels in Japan and the United States in accord with the purposes of this Act;

(5) support for visiting professors and lecturers at colleges and universities in Japan and the United States; and

(6) support for other Japan-United States cultural and educational activities consistent with the purposes of this Act.

(c) Amounts in the Fund may also be used to pay administrative expenses of the

Japan-United States Friendship Commission, established by section 4 of this Act, as directed by that Commission.

(d) There is authorized to be appropriated to the Fund, for fiscal year 1976, an amount equal to 7.5 per centum of the total funds payable to the United States pursuant to the Agreement Between Japan and the United States of America Concerning the Ryukyu Islands and the Daito Islands, signed at Washington and Tokyo, June 17, 1971, including interest and proceeds accruing to the Fund from such funds in accordance with Sections 6(4) and 7 of this Act.

(e)(1) There is authorized to be appropriated to the Fund, for fiscal year 1976, in addition to the amount authorized to be appropriated by subsection (d) of this section, those funds available in United States accounts in Japan and transferred by the Government of Japan to the United States pursuant to the United States request made under article V of the agreement between the United States of America and Japan regarding the settlement of Postwar Economic Assistance to Japan, signed in Tokyo, January 9, 1962, and the exchange of notes of the same date (13 U.S.T. 1957; T.I.A.S. 3154) (the G.A.R.I.O.A. Account), including interest accruing to the G.A.R.I.O.A. Account, and interest and proceeds accruing to the Fund from such funds in accordance with Sections 6(4) and 7 of this Act.

(2) The amount authorized to be appropriated by paragraph (1) of this subsection shall not include any amount required by law to be applied to United States participation in the International Ocean Exposition to be held in Okinawa, Japan.

(3) Any unappropriated portion of the amount authorized to be appropriated by subsection (d) of this section and paragraph (1) of this subsection for fiscal year 1976 may be appropriated in any subsequent fiscal year.

THE JAPAN-UNITED STATES FRIENDSHIP COMMISSION

SEC. 4. (a) There is established a commission to be known as the Japan-United States Friendship Commission (hereafter referred to as the "Commission"). The Commission shall be composed of -

(1) the members of the United States Panel of the Joint Committee on United States-Japan Cultural and Educational Cooperation;

(2) two Members of the House of Representatives, to be appointed at the beginning of each Congress or upon the occurrence of a vacancy during a Congress by the Speaker of the House of Representatives;

(3) two Members of the Senate, to be appointed at the beginning of each Congress

or upon the occurrence of a vacancy during a Congress by the President pro tempore of the Senate;

(4) the Chairman of the National Endowment for the Arts; and

(5) the Chairman of the National Endowment for the Humanities.

(b) Members of the Commission who are not full-time officers or employees of the United States and who are not Members of Congress shall, while serving on business of the Commission, be entitled to receive compensation at rates fixed by the President, but not exceeding the rate specified at the time of such service for grade GS-18 in section 5332 of title 5, United States Code, including travel time; and while so serving away from their homes or regular places of business, all members of the Commission may be allowed travel expenses including per diem in lieu of subsistence, as authorized by section 5703 of title 5, United States Code, for persons in Government service employed intermittently.

(c) The Chairman of the United States Panel of the Joint Committee on United States-Japan Cultural and Educational Cooperation shall be the Chairman of the Commission. A majority of the members of the Commission shall constitute a quorum. The Commission shall meet at least twice in each year.

FUNCTIONS OF THE COMMISSION

SEC. 5. (a) The Commission is authorized to -

(1) develop and carry out programs at public or private institutions for the promotion of scholarly, cultural, and artistic activities in Japan and the United States consistent with the provisions of section 3(b) of this Act; and

(2) make grants to carry out such programs.

(b) The Commission shall submit to the President and to the Congress an annual report of its activities under this Act together with such recommendations as the Commission determines appropriate.

ADMINISTRATIVE PROVISIONS

SEC. 6. In order to carry out its functions under this Act, the Commission is authorized to - (1) prescribe such regulations as it deems necessary governing the manner in which its functions shall be carried out;

(2) receive money and property donated, bequeathed, or devised, without condition

or restriction other than that it be used for the purposes of this Act; and to use, sell, or otherwise dispose of such property (including transfer to the Fund) for the purpose of carrying out the purposes of this Act, and any such donation shall be exempt from any Federal income, State, or gift tax;

(3) in the discretion of the Commission, receive (and use, sell, or otherwise dispose of, in accordance with paragraph (2)) money and other property donated, bequeathed, or devised to the Commission with a condition or restriction including a condition that the Commission use other funds of the Commission for the purposes of the gift, and any such donation shall be exempt from any Federal income, State, or gift tax;

(4) direct the Secretary of the Treasury to make expenditure of the income of the Fund and any amount of the contributions deposited in the Fund from non-appropriated sources pursuant to paragraph (2) or (3) of this Section, and not to exceed 5 per centum annually of the principal of the total amount appropriated to the Fund to carry out the purposes of this Act, including the payment of Commission expenses if needed, except that any amounts expended from amounts appropriated to the Fund under section 3(e)(1) of this Act shall be expended in Japan, or for not more than 50 percent of administrative expenses in the U.S.;

(5) appoint an Executive Director, without regard to the provisions of title 5, United States Code, governing appointments in the competitive service, who shall be compensated at the rate provided for a GS-18 of the General Schedule of such title;

(6) obtain the services of experts and consultants in accordance with the provisions of section 3109 of title 5, United States Code, at rates for individuals not to exceed the rate specified at the time of such service for grade GS-18 in section 5332 of title 5, United States Code;

(7) accept and utilize the services of voluntary and non-compensated personnel and reimburse them for travel expenses, including per diem, as authorized by section 5703 of title 5, United States Code;

(8) enter into contracts, grants, or other arrangements, or modifications thereof;

(9) make advances, progress, and other payments which the Commission deems necessary under this Act;

(10) obtain such administrative support services and personnel as the Commission deems necessary and appropriate to its needs; and

(11) transmit its official mail as penalty mail in the same manner and upon the same conditions as an officer of the United States other than a Member of Congress as permitted to transmit official mail as penalty mail under Sec. 32c, Title 39, U.S. Code.

MANAGEMENT OF THE FUND

SEC. 7. (a) The Fund shall consist of— (1) amounts appropriated under sections 3 (d) and (e)(1) of this Act;

(2) any other amounts received by the Fund by way of gifts and donations; and

(3) interest and proceeds credited to it under subsection (b) of this section.

(b) It shall be the duty of the Secretary of the Treasury (hereafter referred to as the "Secretary") to invest such portion of the Fund as is not, in the judgment of the Commission, required to meet current withdrawals. Such investment of amounts authorized to be appropriated under Section 3(d) of this Act, may be made only in interest-bearing obligations of the United States or in obligations guaranteed as to both principal and interest by the United States. For such purposes, the obligations may be acquired (1) on original issue at the issue price, or (2) by purchase of outstanding obligations at the market price. The purposes for which obligations of the United States may be issued under the Second Liberty Bond Act, as amended, are hereby extended to authorize the issuance at par of special obligations exclusively to the Fund. Such special obligations shall bear interest at a rate equal to the average rate of interest, computed as to the end of the calendar month next preceding the date of such issue, borne by all marketable interest-bearing obligations of the United States issued during the preceding two years then forming part of the public debt; except that where such average rate is not a multiple of one-eighth of 1 percentum, the rate of interest of such special obligations shall be the multiple of one-eighth of 1 percentum next lower than such average rate. Such special obligations shall be issued only if the Secretary determines that the purchase of other interest-bearing obligations of the United States, or of obligations guaranteed as to both principal and interest by the United States on original issue or at the market price, is not in the public interest.

(c) Any obligation acquired by the Fund (except special obligations issued exclusively to the Fund) may be sold by the Secretary at the market price, and such special obligations may be redeemed at par plus accrued interest.

(d) The interest on, and the proceeds from the sale or redemption of, any obligations held in the Fund shall be credited to and form a part of the Fund.

(e) In accordance with section 6(4) of this Act, the Secretary shall pay out of the Fund such amounts including expenses of the Commission, as the Commission considers necessary to carry out the provisions of this Act; except that amounts in the Fund, other than amounts which have been appropriated and amounts received (including amounts earned as interest on, and proceeds from the sale or redemption of, obligations purchased with amounts received) by the Commission pursuant to sections 6(2) and 6(3), shall be subject to the appropriation process.

Approved October 20, 1975

LEGISLATIVE HISTORY:

HOUSE REPORTS: No. 94-503 accompanying H.R. 9667 (Comm. on International Relations) and No. 94-526 (Comm. of Conference). **SENATE REPORT:** No. 94188 (Comm. on Foreign Relations). **CONGRESSIONAL RECORD**, Vol. 121 (1975): June 13, considered and passed Senate. Sept. 26, considered and passed House, amended, in lieu of H.R. 9667. Oct. 7, House and Senate agreed to conference report. **WEEKLY COMPILATION OF PRESIDENTIAL DOCUMENTS**, Vol. 11, No. 43: Oct. 21, Presidential statement.

4 参考機関：民間財団の活動

第1節「米国における国際交流の概要」で述べられているように、米国の国際交流は政府主導というより、民間のNGO・NPOや個人の主導であるために、米国の国際交流を理解するためには、ある程度民間の国際交流活動を知ることが必要である。しかしながら、米国の民間NPOや個人は数も莫大であるし、また多様でもある。この活動全体を把握することは困難であるし、また何らかの統一的な像が得られるかどうかも疑問である。

そこで、本節では、米国の民間NPOの中でも国際的な活動を行っている大型の民間財団に焦点を絞って、その活動を通して米国の民間非営利セクターの動向を知る手がかりを得ることを目的としたい。国際的な民間財団に焦点を当てる理由は幾つかある。

第1に、米国の対外文化政策はこれらの民間財団の活動を起源としていることである。米国政府が孤立主義政策をとっていた1910年代、1920年代にウィルソン主義的な国際主義の立場から、積極的に国際社会の問題に関与していったのはカーネギー・コーポレーションとロックフェラー財団であり、米国の人道主義的、倫理的な国際活動の評価の多くは、これらの民間財団やミショナリーの活動によるものである。ロックフェラー財団の国際的な医療・保健活動は、その後の米国の政府を含めて全ての国際的貢献活動のモデルとなったとされている[Ninkovich 1981: Chapter 1]。米国の対外文化関係のリーダーとしての民間財団の役割は、戦後、連邦政府の活動が急拡大するなかで相対的に小さくはなっているが、全く失われたわけではない。

第2に、こうした大型財団は米国の民間国際活動の中でも最も組織化された部分であり、その状況認識、政策などが見えやすいからである。そして、その活動や政策は米国の民間非営利セクター全体の動向を反映していると同時に、動向に影響を与えリードしていると考えられるからである。

第3に、こうした大型民間財団は米国政府の活動にも一定の影響を与えることを意図しており、かつ実際に理念やアイディアの面で影響を与えているからである。カーネギーやロックフェラー財団の理事長や理事などには国務長官等の政府の要職を務めた人や、財団理事長から国務長官になった人がいるなど、人的にも政府と大型財団の間のつながりは歴史的に深く、大型民間財団は米国の国家エリートの一部に含まれるという考え方もある[Karl and Katz 1987]。

本節ではまず、大雑把に米国における政府と民間非営利セクターの関係と民間非営利セクターにおける国際交流の位置づけについて、筆者の理解の仕方を示したい。次に、事例として取り上げる、ロックフェラー財団、フォード財団、アジア文化評議会、アジア財団の活動を紹介し、最後に、これらの事例から見た、民間財団の国際交流の動向について若干の分析を加えたい。

4-1 米国における政府と非営利セクターの関係と国際交流

民間非営利セクターが小さく、特に対外関係においては、政府の役割が圧倒的に大きい日本から見ると、米国の官民関係は理解しにくい面が多い。この点では、米国と日本は極端に異なっている。むしろ日本は西欧諸国に近いと思われ、民間非営利セクターの強さは米国の特殊な性格であるということもできよう。こうした特徴は米国の伝統であり、1830年代にフランス人のトクヴィルが米国を訪問した際にも、既に顕著に見られたものである。

すべての年齢、全ての地位、すべての精神のアメリカ人たちは、絶えず団結している（association を作っている：筆者）。彼等は、すべての成員たちが参加する商工業団体を持っているばかりではない。なお、彼等は、他の無数の種類の団体をもっている。すなわち、宗教的、道徳的、重大な、無用な、ひどく一般的な、極めて特殊な、ひどく小さな、諸団体など。神学校建設のために、宿屋を建造するために、教会を建てるために、書物を普及させるために、遠隔地に宣教師たちを派遣するために、団結する（association を作る：筆者）。彼等はこのようにして、病院をも刑務所をも学校をもつくる。そして最後に、真理を明らかにし、または偉大な実例によって、ある感情を発展させようとするときにも、彼等は団結する（association を作る：筆者）。新しい企画事業の首位には、フランスでは政府が、イギリスでは大領主が見いだされるようなあらゆる場合に、アメリカ連邦では団体（association）が見いだされるとみてよい[トクヴィル 1987: 200-201]。

つまり、大小の社会的ニーズ、つまり公共空間は無数の association の多様な活動によって満たされており、政府は公共空間のごく一部を担うに過ぎないという米国の伝統である。この無数の association によって満たされている公共空間 public sphere を市民社会と呼ぶとすると、米国の公共は市民社会によって担われており、その具体的な実体が無数の association、すなわち税法で言うところの non-profit organizations 非営利組織が構成する非営利セクターである。「アメリカ」という言葉で表彰されるアメリカの全体性とアメリカの公共空間がある程度重なっているとすれば、「アメリカ」の相当な部分はこうした無数の association のネットワーク空間なのである。第1節で述べられている通り、人口の大部分が移民である米国が伝統的に国の外と内を区別しない、あるいはほとんど全ての国民が現在所属している米国とは別に、外国に「故郷」を持っている国である米国では、市民社会は国際的的局面にも何の障害も壁もなく自然にあふれ出てくるのである。

トクヴィルは、この米国の市民社会に関して、さらに特筆すべき特徴を描いている。それはビジネスが支配する市場では、それこそ徹底した自由な競争が行われており、そこでは法に触れない限り儲けるために何をしてもよいという自由主義が認められている一方で、private な空間、すなわち家族や地域コミュニティにおいては、米国人は極めて宗教的か

つ道徳的であるという米国社会の二面性である。前者が男たちによって担われたマッチョな空間であり、後者が女性たちによって担われているフェミニンな空間なのである。この弱肉強食の社会ダーウィニズム的な市場と、人間生存の可能性を保障し、いたわり合う家族の空間の中間にあり、どちらかと言うと家族の延長線上にあるのが市民社会であると言えるであろう。つまり、人間社会の再生産に関わり、一人では生きていけない人間が協力する場であり、宗教や道徳、倫理性や道義性が主導する空間である。しばしば、メタフィジカルな意味でのコミュニティで表彰される空間でもある。フィランソロピーの世界と言ってもよい。

この米国社会の二面性は一つの社会、あるいは個人に同時に実現している。生き馬の目を抜く米国のビジネスマンが、同時によき家庭人であり、コミュニティ活動に精を出すボランティアであり、日曜には教会に通うクリスチャンであるのが米国社会の理念型なのである。悪逆非道の石油ビジネスの資本家であったロックフェラーが、同時に、敬虔なキリスト教徒であり最も優れたフィランソロピストなのである。

この米国社会の二面性を、国際交流における米国の官民関係に適用してみれば、国益の名の下に米国の安全保障上の、また経済上の利益を追求するマッチョな米国政府と、宗教性、道義性、倫理性にあふれ、care や share の精神に基づいて援助しようとするフェミニンな米国市民社会という特徴を見いだすことが出来る。

こうしてみると、米国政府が力で国際秩序を構築・維持しようとして国際関係に登場してくる 20 世紀の後半以前には、米国の国際交流は市民社会組織が中心的な担い手であり、したがって、こうした米国市民社会の持つ道義的、倫理的側面が強調されており、各国から高い評価を受けてきたことは当然であると言えよう。また、特に 1940 年代後半から冷戦思考が米国政府やエリートの支配的な思考様式となり、米国政府によって対外文化政策が冷戦の戦略に利用されるようになる 1950 年代以降は、米国の対外文化政策が不信と懐疑の目で見られるようになったのもまた理解できるところである。

こうした全体認識の中で、米国民間財団には「冷戦戦略の手先であった」というような認識が一部にあることも述べておく必要があるだろう。しかしながら、米国の市民社会が完全に米国政府の冷戦戦略の下に入ったと考えるのもまた間違いであろう。むしろ、コミュニティの助け合いの延長としての市民社会の国際活動は不変かつ健在であると見るべきである。

次に、米国市民社会組織の中で国際交流がどのような位置づけを持っているのかを、民間財団を中心に簡単に述べておきたい。国際交流をどのように定義するかで話は大きく異なってくる。最も狭く、人間や情報の交換である **cultural exchange** と考えるのと、最も広く国際関係の中で政治、経済以外の分野である **cultural relations** と考えるのでは大きな違いがある。米国の大型財団では、**cultural exchange** は事業実施の一つの方法、あるいは **modality** であると考えるのが主流であり、それ自体が目的であるという考え方は戦後

かなり早い時期に力を失っている。Cultural exchange は一つの方法として、専門のサービス機関によって徹底的に効率が追求されていった。Institute of International Education(IIE) などが典型である。大型財団は事業の中の cultural exchange の部分（多くは米国への留学・研修であるが）は、IIE などの専門サービス機関にアウト・ソーシングしてきた。米国の市民社会にはこうした特定の方法に特化したサービス機関がたくさんあるが、cultural exchange もそのような扱いを受けていると言えるであろう。

第2に、考えなければならないのは、米国は世界中の国々からやってきた移民によって出来上がっている国家であることである。したがって、文化が異なることが絶対的、本質的に重要な問題であるとは考えない。むしろそれは克服されうる課題であり、かつ文化が不変であるとは考えないのである。人間は教育や訓練によって作りかえることが出来ると考えるのである。文化や伝統の異なる国からやって来た人々を統合することが不可能ならば、米国という国家は成立しえない。米国人は共通の伝統文化によって国民を形成しているのではなく、未来に向かっての夢、アメリカン・ドリームの構想を共有することで一つの国民を形成しているのである。

こうした伝統の下では、「異なる文化を持つ国民が互いを知り合うことで共存する」という考え方は馴染みにくい。日本の国際交流の基本的な考え方である「相互理解・共存」は、米国的な見方では旧世界の保守的な考え方である。米国的に考えれば、「異なる文化を持つ国民が相互協力を通じて統合され、未来に向かって新しい文化をつくる」という考え方が自然なのである。米国が戦後、「欧州合衆国」(United States of Europe) をつくることで世界大戦の火種である欧州を統合することを構想したのも同じ発想である。

第3に、米国社会がある意味で非常にイデオロギー的に統合されており、存在している政治イデオロギーの幅が狭いことである。欧州や日本が自由民主主義と社会（民主）主義という一定のイデオロギーの幅を持っているのに対して、米国社会は基本的には自由民主主義、リベラル・デモクラシーの内部での違いの程度であり、その違いは重要ではあるが、日本や欧州に比べると遙かにイデオロギー統一がある。それは何を意味するかと言うと、イデオロギーの面で政府と市民社会組織の間に大きな違いはないこととなって現れる。ロックフェラー、カーネギー、フォードなどの大型財団はリベラル色が強く、ヘリテージ財団など一部の保守系財団との間には対立があるが、いわば政府は共和党に象徴される保守派と民主党に象徴されるリベラル派の妥協の産物であり、中間的存在であることから、官民の間にそれほど大きな思想面の違いがないのである。これは、日本では民間団体の一部が、イデオロギー的に反政府であることと大きな違いである。米国の対外文化政策は、官民ともリベラル・デモクラシーの対外普及活動であるという言い方もされるが、これは民間団体が政府の指導下にあるということではなく、官民の間にイデオロギーの差があまりないことを意味している。

1840年代の領土拡張主義の時代に言われたマニフェスト・デスティニー（明白な運命）

の考え方は、米国が世界を作りかえる使命を負っているという考え方、あるいは米国に似せて世界を作りかえるという深層心理となって残っているとも言われる。そのことは、リベラル・デモクラシーの対外普及という形で現れているのではないだろうか。また同時に、モンロー主義に代表されるように旧世界に代表される外界を不純な世界と見なし、外部と関わらないようにしようとする傾向も周期的に現れる。市民社会組織の国際交流はどちらかというところ前者の米国伝統の中にあると言えるだろう。米国の民間財団を初めとする市民社会組織の国際的な活動は、米国的な方法、あるいは米国で成功した方法で、他国の諸問題を解決しようとした実験における少々の成功と多くの失敗の歴史であると言えるかも知れない。それは、一言で言えばリベラル・デモクラシー普及の成功と失敗であるが、それだけではない、より複雑で多様な内容を含んだ世界史の事件なのである。

4-2 ロックフェラー財団

ロックフェラー財団は多くの名声に包まれた米国の民間財団の代名詞である。WHOの前身となった国際医療活動、緑の革命に繋がった国際稲作研究所の創設など、自然科学や医療の分野での活動でより有名である。しかし、1920年代には米国の社会科学の改革にも大きく寄与しており、芸術や人文科学の分野でも多くの実績を残している。日本の国際交流の関係者の間では、国際文化会館の構想がダラスの特使としてやって来たロックフェラー3世によるものであり、国際文化会館建設の費用の半分を同財団が助成したことで、つまり国際文化会館の生みの親であることでも知られている。また、日本国際交流センターにも大きな助成を行っており、日本の戦後の民間国際交流をリードするモデル作りに貢献したのである。

現在のロックフェラー財団は大きさの面ではフォード財団などの戦後に出来た大型財団の後塵を拝しているが、その先見性によって今日も財団界をリードする存在の一つである。以下では、現在のロックフェラー財団を、国際交流の観点から、つまり、国際開発の部分ではなく、文化芸術や社会人文科学の分野における国際的活動に焦点をあてて簡単に紹介したい。

4-2-1 ミッション

約3年前に、非米国人（英国人）として初めてロックフェラー財団の理事長となったゴードン・コンウェイによって、現在の活動方針の基礎である以下のミッションに改定された。

「ロックフェラー財団は、知識を基礎とする、グローバルな財団であり、世界の貧者と疎外された人々の生命と生計を豊かにし、維持することにコミットする」⁴

4-2-2 プログラム

ロックフェラー財団は創立当初から伝統的に、自然科学、医療、農業などの理系助成と、人文科学、芸術の文科系助成の両方を実施してきている。現在は、以下の4つのプログラムとなっている。

1. 創造性と文化 Creativity and Culture : 米国国内と海外
2. 食糧安全保障 Food Security : 海外 (途上国)
3. 医療の公正 Health Equity : 同上
4. 労働者コミュニティ Working Communities : 米国国内

ミッションやプログラムから分かるように、現在のロックフェラー財団は米国国内外の貧困問題に特に焦点を合わせた開発機関の色彩が強い。これは、コンウェイ理事長が以前にはフォード財団のインド事務所で働いたことがある国際開発問題の専門家であり、前職が国際開発研究で著名な英国サセックス大学学長であったことなどからも明らかである。理事会がコンウェイを選んだ時点で既に、理事会においてこのような路線への合意があったと考えるべきであろう。

4-2-3 「創造性と文化」プログラム

ロックフェラー財団は、1920年代から人文科学、1930年代から芸術への助成を行い、1940年代には黒人などのマイノリティ芸術を支援し、40~50年代には米国における地域研究の立ち上がりに重要な役割を果たした。

(1) プログラムの目的

世界のグローバル化のもたらす利益から疎外された人々の文化遺産を保存し、革新すること、公共圏における思考の自由な流れを促進すること、芸術・人文科学分野での多様な創作表現を支援すること [Rockefeller Foundation 1999: 9]。

(2) 「創造性と文化」プログラム

以下の3つのサブテーマに分かれている。

サブテーマ1：弾力的で創造的なコミュニティ (Resilient and Creative Communities)

諸社会の福祉増進のために文化遺産の保存と革新を支援し、貧しく、疎外された人々

⁴ “The Rockefeller Foundation is a knowledge-based, global foundation with a commitment to enrich and sustain the lives and livelihoods of poor and excluded people throughout the world,” quoted from *The Rockefeller Foundation: A New Course of Action*, Rockefeller Foundation, 1999, p.5.

が、新しい地球コミュニティと関わり、それから利益を売ることが可能にするよう支援する。

サブテーマ2：公共圏における知識と自由 (Creativity, Knowledge and Freedom in the Public Sphere)

社会批判活動を通じて、芸術家や人文学者が、創造的で、民主的で、包含的な（非排他的）市民社会の創造に重要な役割を果たす。

サブテーマ3：グローバル時代の創造性と革新 (Creativity and Innovation in A Global Age)

芸術家と人文学者の声は現実を目に見えるようにし、われわれ自身と他者の理解を明瞭にすることを助ける。革新的なデジタル技術の実験によって、これらの活動は加速化される。

創造性と文化プログラムの主力は依然として、米国内であるが、財団としては海外事業を拡大する方向でプログラムの運営を進めている。現在は、件数、金額とも10%強（下表参照）。2000年度のロックフェラー財団の助成金総額は、141,547,819ドル（約172億6900万円）であるため、創造性と文化プログラムは、助成金支出の約16.4%を占めている。

(3) 2000年度の実績 [Rockefeller Foundation 2000: 66-71]

	件数／金額	うち海外助成
サブテーマ1：		
Recovery, Reinvention of Cultures	42件／298万ドル	4件／25万ドル
Understanding Cultural Components of Well-being	25件／419万ドル	1件／10万ドル
サブテーマ2：		
Global Civil Society and Cultur	21件／254万ドル	11件／121万ドル
Role of Religion	6件／183万ドル	3件／18万ドル
Humanities Residency Fellowships and Research	28件／555万ドル	4件／69万ドル
Collaborative Programming in Intellectual Property, Global Norms	3件／42万ドル	1件／11万ドル
サブテーマ3：		
Creative Environments in the Digital Age	22件／159万ドル	3件／14万ドル

Film/Video Fellowships and Incubators	24 件／123 万ドル	3 件／6 万ドル
Multi-Arts Production Fund	48 件／104 万ドル	0
Explorations	19 件／186 万ドル	0
合 計	238 件／2,323 万ドル (約 28 億 3400 万円)	30 件／274 万ドル (約 3 億 3430 万円)

4-2-5 公募プログラム

上記の創造性と文化プログラムの中で、公募をしているプログラムが幾つかある。これらは、比較的、国際交流基金の事業に類似するプログラムと思われるので、以下では、それらについて概略を示す[Rockefeller Foundation (資料 : no date)]。

(1) Humanities Fellowship

このフェローシップは、米国およびラテンアメリカの研究機関、芸術組織が公募形式で行う人文科学、芸術分野のフェローシップへの助成である。このプログラムでは、直接個人にフェローシップを出すのではなく、フェローを受け入れる機関へ助成を行う。2000年度に助成を受けたラテンアメリカの組織は4団体で、その他は米国の組織であるが、フェローの国籍は特に定めがないので、米国の機関でも外国人にフェローシップを出している可能性はある。

対象となるテーマは、「文化の流通と解釈」「文化の柔軟性と再生産」「ディアスポラ、移民、新しい市民権の形態の行方」「人種、性別、エスニシティ、宗教の諸課題」に関わるもの。2000年度実績は、28組織、555万ドル。(但し、この中にはフェローシップだけでなく、国際会議も一部含まれている)。

(2) Film/Video/Multimedia Fellowship Program

これは、メディア関係のフェローシップであるが、単純公募ではなく、交代制の専門委員会の推薦性を取っている。被推薦者は、次にピアパネルによる選考を受ける。このフェローシップは、米国国内を対象としているが、メキシコのフィルム・ビデオ製作者も対象となる。(この部分は、マッカーサー財団との共催)。実績は上記の通り。

(3) Multi-Arts Production (MAP) Fund

MAP は、ライブ・パフォーマンスの創造的な新しい形態を目指す米国国内、および海外の組織に対して、公演事業の委託、開発、制作に対して助成する。公募形式で、異なっ

たジャンルの芸術専門家のパネルによる選考で助成を決める。実績は上記の通り。

(4) Recovering and Reinventing Cultures Through Museums

これは、上記の Recovering and Reinventing Cultures プログラムのサブプログラムで、非西欧文化、および米国のマイノリティ文化を正確に、かつ想像的に展示する博物館展示を支援するもの。現在のプログラムの焦点は、「ディアスポラ文化、特に新移民の文化」「日常生活と物質文化」「米国国内外の伝統と現代の弁証法を表現するもの」というテーマに当てられている。2000 年度実績は、27 件、173 万ドル。(海外、コスタリカとプエルトリコの 2 件)。

(5) The Fund for U.S. Artists at International Festivals (FUSAIFE)

このプログラムは、連邦政府機関である USIA(United States Information Agency)と NEA(National Endowments for the Arts)と民間の 2 つの財団、ロックフェラー財団とピュウ・チャリタブル・トラスト (Pew Charitable Trust) の官民協力 (public-private partnership) 事業。ファンドの運営は、アンブレラ型の非営利団体である Arts International が行う。趣旨は、米国に本拠を持つ芸術家や芸術組織が、国際フェスティバルや国際美術展などに参加する費用を助成するもの。米国連邦政府には、文化省に相当するものがなく、米国人芸術家が国際的な芸術イベントに参加するのを支援する定常的な仕組みがなかった。そこで、関連する 2 つの連邦機関と 2 つの民間財団の共同事業として始まった。

助成は、主催者側の招待ベースで行われる。参加する芸術家の承諾が必要。通常は、各地の米国大使館文化アタッシェの推薦を、外部委員会が、展示・公演の質、およびイベント主催者側のニーズを勘案して決定する。最近は、開発途上国でのイベントに高い優先順位が置かれている。

文化外交的な意味合いをもったプログラムであるが、それを官民協力で行う意義はいくつか挙げられた。(インタビューイの意見)。

- ① 芸術への公的支援の役割についての認識が米国では変化してきており、議会、特に保守派が NEA の事業内容、特に、ジェンダー、セクシュアリティ表現などの面で、介入しようとする姿勢が強い。ロックフェラー財団は、むしろこうしたマイノリティの文化的表現をサポートしてきており、こうしたタイプの芸術家への国家支援を守る意味で、連邦機関との共同事業を行っている。
- ② また、制裁措置として交流を行っていない国 (例えばキューバ) でのイベントへの米国人芸術家の参加を、民間財団がスキームに加わることで、可能にする。
- ③ 公的機関は、プログラムのアカウンタビリティや透明性を確保することが義務付けられており、民間財団の方がアカウンタビリティなどは弱い。その意味で、連邦機関と

共同事業を行うと、プログラムのアカウントビリティ、透明性が格段に上がってよい。

(筆者注：民間財団の側から見た場合の、官民協力のねらいは、議会保守派を抱えて硬直しがちな連邦政府の芸術支援を、よりリベラルな方向で維持しようという意図であると思われる。公共政策に民間財団が影響を与えようとする一般的傾向の一例ではないか。)

2000年度実績についての情報は、年次報告書、ホームページなどには載っていない。

(6) The U.S.-Mexico Fund for Culture

このプログラムは、官民協力であるが、2つの民間財団とメキシコ政府の芸術支援機関の共同プログラム。ロックフェラー財団、バンコマー文化財団 (Bancomer Cultural Foundation)、メキシコ文化芸術国家基金 (National Fund for Culture and the Arts) が共同で、メキシコと米国の芸術家、学者、演技者、作家、学芸員、司書といった個人、あるいは組織に対して、米国・メキシコ間の交流と協力を助成するもの。舞踊、演劇、音楽、ヴィジュアル・アーツ、図書館、文学、メディア・アーツ、文化研究の分野に限定。2000年度実績は不明。

(7) Creative Capital Fund

同ファンドは、ロックフェラー財団が部分的に設立を支援したファンドで、ヴィジュアル、パフォーマンス、メディア・アーツの分野で革新的なアプローチを実験する芸術家、グループに対して、テラーメイドの観客開発、マーケティング、その他支援を行う全国組織。2000年度実績は不明。

(8) Partnerships Affirming Community Transformation (PACT)

このプログラムは、コミュニティの文化発展プロジェクトを支援する。コミュニティの文化能力の向上と社会変化の促進を目的とする。コミュニティ芸術家が、コミュニティ開発に芸術や組織化の技能を生かそうとするプロジェクトの支援。2000年度は、250の申請があり、13件が総額136万ドルの助成を受けた。

4-2-6 ロックフェラー財団の国際交流の理念と戦略

第1に指摘できるのは、財団全体のミッションが貧困問題などの疎外された人々への奉仕者としての財団アイデンティティを強調しているのに対応して、文化の分野でも疎外された人々へ焦点を当てようとする傾向があることである。この部分は新しいロックフェラー財団の特徴と言うべきであろう。

第2に、また、一貫して革新的で自由な発想や方法によって、新しい実験的な取り組みを

刺激しようとする方針がある。これは、米国のリベラルな民間財団の伝統的な文化、芸術、人文科学への関わり方である。

第3に、文化の問題を現代の民主主義の課題やグローバル・イシューとの関係で取り上げようとする姿勢である。言説を見る限り、“Resilient and Creative Communities” “Public Sphere” “A Global Age” “Cultural Components of Well-being” “Global Civil Society and Culture” “A New Form of Citizenship” などの米国の民間財団ではあまり使われない比較的新しい概念が頻出している。このことは、ユネスコや欧州での議論にかなり気を配っていることを示しているように思われる。

第4に、こうした一見するとアメリカ的というより国際的な議論の組み立てにも拘わらず、実際の助成活動は米国中心であり、理念だけが先行しており、実際の活動の国際化はあまり進んでいないと言わざるを得ないであろう。これは、もちろんロックフェラー財団全体について言えることではなく、他の主要プログラムは基本的に米国国外での助成であり、芸術文化の部門についても、ようやく国際化が始まったと言うべきである。

最後に、助成の方法論を見ると、研究助成、活動助成、フェローシップ、米国政府との共同、外国政府との共同、基金拠出など非常に多様な手法がとられている。

4-3 フォード財団

フォード財団が現在のような巨大な財団になったのは、1940年代末で、実際に活動が開始されたのは1950年代初めである。その意味では戦後の財団であり、ロックフェラー財団などと比べると歴史の浅い財団である。フォード財団はロックフェラー財団よりはるかに巨大であり、実験的革新的な助成を行うというよりは、もう少し政府に近いような大型プロジェクトを取り上げる傾向がある。

フォード財団についても、国際交流に焦点をあてて概観してみたい。

4-3-1 ミッション

1949年のゲイザー報告書から始まったフォード財団のミッションは、時代時代に少しずつ手が加えられており、現在は以下のように表現されている。1960年代に「行動科学の発展」という第5のミッションが放棄された以外は、表現は変わっていても、基本的理念はほぼ半世紀にわたって変更されていない。

- ・ 民主主義的価値の強化 strengthen democratic values
- ・ 貧困と不公正の低減 Reduce poverty and injustice
- ・ 国際協力の促進 Promote international cooperation
- ・ 人類の達成の前進 Advance human achievement

4-3-2 プログラム

ミッションに大きな変更がない以上、プログラムについても、実質的にはあまり変わっていないが、理事長が交代する度に、表面的にはプログラム構成は変更されてきた。フォード財団は海外助成を行う数少ない米国民間財団の中でも、13の海外事務所を持っており、国際的な活動を積極的に行っている。プログラム構成の上で、特に国際交流に関わる局面として注目されるのは、国際部門と国内部門という区分けで組織化を行うかどうかであろう。現在のベレスフォード理事長は、グローバリゼーションを踏まえて、全てのプログラムにおける事業の国際化を理念として掲げている。それ故に、あえて国際、国内という区別をプログラムに持ち込まない方針をとっている。過去には、国際的活動を一まとめにして国際部門を持っていた時期もかなり長くある。

現在のプログラム構成は以下の通り。各プログラムは、サブ・カテゴリーに分かれている。

- ・ 資産構築とコミュニティ開発
 - 経済開発、コミュニティと資源開発、人材開発とリプロダクティブ・ヘルス
- ・ 平和と社会正義
 - 人権と国際協力、統治と市民社会
- ・ 教育、メディア、芸術、文化
 - 教育・知識・宗教、メディア・芸術・文化

上述の通り、国際と国内を分けていないので、活動のどの部分が国際交流と関係が深いかは、プログラム構成からは判然としない。ベレスフォード理事長の理念が貫徹されているとすれば、全てのプロジェクトに国際的要素が含まれていると言う事もできよう。ここでは、特に文化にどう関わっているかに焦点を絞り、「メディア・芸術・文化」プログラムについて以下に概説する。

ベレスフォード理事長就任の前後は、米国経済が好調で株式市場も右肩上がり、フォード財団の資産、収入が大幅に増えつづけてきた。おそらくそうした事情も関係して、現在のフォード財団のプログラム構成は、コラージュ的、包括的傾向が強いように思われる。特に、「教育、メディア、芸術、文化」プログラムは、理念的あるいは論理的一貫性を見出しにくい。

4-3-3 「教育、メディア、芸術、文化」プログラム

1999年次報告書によれば、同プログラムは、教育、メディア、芸術、文化という非常に広い領域において、デジタル技術の発達やグローバル文化が社会的公正、特に貧しい層に与えるマイナス影響に関心があり、また技術発達や共産主義イデオロギーの消滅に伴う宗教の影響力増加への関心が示されている。同プログラムとしては、こうした状況において

指導者の果たす役割に期待しており、指導層の知識、機会、創造性、表現の自由を拡大することに焦点をあてるとされている。

「メディア・芸術・文化」部門では、コミュニティや社会における芸術やメディアの果たす役割の強化を目的に、①メディア領域では、自由で責任あるメディアの振興、市民的ニーズにメディアが応えるためのインフラ開発、民主主義的価値や多元主義といった重要な課題に関する公的対話を豊かにする質の高い番組の制作、②芸術文化領域では、市民や社会に希望、理解、勇気、自信をもたらすような芸術的創造性や文化表現の機会を強化することがプライオリティとされている。

4-3-4 1999 年度の実績 [Ford Foundation 1999: 133-139](メディア・芸術・文化部門)

以下に簡単にメディア・芸術・文化部門の助成実績を掲げる。地域別に分かれているので、それによって示す。

米国国内および、米国と海外を含む世界規模の事業

芸術的創造性と資源	34 件	1,210 万ドル
文化保存、活力、解釈	18 件	276 万ドル
メディアと公共政策	51 件	1,046 万ドル
合計	103 件	2,532 万ドル

米国国内では、メディアや芸術活動が中心であり、文化保存が少ないことがわかる。

海外プログラム (アジア地域のみ国別・プログラム別表示、他地域は総数のみ)

<u>アフリカ・中東</u>	52 件	684 万ドル
<u>アジア</u>		
<u>インド・ネパール・スリランカ</u>		
芸術的創造性と資源	1 件	50 万ドル
文化保存、活力、解釈	8 件	124 万ドル
メディアと公共政策	10 件	80 万ドル
<u>インドネシア</u>		
芸術的創造性と資源	1 件	20 万ドル
文化保存、活力、解釈	14 件	190 万ドル
メディアと公共政策	3 件	43 万ドル
<u>フィリピン</u>		
メディアと公共政策	1 件	20 万ドル

<u>中国</u>		
芸術的創造性と資源	1件	5万ドル
文化保存、活力、解釈	3件	128万ドル
<u>ベトナムとタイ</u>		
文化保存、活力、解釈	19件	157万ドル
<u>ラテンアメリカ</u>	6件	29万ドル
<u>ロシア</u>	9件	114万ドル
<hr/>		
合 計	125件	1,644万ドル
(全体に占める割合)	55%	39%)

フォード財団の場合は、海外での助成が件数で 55%、金額で 39%と相当に高いことが分かる。また、アジアの途上国では文化保存が中心であることも明らかである。

4-3-5 世界規模のフェローシップ・プログラム (International Fellowship Program [Ford Foundation 2000])

2000年11月、フォード財団は今後10年間に、総額3億3千万ドル(約400億円)を投じて、年間350名、10年間合計で3,500人を対象とする大学院フェローシップを行うと発表した。プログラムの目的は、21世紀を担う指導者の養成である。このプログラムは、通常の予算とは別の特別予算によって賄われる⁵。

フェローシップの対象となるのは、フォード財団が活動対象としている国々(上記の実績に現れた国々)の恵まれない環境にあるが優れた学生⁶で、将来のリーダーになることが期待される若者。フェローは、自国の大学、米国の大学、米国以外の外国の大学のどこで勉強しても構わない⁷。フェローの国籍は、フォード財団が活動している途上国になるが、フェローの勉学先も含めれば、世界規模のフェローシップであるとうたわれている。

プログラムは、フォード財団がIIE(Institute for International Education)に別途基金を作り、そこに2名の専任スタッフを置いて全体調整を行う。対象国では、パートナー組織を指定し、そこが広報、人選、派遣・受け入れなどの実務を行う。

⁵ 株式市場の好調によって、フォード財団は基金が増えすぎており、大規模に使わないと内国歳入庁の規定(基金の5%以上を助成する)にひっかかる恐れがあると言われている。

⁶ バーンスタイン副理事長の説明では、親が大学教育を受けていない子弟が対象。

⁷ フォード財団を含めて、従来アメリカの政府民間はアメリカの大学での訓練を中心にしてきたが、今回フォード財団はそうした制限をなくし、真に国際的なプログラムとした。バーンスタイン氏は、昔と違い、アメリカ以外の国の大学でも十分に優れた大学が出来てきたし、また途上国にもフォード財団を含めて優れた大学を作ってきたと述べている。

4-3-6 フォード財団の国際交流の理念と戦略

フォード財団をロックフェラー財団と比較すると、いささか理念のレトリックの上での斬新さに欠ける印象がある。他方で、実際の助成活動を見る限り、その活動はロックフェラー財団を遙かに凌駕する規模で世界大で行われている。このことは、幾つかの解釈が可能であろう。ロックフェラー財団はレトリックの割に実際の活動が国際化していないからこそ、美しいレトリックを使えるのであり、実際に海外とくに開発途上国に事務所を持って、途上国の現実を知っているフォード財団は先進国ではやりの理論やレトリックが第三世界の現実から遊離していることを知っている、などである。

しかしながら、世界規模のフェローシップ・プログラムという発想には驚かされるが、アイデアのインパクトという面ではそれほどないかも知れない。他の財団が真似ることは不可能だからである。

4-4 アジア文化評議会(Asian Cultural Council)

4-4-1 概要

アジア文化評議会 (Asian Cultural Council 以下、ACC) は、ロックフェラー一族の資金拠出によって始まった民間財団のひとつである。現在は、「ビジュアル及びパフォーミング・アーツの分野における、米国とアジア諸国間の文化交流を支援する米国の財団」と規定されている。

ACC のプログラムは、おおよそ以下の3つである。

- (1) アジアの芸術家に対する米国での調査、研究、創作活動のフェローシップ
- (2) 米国人がアジア諸国で同様な活動を行うためのフェローシップ
- (3) その他の、アジアと米国の間のカ文化交流に重要性を持つプロジェクト (アジア域内での交流にも少しであるが助成)

以下に簡単に各プログラムを概説する。

(1) アジアの芸術家に対するフェローシップ

現在は、東南アジアと東アジアを対象としている。プライオリティとしては、アジアの伝統芸術の研究と保存、伝統から生み出される新しい芸術表現の創造と開発、現代米国芸術文化の研究の3つに置かれている。

分野としては、考古学、建築、美術史、保存、工芸、舞踊、映画、博物館学、音楽、絵画、写真、印刷、彫刻、演劇、ビデオ。

フェローシップは1ヶ月から12ヶ月までで、国際航空運賃、生活費、医療保険、図書費等の他の費用が提供される。フェローシップ終了後には、帰国することが義務付けられている。

(2) 米国人に対するフェローシップ

<アジア芸術と地域フェローシップ> :

南、東南、東アジアの芸術文化を研究する米国人の学者、専門家、芸術家に対するもので、研究フェローシップ、客員教授、旅費助成がある。1~6ヶ月。

<人文科学フェローシップ> :

上述の考古学以下の対象分野で、南、東南、東アジアにおいて研究を行おうとする学者、大学院生、専門家に対するフェローシップ。会議参加、展示会、客員教授等も対象となる。1~9ヶ月。

<日米芸術プログラム・フェローシップ> :

米国人の芸術家、学者、専門家がヴィジュアルおよびパフォーミング・アーツの分野で、日本で調査、視察、創作を行うことへのフェローシップ。日本人が同様の活動を米国で行うことへのフェローシップも含まれる。1~6ヶ月。セゾングループの資金拠出で始まり、現在はセゾン財団の資金協力で実施されている。

(3) その他の交流事業

米国、またはアジアの芸術、教育機関が米国とアジアの間の芸術分野での特に優れた交流事業を実施することへの助成。ACCの助成は個人へのフェローシップが中心であり、機関への助成は小規模となり、多くの場合は芸術家、学者、専門家が米国で開催される活動に参加する費用の助成となる。

4-4-2 アジア文化評議会(ACC)の国際交流の理念と戦略

ACCはアジアの芸術家を米国に招いて経験を積ませることで長い歴史と実績がある。今日においても、アジアの将来有望な芸術家を選び出し、米国で適切なプログラムを提供する専門性においては抜きん出ている。その意味で、ACCは本節の最初で述べた **cultural exchange** に専門特化したサービス機関の位置づけである。その限りにおいては、極めて優れたノウハウを蓄積している。

その意味で、ACCは先見性と戦略性を旨とする大型民間財団とは異なった性格の機関である。むしろ事業財団に近い性格を持っている。こうした組織は、時代の変化と共にその専門性が評価されなくなると存在意義が薄れてしまう。サミュエルソン氏 (Director) も米国における **cultural exchange** という理念がグローバル化などの影響で支持を失ってきており、ACCとしても **mission** の見直しが必要となっていると述べている。

今後の方向性として、台湾などではACCのアラムナイが独自の活動を開始しており、それらを通じて台湾からの資金導入も図られている。また、セゾングループとの協力によって、アジアから直接米国ではなく、日本を経由する三角交流も行っている。ACCはロックフェラー・フィランソロピーの一員であるが、他の民間機関からの資金をも獲得する方向で進んできているのである。サミュエルソン氏の話では、米国連邦政府からの資金導入は、

問題の方が多く、過去にもないし、今後も計画されていないとのこと。むしろ、民間資金源を広げる方向であり、しかも米国資金源だけに頼るのではなく、アジア側の資金の開発に将来の方向性を見いだしている印象である。

このことは、米国国内の資金源開発が困難になりつつあることと同時に、ACCが米国の組織からより国際的な組織へと方向転換を図っていることとも関連しているように思われる。

4-5 アジア財団(The Asia Foundation)

アジア財団はこれまで述べてきた純粹の民間財団とは少し異なった性格を持っている。それは、アジア財団には連邦資金が相当に入っているからである。しかしながら、アジア財団は民間組織であり、連邦政府機関ではない。ハワイ大学東西センターなどと同じように、連邦政府補助を受ける民間組織である。したがって、アジア財団の活動はアメリカ政府の政策とより強い関連があると見るべきであろう。

4-5-1 アジア財団の設立趣旨

アジア財団の前身となったのは、民間企業人によって1952年に設立された Committee for Asia という民間団体で、アジアの共産化を防ぐことを目的とした強い反共組織であった。それが1954年にアジア財団となった。「American Dream」をアジアに広げる活動の非政府版である。

4-5-2 主要活動史

アジアを共産主義から守る活動といっても、具体的な活動としては、様々な領域がありうる。文化的な分野での助成や留学なども、アジア諸国の文化的アイデンティティの強化や米国の対アジア関係の強化といった目的で行われた。韓国の芸術家や執筆家にもフェローシップなどを出している。

ある時期から、アジア財団の活動の中心はアジア諸国の経済発展の支援、民主化の支援、国際関係の研究や会議となっていった。これらの目的は、アジアの共産化の阻止という当初の目的が洗練され、具体的に展開されていった結果である。

1990年代半ばまで、アジア財団の収入の多くは米国議会による政府予算(国務省)であったが、ギングリッジなどの議会共和党が強くなった90年代半ばに政府予算が大幅にカットされ、それ以降アジア財団は収入の多様化に努め、民間資金の導入を進めてきている。

4-5-3 意思決定

最高意思決定機関は理事会。理事長が具体的事業を実施する最高責任者であるが、各プ

プログラムの予算割り、国ごとの予算割り、全体の方向性などに関わるだけであり、具体的な助成先の決定などは、各国の代表に権限が委譲されている。フィールド・オフィスが活動の中心であり、本部はバックアップという分権的な関係である。最大の資金源である米国国際開発庁 (USAID) からの資金獲得交渉もその国の USAID 代表部との間で行われる。例えば、インドネシアでの活動は、インドネシア・フィールド・オフィスが、USAID インドネシア代表部にプロポーザルを書いて、契約を両者で結ぶという関係。本部は、バックアップのみ。

全体の約 15% 程度を占める議会からの資金獲得は、ワシントン支部を通じての本部の仕事。また、米国国内の民間資金獲得が今後ますます重要な本部活動になる。フィールド・オフィスから寄せられる要望に応じて、各国からの人の受け入れ活動（プログラム作り、アポ取りなど）を行う交流部門 (Asian-American Exchange) も本部に付属するが、フィールド・オフィスに対する service unit と位置付けられている。

4-5-4 機構、および定員

理事会：前述のように、当初から民間団体として始まっており、理事は民間企業人、元政府高官（大使、国務省関係者が多い）、大学教授などで構成されている。理事会は、政府から独立しており、独自に政策を定めることが出来る。2000 年度年次報告書によれば、理事は 21 名、役職者は 9 名。別添資料 10「役職者、理事、海外事務所長」参照。

役職は、理事会議長 (Chairman)、副議長、理事長 (President)、事務局長 (Secretary)、執行副理事長 (Executive Vice President)、副理事長 (Vice President) 2 名（サンフランシスコとワシントン）、監事 (Treasurer)、副監事 (Assistant Treasurer)。

現在のところ、理事は、アジア系米国人を含む、全員米国国籍である。しかし、現在理事会のアジア化を検討中であり、おそらく来年度 (2002 年) には最初の非米国国籍のアジア人が理事に登用される予定。

理事会が最高意思決定機関であり、そこに非米国人を入れることが、政府資金を受けることの障害にならないかとの問いに対して、Senior Director, Dick Fuller 氏は、問題にされないだろうとのこと。資金源多様化がある程度進んできた影響であろうと思われる。

組織的に独立した民間組織であるとはいっても、組織の目的自体が、大きな意味での米国政府の対アジア政策の基本的目標と一致している。政策の細部において、時々政府の政策と一致しないことはあっても、それらはマイナーな違いであって、巨視的・長期的には米国政府の対アジア政策の補完組織として機能している。人事の面から見ても、現在の理事長 Fuller 氏（前述の Dick Fuller 氏の兄）は、USAID の出身である。それ以前の理事長は、国務省出身者であった。人事的にも国務省、USAID とつながってきたと言える。しかし、資金源の民間化が始まった 1990 年代後半以降については、次第に国務省等とのつながりは薄くなってきており、次の理事長については国務省、あるいは USAID か

らである必然性は感じられないと上記 Dick Fuller 氏は述べている。

プログラム毎に、アドホックな性格の諮問委員会が存在することが多いが、全体のプログラムに対する恒常的な諮問組織はもっていない。

本部、支部の人員配置は以下のとおり。

サンフランシスコ本部：約 70 名。主として管理部門。財務、渉外、小規模なプログラム部門。

ワシントン支部：12 名。ワシントンでのセミナー開催などの国際問題プログラム、議会との連絡など。

海外支部：14 の海外事務所に約 250 名。14 名の海外代表のうち 13 名が米国人、日本代表のみがカナダ人。副代表は全て、その国の人間。代表を含めて、30～40 名が米国人で、その他がローカル・スタッフ。昔は、副代表まで米国人であったので、海外スタッフについても、次第にアジア化が進んでいると言えよう。当面、海外代表をアジア人にする予定はない。問題は、当該国人を代表にするのは利益相反の可能性がある。UNDP などでも各国支部の代表はその国の人間にしないルールがある。

4-5-5 事業内容

(1) 目的

基本的には資本主義による経済発展、米国的な自由民主主義体制、人権などをアジアに普及、発展させることがアジア財団の中心的な任務と考えられている。

(2) 事業

経済発展、民主化、女性の参加、国際関係などの公共政策 (public policy) の分野が、アジア財団のコアの関心分野である。事業形態は、基本的には助成事業が中心である。助成内容としては、交流事業、会議、研究、トレーニング、その他プロジェクトであり、他の民間助成財団と変わるところはない。助成対象は、個人および組織の両方である。

(3) 優先領域

現在のプライオリティは、①統治と法 (Governance and Law)、②経済改革と開発 (Economic Reform and Development)、③女性の政治参加 (Women's Political Participation)、④国際関係 (International Relations) の 4 つである。

対象地域はアジア太平洋と米国国内であるが、この場合のアジアは日本からパキスタンまでであり、中東は含まれない。ソ連極東部と中央アジアについては、一時計画があったが、議会の予算削減の時期と重なり、現在は実施していない。インドには事務所を持っていないが、インド対象事業は行っている。アフガニスタンも一時事業を行っていたことがあるが現在は行っていない。このアジアの定義は、米国における常識的なアジアの範囲を踏襲しているに過ぎない。

4-5-6 各国での事業実績

アジア財団の事業の中心は各国に置かれた支部（フィールド・オフィス）による活動である。支部は、各国内の活動についての実質的な意思決定権限をもっており、資金調達も支部が各国の USAID ミッションと交渉して獲得している。したがって、以下では、1999 年度における各国支部の活動の概略を述べる⁸。

<バングラデシュ>

バングラデシュでの活動は、1954 年から開始されている。バングラデシュでの活動は、経済発展、良い統治、法整備、女性の参加などの分野で行われている。地方自治改善（コミュニティベースのアドボカシー、選挙改善、特に女性の議員の業績やアカウンタビリティの改善）、新しい紛争解決（伝統的なコミュニティの紛争解決制度の改善、新しい場の提供）、女性の政治参加（地方自治の女性議員支援）、人権（特に女性の人権侵害）、中小企業振興、地域経済協力（近隣諸国との経済協力の研究、セミナー）が、1999 年度の中心的事業。

<カンボジア>

カンボジアでは、政府の透明性、アカウンタビリティ、財政安定、経済成長と開発などの分野で事業を行っている。人権分野では、人権侵害調査、モニタリング、アドボカシーと教育などに関わるカンボジアの NGO の支援、女性の政治参加では女性指導者養成、家庭内暴力、女性小売商の支援などの NGO を助成している。統治と公共政策の分野では、公務員への良い統治の訓練セミナー、開発関係のセミナー開催などを助成し、経済開発の分野では中小企業への技術支援、訓練、融資手続き支援などを行う NGO に助成している。

<中国>

中国では市場経済化の一層の促進と社会の多様性拡大を目的として、地方自治体改革、コミュニティベースの社会組織の育成、非営利セクターの能力向上、法制度改革支援、米中関係の改善を主要な活動としている。地方自治体改革では、地方ジャーナリスト養成、都市コミュニティの組織化、地方自治関係法の研究、農村金融の事例研究、投票教育教材開発などを行っている。法制度改革では、行政法、法律扶助、大衆法律教育で多年度プロジェクトを実施している。行政法の立案や実施面での米中交流のワークショップ、セミナーなどを実施。非営利セクターでは、中国の非営利セクター環境整備のために幾つかの中国の非営利組織に助成している。経済改革では、非国家セクターでの新ビジネス振興のために、信用アクセス拡大、ベンチャーキャピタル、ハイテク革新の商業化、経営能力向上などの分野で中国の組織への助成を行った。中米関係の分野では、中国外務部の中堅官僚を対象とした米国の大学での修士フェローシップ（累積 50 名の参加）、国家国防大学の教

⁸ The Asia Foundation, *The Asia Foundation 1999 Program Profile*.

官の米国研修、人民代表会議、国家評議会などのメンバーを対象とした米国研修、中国の米国研究者の市民社会研究支援等を実施してきた。

＜インドネシア＞

アジア財団のインドネシアでの活動は、1955年に遡る。現在は、①中央、地方の効率的でアカウンタブルな政府、②異宗教、異民族間紛争、人権侵害、女性の政治参加の諸分野での市民社会組織の活動、③経済成長を加速化させる開発政策、の3つの優先分野をもっている。良い統治と法改革の分野では、1989年から議会の研究部門の研究活動、セミナー、法案作成訓練を支援しており、また地方分権にそなえて州議会の支援を行っている。法務省、議会、内閣事務局の中堅スタッフの訓練、また NGO の司法独立運動の支援もおこなっている。イスラムと市民社会の領域では、1997年からイスラム指導層の民主主義、市民社会理解促進活動として、イスラム系の20のNGOへの訓練、出版、研究助成を行っている。異宗教、異民族間協力の分野では、宗教的・民族的寛容の振興、反暴力プログラム、紛争予防のメディアキャンペーンなどを実施している。人権分野では、国家人権委員会の活動支援やNGOの人権モニタリング、訓練、アドボカシーなどを特にアチェとイリアンジャヤを対象に行っている。メディア分野では、その強化と専門家のために、初めての全国レベルのインターネットラジオ立ち上げを支援し、ジャーナリストの養成なども支援している。女性の政治参加、中小企業改革の分野での幾つかの組織を支援している。

＜日本＞

アジア財団の日本での活動の中心は、非営利セクターの発展支援と国内、アジア地域レベルで重要なテーマについての情報共有化と対話の2つである。非営利セクター支援では、NGO関係者への情報提供、英語訓練などを行っている。日米関係では、日米コモンアジェンダの関連事業として、ホノルルでのNGO会議を実施している。また、日米関係やグローバル化に関連したフォーラムなども実施している。北東アジア安全保障関連では、日中米の三極トラックツー対話を6ヶ月ごとに開催している。(日本側：国際関係問題研究所、米国側：ハーヴァード大学アジアセンター、中国側：中国国際関係研究所)。

＜韓国・北朝鮮＞

韓国では1954年から活動を継続的に行っている。韓国での現在の活動は、主として経済危機の社会経済的インパクトの諸問題と女性の地方行政参加に焦点を絞っている。北朝鮮については、限定的に北朝鮮の学者などの国際会議や訓練プログラムへの参加、Books for Asiaプログラムを通じての図書寄贈などを実施している。また、米韓関係の分野ではセジョン研究所(Sejong Institute)と組んで、南北関係改善と米韓関係に関する国際会議を開催した。また、米日韓の安全保障、経済、非政府関係に関するプログラムや選挙資金、選挙過程に関する米韓比較研究なども実施している。

＜マレーシア＞

マレーシアでのプログラムは、議会強化、国民統合、市民社会発展、法制度改革、国際

理解と協力に焦点を当てている。市民社会発展では、将来の指導者となるべき人々の教育訓練、対米関係では米国研究協会への支援、法制度改革では法律扶助、比較法研究、ワークショップなどを実施している。また、移民問題にも焦点をあててアセアンの枠組みでの研究や会議を支援している。人権分野では、アセアン人権機構の設立に向けてのマレーシア・ワーキンググループの支援を行っている。

＜モンゴル＞

モンゴルでは、1990年から事業を開始した。選挙、法律教育、法制度改革、市民社会発展などに重点を置いている。地方行政と企業と NGO の関係構築などを通じて、行政のアカウンタビリティ、透明性の向上を目指し、女性分野では家庭内暴力問題や女性関係の NGO の支援に焦点をあてている。また、モンゴルのアジア太平洋地域への経済統合を進める観点から、太平洋経済協力国家委員会の設立を支援した。さらに、モンゴル 1992 年憲法の見直しの研究助成を通じて、一層の民主化を志向している。

＜ネパール＞

ネパール事務所が開設されたのは、1990年の民主化を経た 1992年であり、それ以降、憲政の発展、法律、メディア、市民社会の分野で活動している。現在は、女性の法的権利教育、また女性や子供の人身売買問題、特に女性に焦点を当てた HIV/AIDS 問題、女性に対する暴力問題、汚職問題、また小規模産業育成などに助成を行っている。

＜パキスタン＞

パキスタンでは、1998年にアジア開発銀行の資金を受けて、良い統治のプログラムを実施している。また、1995年からは特に女性の地位向上に関連する市民社会組織の支援を行っている。NGO 発展では、約 600名の NGO 活動家への女性の参加型開発の訓練を実施し、貧しい女性への小規模融資プログラムを NGO を共同で実施している。教育の分野では、初等教育における、アクセス、質、持続性、研究、政策提言の5つのキーイシューを中心に、1000以上の共同体をベースとした学校を支援している。また、母子保健の分野でも 29の NGO に対して助成を行っている。

＜フィリピン＞

フィリピンでも透明でアカウンタブルな政府、強い市民社会の公共圏への参加、法へのアクセス改善、アジア地域統合などに焦点が置かれている。法制度改革では、1980年代半ばから公共問題に関わる法律家グループ支援が行われてきており、アジアで最も強い弱者のための政策改革のアドボカシー・グループが形成されている。特に女性や子供の権利擁護の活動に力が入れている。汚職防止活動では、汚職の実態や原因に関する調査研究などへの助成が行われ、NGO 支援では NGO 活動の財政的持続性を改善するための財源確保、またフィランソロピー全般の調査研究などが行われている。また、経済発展関係のプログラム、アセアン人権機構などのアジア地域レベルの活動も支援されている。

<スリランカ>

スリランカでは、統治のアカウンタビリティ、透明性、および平和が重点分野である。1990年から法務省を支援して、草の根の紛争仲裁委員会を全国レベルで支援している。また、選挙における暴力防止のために NGO 連合体への支援を行い、一般向けの啓蒙活動を助成した。1998年からは、NGO と協力して人権擁護活動を支援し、1500人以上の人権侵害事例を扱ってきている。人権に関するディプロマコースを支援し、既に100人を越える卒業生を出している。また、女性の権利擁護活動でも NGO に助成を行っている。

<台湾>

台湾での活動は、当初人材養成とくに大学支援に重点がおかれていたが、その後経済計画と経済自由化に焦点を移し、近年は台湾での高まる民主化に対応して、政府改革、選挙、議会改革、メディア発展などの分野に優先順位を向けている。台湾では、過去の助成対象者を中心に、台湾アジア財団 (Asia Foundation in Taiwan: AFIT) が設立され、非営利セクター発展、企業家、中小企業支援、中台関係改善などの事業が行われている。非営利セクター発展プログラムでは、AFIT の協力してニーズ調査、NPO 運営訓練、国際的なネットワーク事業などを行っている。企業家、中小企業支援では、企業統治における透明性確保、法規制環境の改善、ベンチャー・キャピタル融資の支援などを行うと同時に、台湾の中小企業を他のアジア地域のモデルとするような研究も実施している。中台関係、アジア地域関係でも、AFIT と協力して、調査、会議など、またモンゴルから人を招いての家畜飼育経営訓練などを実施している。

<タイ>

タイでの活動は1954年に開始され、当初は社会福祉と基礎的な人材養成に重点が置かれていた。1980年代に入ると、民主化の動きとともに民主的制度の確立と経済改革へと重点を移し、議会の役割強化、市民社会組織の公共政策形成過程への参加の促進などを支援した。現在は、一層の市民参加、憲法と法秩序、汚職防止による良い統治などのテーマで活動している。汚職防止では、チュラロンコン大学政治経済センターに研究助成を行い、汚職の実態調査と防止策についての提言をいくつも出している。また、投票教育や新しいメディアプログラムの開発などによって、選挙の一層の公正化を支援している。また、国家人権委員会法に関する全国レベルの議論を喚起するために、幾つかの研究助成を行った。

<ベトナム>

ベトナムでの活動は1992年から開始されたが、事務所が設立されたのは最近である。活動は、法による統治、経済改革、女性の指導力、国際関係に絞られている。1999年から、ハノイの国際問題研究所に助成を行い、米越関係の改善に向けて、ワシントンでの会議や研修などを実施している。経済分野ではグローバルイゼーションがベトナムにもたらす影響の研究を支援している。また、ベトナム商工会議所に対して国際経済統合に向けた人材訓練などの支援を行っている。ベトナム女性同盟に対しては、国会、地方議会、政府など

での女性議員を増やすための活動に助成している。

4-5-7 その他の海外開発援助との関わり

アジアの途上国での活動の全体資金の 55～60%が USAID 資金であり、したがって事業費の大部分は ODA 資金であると言ってもよい。ただし、アジア財団の活動領域は、経済、民主化、女性の参加であるため（国際関係は直接的には ODA に関わりにくい）、国際開発といってもこれらの分野に限られる。農業、医療などの分野は入らない。近年では、フィリピン、インドネシア、東チモールなどでの選挙支援（選挙教育、NGO によるモニタリングなど）が目立った活動であるが、その他にも上記 3 つの分野での事業は多い。

4-5-8 本部の対アジア向け事業 Books for Asia

このプログラムは、米国の出版社の協力を得て、米国で出版された図書、ソフトウェア、ジャーナル、その他教育教材をアジアの学校、大学、研究所などの図書館に寄贈するもの。毎年、50 万冊程度を 14 カ国の 4,000 以上の図書館に寄贈する。

4-5-9 本部の対国内向け事業

(1) Asian-American Exchange

アジア財団の交流部門であるが、前述のように交流プログラム自体で目的を持っている訳ではなく、あくまでもフィールド・オフィスの要望にこたえるサービス・ユニットの位置付けである。フィールド・オフィスが特定の分野での米国国内での訓練、スタディ・ツアーなどを依頼し、それに応じて交流部門がプログラムをアレンジするという関係になっている。交流は、事業目的達成の一つの手段（medium）の位置付けである。同プログラムの Director の Young 氏によると、最近の傾向としては、個人を対象としたフェロシップ型のプログラムが減り、特定の機関やグループを対象とした短期の研修やスタディ・ツアーが増えているとのこと。特に、学術的なフェロシップが減っている。その理由は、個人へのフェロシップはコストが掛かる（修士課程で、一人一年で 4 万ドル）ことと、当たり外れがあることなどで、個人より組織発展（institution building）を目的とした、帰国後のより大きなインパクトを目指した、集団の短期訪米が増えている。これは、交流部門にとって、仕事の効率からいってもやり易くなっている。

(2) Luce Scholars

アジア財団では、アジア各国から米国に招くことが中心であったが、その中でルース財団の依頼で始めた Luce Scholars プログラムは米国の有為の若者（30 歳以下で、大学卒業直後から 2～3 年まで）を 10～11 ヶ月アジア諸国に派遣するプログラムで、逆方向のプログラムである。既に 25 年の実績があり、アジア財団の理事にもなっている Terrence

Adamson (カーター政権のアドバイザー) などの著名人を数多く生んでいる。非常にプレステージのあるフェローシッププログラムであり、各大学の推薦に基づくが毎年 18~19 名の枠に対して、多くの応募があつて競争倍率が高い。専門分野も様々であり、アジア諸国での派遣先は様々で、大学に所属するもの、専門機関でトレイニーになるものなど、本人の希望と当該国の事情によって柔軟にプログラムを作る。各国にある支部のネットワークと人脈がものを言う。

(3) ワシントンでの活動

ワシントン支部の活動の重要な一部は、米国の政策担当者にアジア諸国の情報を伝えることである。そのために、アジア財団では時々の重要なトピックについてのセミナーなどを開催している。例えば、1999 年にはアジアの経済危機についてのセミナーを開催したりしている。2000 年度に実施したのは、“Focus on Pakistan,” “Dynamics of Change in Cambodia,” “Focus on the Environment: Reshaping NGO-Business Relations” の 3 つのセミナー。

また、在ワシントンのアジア諸国外交官、米国の政治、ビジネス、メディア、政策リーダーを招いて、時事の話題を話し合う Ellsworth Bunker Asian Ambassadors Series という会合も定期的で開催している。2000 年度には、スカラピーノ、ニューヨークタイムスのトーマス・フリードマン、インドのノーベル経済学賞受賞者アマーティア・センの 3 人の著名人を招いての会合が持たれた。

4-5-10 予算と資金源

支出：

	1999 年度	2000 年度
事業費	29,587,000 ドル	27,718,000 ドル
Books for Asia	14,541,000 ドル	12,156,000 ドル
管理費・一般費	3,214,000 ドル	3,863,000 ドル
fundraising 経費	296,000 ドル	231,000 ドル
合計	47,638,000 ドル (約 58 億 1200 万円)	40,968,000 ドル (約 49 億 9800 万円)

収入：

	1999 年度	2000 年度
補助金・助成金		
米国政府諸機関	21,265,000 ドル	15,530,000 ドル
国務省	8,250,000 ドル	8,216,000 ドル
アジア開銀、 財団、外国政府	3,339,000 ドル	5,420,000 ドル
Books for Asia 図書寄贈分	14,723,000 ドル	14,846,000 ドル
独自財源		
投資収益	392,000 ドル	589,000 ドル
評価益	2,904,000 ドル	2,450,000 ドル
その他	- 4,000 ドル	48,000 ドル
合 計	50,869,000 ドル (約 62 億 600 万円)	47,096,000 ドル (約 57 億 4600 万円)

米国の出版社からの図書の現物寄贈である Books for Asia を除いた現金収入のうち、最大は USAID を中心とする米国政府機関からの助成金であり、これは全て個別プロジェクト・ベースで、現地 USAID 事務所とアジア財団フィールド・オフィスの交渉によるものである。したがって、毎年交渉結果によって増減する。これが、現金収入の 55～60% を占めるというのが、バロン執行副理事長の説明であるが、2000 年度はこれが目立って減額したため、50% を下回っている。

国務省とあるのが、国務省予算の 150 Account と呼ばれるもので、アジア財団だけではなく、その他の国際組織、例えば East West Center など含まれる民間組織への補助金である。これは、毎年予算要求を議会に提出して審議、決定されるもので、これも議会の決定によって増減するが、ここ数年は 8 百万ドル程度であり、現金収入の 15% 程度を占める。

アジア開発銀行などの多国間金融組織や、米国や日本の民間財団、個人寄付などを現在増やすように努力しており、1999 年から 2000 年にかけてその成果で増額を見ている。将来的にはここが主要な収入源となることが期待されている。

4-5-11 政府との関係

(1) 法的関係

アジア財団は民間組織であり、政府との間に法的な関係はない。

国務省予算として、議会承認によって得られる補助金については、非常に緩やかな形で責任しかない。予算を提出し、それが認められれば報告義務は年次報告書の提出だけで

ある。監査は行われる。日本のような指導監督という関係ではない。

USAID のプロジェクト・ベースの資金は、プロポーザルに基づいて契約が結ばれるので、厳しい監督、報告義務が課される。USAID がモニタリングを行い、問題があると判断されれば、是正指導を受けることも契約内容に書かれている。

(2) 政策面での関係

アジア財団の目的は、広い意味での米国政府の対アジア政策の民間からの補完であり、その意味では米国政府の政策と長期的・大局的には一致している。しかし、米国政府の対アジア政策も政権によって変化するものであり、細部においてはその時の米国政府対アジア政策と微妙にずれる場合もありうる。

例えば、アジア財団は中国に事務所を持って、中国と米国間の交流事業を積極的に進めているが、これはクリントン政権の関与政策（engagement）とは一致するが、ブッシュ政権になって関与政策が後退した場合には、微妙なずれを生む可能性はある。しかし、米国政府の対アジア政策が極端から極端に振れることは実際にはあまりないので、アジア財団の活動と政府外交が対立するようなことは考えにくい。また、北朝鮮に対しても、アジア財団は積極的に働きかける活動を志向しており、時々米国政府の対朝鮮半島政策と必ずしも一致しない場合もありうる。しかし、全体としてみれば、米国の対朝鮮政策のある幅の中に収まっており、政府として許容しうる範囲内である。むしろ、官民を含めた米国全体としての政策オプションを広げているという意味で、民間財団としてのアジア財団の存在意義がある。

アジア財団の個別事業について、議会の一部議員から批判や異論が出ることはごく普通にあることである。例えば中国事業について、共和党保守派から意味が無いというような批判は常にある。しかし、こうした反対意見も含めて議会において補助金予算が審議され、許可されるので、議会全体の承認は得られている。

(3) 事業役割分担

アジア財団は独立した民間財団なので、政府事業との役割分担調整が組織的に行われるということは無い。しかし、プロジェクトごとに、関係のある政府機関との非公式な情報交換などは普通に行われる。例えば、USAID が特定の事業、例えば選挙監視について、USAID 自身で行う事業、アジア財団に委託する事業、その他の NGO に委託する事業というように役割分担を設定することはある。しかし、それはあくまでも個別プロジェクト・ベースのこと。

4-5-12 中長期的展望 — 中長期計画とその背景

議会予算が大幅に削減された 1990 年代半ば以降、アジア財団理事会において、財団の使命 (mandate) の見直しが行われた。その結果、従来からのコアの活動であるアジアの経済発展、民主化、女性の政治参加、国際関係という 4 つの重点分野は維持することが決まった。しかし、同時に政府予算削減により民間資金の取り込みが一層重要となっていることも事実である。米国民間フィランソロピーの助成対象分野の中心は、教育、医療、芸術などであり、アジア財団がコアとする公共政策分野へ民間フィランソロピー資金を取り込むことは容易ではない。

そこで、Give2Asia という新しい試みを 2000 年度 (実際には 2001 年始めから) 実施している。これは、米国の寄付者がアジアの非営利組織に寄付するのを、アジア財団を通して行うことで、米国内国歳入庁の免税特典を得られるようにする制度である。例えば、台湾のオーケストラに寄付する際に、アジア財団が仲介することで米国人の寄付者は免税特権が得られる。

このプログラムの目的は、米国人寄付者が自らの好む領域に寄付することにアジア財団がサービスを提供することで、米国人寄付者との関係を作り、アジア財団を知ってもらい、アジア財団の独自のコアプログラムへの関心を広げる機会を作り、それによって将来的にアジア財団のコアの活動への個人、および企業寄付者を増やすことである。

アジア財団が専門性を持っていない芸術などの分野で、アジアの組織への助成を行うのは出来るのかという問いに対して、バロン氏は、例えば Asian Cultural Council が行っているような、最も優れた芸術助成の対象者を探し出すというようなことは無理だが、少なくとも助成対象が一応まとめた組織であり、法的にも問題が無いという程度の情報サービスを提供することは、アジア財団の各国支部のネットワークを使えば十分可能であるとしている。まだ、始まったばかりの制度であり、もう少し様子を見てみないと、実際にうまく稼働するかどうかの判断はつきにくい。現状では、各国に持っている支部のネットワークをどのように民間資金確保につなげるかという視点での実験的試みのひとつと考えるべきであろう。

アジア財団の資金源は限られており、Give2Asia に見られるような新たな財源確保の活動が成功しないと、助成活動の分野での新しい展開は考えにくい。したがって、事業分野での中期的展望については、現在の延長線上での展開以上のことは考えていない。

日本での活動については、明らかに他のアジア諸国での活動とは一線を画している。基本的には、アジア関係政策についての情報交換、他のアジア諸国での活動の日本での広報とパートナー探しの可能性、また北東アジア安全保障の面でのパートナーシップなどに絞られている。日本事務所維持には費用がかかるため、日本支部を維持すべきかどうかという議論は、しばしば理事会の話題にはなっている。今のところ支部廃止というような議論にはなっていない。

4-5-13 その他の調査項目

(1) 他の民間機関との関連

フォード財団、ロックフェラー財団、ルース財団などの大型助成財団からは、資金を得てアジア財団がプログラムを運営するといった関係にある。これらは、全てプロジェクト・ベースの関係であって、定常的に助成が得られるというような関係ではない。

芸術機関との関連では、同じアジア地域で活動しているという意味で、Asian Cultural Council とは情報交換ベースでの関係はあるが、アジア財団は芸術分野での助成が中心ではないので、芸術分野の政府関係組織との定常的な関係はない。

(2) アカウタビリティ

米国の民間財団全般に言えることだが、アカウタビリティ、あるいは助成情報公開は、米国政府機関に比べると、はるかに低いレベルである。米国政府機関が、税金であることから、徹底した透明性と情報公開を義務づけられているのに対して、民間財団は民間組織であることを理由に情報公開にはそれほど熱心とは言えない。

内部資料についても、今回の調査で要請した基礎的な統計資料などは整備されていない状況のようである。例えば、年間招聘者数なども新たにファイルから数えださなければならぬというような話である。バロン氏の説明は、アジア財団も他の NGO と同様に常に新しい事業の中心を動いており、過去の業績の取りまとめなどには興味を持ってこなかったためでもあるとのこと。基本的には情報公開が義務づけられていないこと、政府報告も簡単なものなので、そのための資料整備を行う必要がなかったことなどが理由かと思われる。年次報告書、パンフレットの類も、事業広報が目的であって、過去の情報をまとめるという種類の資料はない。

4-5-14 アジア財団の国際交流の理念と戦略

アジア財団は米国の民間財団としては、良くも悪くも特殊な存在である。それは、アジア地域を対象を絞って、米国政府が行っているリベラル・デモクラシーの海外普及事業を民間団体として行っているからである。冷戦時代には、米国政府が困難を感じる事業を民間財団として実施することで、米国政府の対外文化政策を補完することで存在意義を持ってきた。現在の資金源を見ても USAID の民主化支援の資金が非常に多くを占めている。政府から政策実行を委託される民間機関の性格が強いとも言えよう。

こうしたアジア財団の性格は、冷戦の終焉によって、必然的にある変化を余儀なくされてきている。大きな基金を持った助成財団ではなく、むしろ外部資金に頼って事業を行う事業財団の色彩が強いため、その性格の維持のためにはアジア財団の目的に共鳴する funder が必要だからである。米国政府においては、冷戦終結と共に次第にリベラル・デモクラシーの海外普及事業をプッシュする危機意識や予算が減ってきており、アジア財団への連邦政府機関からの予算にも限界が見えている。

それを受けて、他の資金源の確保がアジア財団の急務であるが、リベラル・デモクラシーの海外普及事業は米国の一般の寄付者にはあまりなじみのない分野であり、かつ米国政府がやっている分野であえて民間財団が行う意義は、冷戦時代とは違って、今日では見だし難くなっていると言えよう。過去に築き上げたアジアでの人脈や様々なインフラをどのように活用し、転換を図っていくかがアジア財団の課題である。

理事に非アメリカ人を入れるというのも、米国の財団だけのアイデンティティでは生き残りが困難であり、真の意味でアメリカとアジアの所有する財団になるという方向性もやや見えてはいるが、特に財源の面でどこまでアジアに可能性があるのか、そうしたアイデンティティがどのように可能なのか、不透明な要素は大きい。

4-6 米国民間財団の動向

4つの米国の民間財団を取り上げて、その特徴や具体的な活動内容、近年の動向を概観してきた。ロックフェラー財団、フォード財団は巨大な基金を持ち、資金の割り振りで社会全体の動きをある方向に向けようとする助成財団、アジア文化評議会は芸術分野に特化して米国へのアジアの芸術家の留学という **exchange program** を行う事業財団、アジア財団は米国政府のリベラル・デモクラシーのアジア諸国への普及というミッションを民間で行う事業財団である。日本にも縁の深い4つの民間財団であるが、それぞれに特徴があり、多様な活動を行っている。

これらに明らかに共通していることがある。それは、財団のガバナンスの国際化を進めていることである。既に十分に国際的な活動を行ってきた諸財団がいまさら国際化とは、と思われるかも知れないが、米国の財団から国際的な組織へという非米国化である。4つの財団とも、財団統治の根幹である理事会に非米国人を入れ始めている。最もそれが進んでいるフォード財団では既に70年代からこの傾向は始まっているが、近年その傾向は一層進んでいる。さらに、スタッフレベルでの非米国人化も進んでおり、ロックフェラー財団はその100年近い歴史の中で、英国人とはいえ初めての非米国人理事長が誕生している。フォード財団やアジア財団でも同様の現象が起きている。つまり、これらの民間財団は国際機関や地域機関（アジア財団やアジア文化評議会のように対象がアジアに限定されている場合）への道を歩み始めているかに見えるのである。

このことは何を意味しているのであろうか。それを理解する一つのヒントは、フォード財団の世界規模のフェロウシップ助成が、初めて米国留学以外をも認めることにしたことについて、筆者が尋ねた答えの中にあるような気がする。言うまでもなく、従来の米国のフェロウシップは基本的に米国留学が中心であった。筆者の問いに答えて、バーンスタイン副理事長は、「もはや米国に来なければならない必然性はなくなった。米国以外にもよい大学がたくさん出来てきたし、実際我々はそうした大学を各国に作ってきたのだから！」

と答えている。例えば、インドである。1950年代から多数のインド人を米国の大学に留学させ、また米国人教授をインドの大学に派遣してきた。そして、半世紀たって過去の留学生はインドの大学で教えており、インドの大学は米国の大学のようになったのである。「わざわざ米国に来る必要はない、何故ならインドに米国の大学と同じものを我々が作ったのだから！」つまり、アメリカナイゼーションの延長としての「国際化」である。そうした基盤の上に、米国財団のガバナンスの「国際化」が進みつつあると考えてよいであろう。

第2に、それをあくまでも前提とした上で、その内部でのよりよい代表性 (representation) という民主主義のルール適用が始まっていると考えてよいであろう。シンボリックに言えば、米国を中心とした、米国的価値を共通価値とした地球コミュニティが成立しつつあり、その地球コミュニティ内部での民主的な代表性を各民間財団とも考え始めているのである。しかし、もちろんこの「地球コミュニティ」が、現実の全ての人類社会を完全に覆っている訳ではない。米国的価値を共有しない国家や民族、宗教集団などは決して地球人口の少数派とは言えないであろう。しかし、他方、人類史上例を見ない規模で米国を中心とする人類社会の統合化が始まっているとも言えるであろう。この現象は、別の言い方をすれば、global civil society の形成であり、米国民間財団は American civil society から global civil society への転換を図ろうとしているのである。

同じ事を、より機能主義的に考えてみよう。世界の各地に、特に知識人、高等学術機関の中に、米国のそれと基本的によく似た、価値を共有する人間のネットワークと組織のネットワークが出来つつある。彼等は米国の価値を共有しつつ、その場所の特殊な条件や文化を知っている人々であり、その地で活動する米国民間財団にとってはより適切なアイデアを出せる人々なのである。つまり、国際的に活動する米国財団にとって、より適切な人材を求めると、米国人に限定する必然的はほとんどないのである。むしろ、価値は共有するが、現地事情に詳しい外国人を入れる方がよりよい活動が出来るという合理的な判断が出てくる。また、米国文化帝国主義という批判も受けにくい。

では、こうした変化する米国財団に日本はどのように対応すればよいのであろうか。考えなければならないのは、このアメリカ化としてのグローバル化によって利益を得そうなのは、米国人だけではなく、多くの人々、特に米国とは特別な関係にある日本であることである。例えば、アジア財団のミッションであるアジアにおけるリベラル・デモクラシーの普及、端的には例えば、中国や北朝鮮の自由民主主義化は日本の安全保障、また経済にも多大なプラスとなることは明らかである。アジア財団によるアジアの民主化アジェンダが米国の官民の支援を従来ほど強く得られないならば、日本がアジア財団に資金を出して、アジアの民主化を進めることは明らかに日本にとっての国益につながる。JICA なども民主化支援のプログラムを持っているが、やはり経験不足は否めない。USAID とアジア財団のパートナーシップのようなことが、JICA との間でも考えられるし、USAID とパートナーシップを組むより、良い事業が出来る可能性がある。アジア文化評議会についても同

様である。つまり、米国民間財団の活動を支援することが、大きな意味では日本の国益に繋がる。

米国は欧州では地域の集団安全保障や地域統合に非常に熱心であったが、アジアでは不熱心である。日本は本来アジア地域統合のリーダーを勤める立場にあるが、歴史問題がネックとなって動きがとれない。そこで、アジア財団やアジア文化評議会などの米国の民間財団に、例えば半分出資することで、これらを日米の共同所有財団とし、アジア太平洋の地域統合に向けてのエイジェント化するなどの方策が考えられてもよい。これは、遠い将来の可能性かも知れないが、当面米国の民間財団と親しく関係を結び、協力をしていくことは重要である。しかし、その際には日米という2国間関係に基づく発想は捨てて、米国財団のグローバルなアクターとしての性格、あるいはリージョナルなアクターとしての性格をより引き出すような協力方法を考えるべきである。

米国の市民社会が *global civil society* あるいは *regional civil society* になっていく過程は、必ずしも全面的なアメリカナイゼーションではない可能性もある。あるいはそうした方向にしなければならない。少なくとも市民社会においては、強制ではなく説得であり、競争ではなく共生が原則であり、両方が変わって新しいものになっていく可能性がある。また、米国の市民社会的側面の国際化を促していくことは、米国のもう一つの国際的側面であるユニラテラリズムや極端な市場主義、あるいは巨大な軍事力をよりよく制御していくことにも繋がる。

つまり、米国の市民社会の *global civil society* 化を促進する、そしてその流れに日本も積極的に加わり貢献していくことが、結局は日本の国益に繋がると思われるのである。

別添資料 9 アジア財団 基本データ

組織	
団体名称	アジア財団 (The Asia Foundation)
所在地	465 California Street, 14 th Floor, San Francisco, CA94104 Tel: 415-982-4640, Fax: 415-392-8863, Email: info@asiafound.org ホームページ : http://www.asiafoundation.org
代表者	Chang-Lin Tien, Chairman of the Board (Professor of Engineering, University of California) William P. Fuller, President
沿革	アジア財団の前身となったのは、民間企業人によって 1952 年に設立された Committee for Asia という民間団体で、アジアの共産化を防ぐことを目的とした強い反共組織であった。それが 1954 年にアジア財団となった。「American Dream」をアジアに広げる活動の非政府版である。
意思決定	最高意思決定機関は理事会。理事長が具体的事業を実施する最高責任者であるが、各プログラムの予算割り、国ごとの予算割り、全体の方向性などに関わるだけであり、具体的な助成先の決定などは、各国の代表に権限が委譲されている。フィールド・オフィスが活動の中心であり、本部はバックアップという分権的な関係である。
機構	理事会：前述のように、当初から民間団体として始まっており、理事は民間企業人、元政府高官（大使、国務省関係者が多い）、大学教授などで構成されている。理事会は、政府から独立しており、独自に政策を定めることが出来る。2000 年度年次報告書によれば、理事は 21 名、役職者は 9 名。別添資料 10「役職者、理事、海外事務所長」。 役職は、理事会議長 (Chairman)、副議長、理事長 (President)、事務局長 (Secretary)、執行副理事長 (Executive Vice President)、副理事長 (Vice President) 2 名 (サンフランシスコとワシントン)、監事 (Treasurer)、副監事 (Assistant Treasurer)。 事業を行っているアジア各国に代表が置かれており、前述の通り代表にかなりの権限が移譲されている。 プログラム毎に、アドホックな性格の諮問委員会が存在することが多いが、全体のプログラムに対する恒常的な諮問組織はもっていない。

	定員数	<p>本部、支部の人員配置は以下のとおり。</p> <p>サンフランシスコ本部：約 70 名。主として管理部門。財務、渉外、小規模なプログラム部門。</p> <p>ワシントン支部：12 名。ワシントンでのセミナー開催などの国際問題プログラム、議会との連絡など。</p> <p>海外支部：14 の海外事務所にて約 250 名。14 名の海外代表のうち 13 名が米国人、日本代表のみがカナダ人。副代表は全て、その国の人間。250 名のうち、代表を含めて 30～40 名が米国人で、その他がローカル・スタッフ。昔は、副代表まで米国人であったので、海外スタッフについても、次第にアジア化が進んでいると言えよう。当面、海外代表をアジア人にする予定はない。</p>
事業		
	主要事業	<p>基本的には資本主義による経済発展、米国的な自由民主主義体制、人権などをアジアに普及、発展させることがアジア財団の中心的な任務と考えられている。経済発展、民主化、女性の参加、国際関係などの公共政策 (public policy) の分野が、アジア財団のコアの関心分野である。事業形態は、基本的には助成事業が中心である。助成内容としては、交流事業、会議、研究、トレーニング、その他プロジェクトであり、他の民間助成財団と変わるところはない。助成対象は、個人および組織の両方である</p> <p>現在のプライオリティは、(1) 統治と法 (Governance and Law)、(2) 経済改革と開発 (Economic Reform and Development)、(3) 女性の政治参加 (Women's Political Participation)、(4) 国際関係 (International Relations) の 4 つである。</p>
	各種実績	<p>バングラデシュ、カンボジア、中国、インドネシア、日本、韓国・北朝鮮、マレーシア、モンゴル、ネパール、パキスタン、フィリピン、スリランカ、台湾、タイ、ベトナムのアジア 14 カ国に事務所をもって助成事業を実施。</p> <p>その他に、アジア各国に英語の本を寄贈する Books for Asia、蜚米国内事業である Asian-American Exchange、Luce Scholars のアジア研究のフェローシップ、およびワシントン事務所での講演会など。</p>

資金				
	予算	事業支出 (ドル)	2000 年度	1999 年度
		事業費 :	27,718,000	29,587,000
		Books for Asia :	12,156,000	14,541,000
		管理費・一般費 :	3,863,000	3,214,000
		fundraising 経費 :	231,000	296,000
		合 計	40,968,000	47,638,000
	資金源	補助金・助成金 (ドル)	2000 年度	1999 年度
		米国政府諸機関	15,530,000	21,265,000
		国務省	8,216,000	8,250,000
		アジア開銀、財	5,420,000	3,339,000
		団、外国政府		
		Books for Asia	14,846,000	14,723,000
		図書寄贈分		
		独自財源		
		投資収益	589,000	392,000
		評価益	2,450,000	2,904,000
		その他	48,000	- 4,000
		合 計	47,096,000	50,869,000
政府との関係				
	法的関係	<p>アジア財団は民間組織であり、政府との間に法的な関係はない。国務省予算として、議会承認によって得られる補助金については、非常に緩やかな形での責任しかない。予算を提出し、それが認められれば報告義務は年次報告書の提出だけである。監査は行われる。日本のような指導監督という関係ではない。</p> <p>米国国際開発庁のプロジェクト・ベースの資金は、プロポーザルに基づいて契約が結ばれるので、厳しい監督、報告義務が課される。国際開発庁がモニタリングを行い、問題があると判断されれば、是正指導を受けることも契約内容に書かれている。</p>		
	政策面での関係	<p>アジア財団の目的は、広い意味での米国政府の対アジア政策の民間からの補完であり、その意味では米国政府の政策と長期的・大局的には一致している。しかし、米国政府の対アジア政策も政権によって変化するものであり、細部においてはその時の米国政府対アジア政策と微妙にずれる場合もありうる。</p>		

		<p>例えば、アジア財団は中国に事務所を持って、中国と米国間の交流事業を積極的に進めているが、これはクリントン政権の関与政策（engagement）とは一致するが、ブッシュ政権になって関与政策が後退した場合には、微妙なずれを生む可能性はある。また、北朝鮮に対しても、アジア財団は積極的に働きかける活動を志向しており、時々米国政府の対朝鮮半島政策と必ずしも一致しない場合もありうる。しかし、全体としてみれば、米国の対朝鮮政策のある幅の中に収まっており、政府として許容しうる範囲内である。むしろ、官民を含めた米国全体としての政策オプションを広げているという意味で、民間財団としてのアジア財団の存在意義がある。</p>
事業役割分担		<p>アジア財団は独立した民間財団なので、政府事業との役割分担調整が組織的に行われるということはない。しかし、プロジェクトごとに、関係のある政府機関との非公式な情報交換などは普通に行われる。例えば、USAID が特定の事業、例えば選挙監視について、USAID 自身で行う事業、アジア財団に委託する事業、その他の NGO に委託する事業というように役割分担を設定することはある。しかし、それはあくまでも個別プロジェクト・ベースのこと。</p>
中長期的展望		
中長期計画		<p>議会予算が大幅に削減された 1990 年代半ば以降、アジア財団理事会において、財団の使命（mandate）の見直しが行われた。その結果、従来からのコアの活動であるアジアの経済発展、民主化、女性の政治参加、国際関係という 4 つの重点分野は維持することが決まった。しかし、同時に政府予算削減により民間資金の取り込みが一層重要となっていることも事実である。米国民間フィランソロピーの助成対象分野の中心は、教育、医療、芸術などであり、アジア財団がコアとする公共政策分野へ民間フィランソロピー資金を取り込むことは容易ではない。</p> <p>そこで、Give2Asia という新しい試みを 2000 年度（実際には 2001 年始めから）実施している。これは、米国の寄付者がアジアの非営利組織に寄付するのを、アジア財団を通して行うことで、米国内国歳入庁の免税特典を得られるようにする制度である。例えば、台湾のオーケストラに寄付する際に、アジア財団が仲介することで米国人の寄付者は免税特権が得られる。</p> <p>このプログラムの目的は、米国人寄付者が自らの好む領域に寄付することにアジア財団がサービスを提供することで、米国人寄付者と</p>

		<p>の関係を作り、アジア財団を知ってもらい、アジア財団の独自のコアプログラムへの関心を広げる機会を作り、それによって将来的にアジア財団のコアの活動への個人、および企業寄付者を増やすことである。</p> <p>アジア財団の資金源は限られており、Give2Asia に見られるような新たな財源確保の活動が成功しないと、助成活動の分野での新しい展開は考えにくい。したがって、事業分野での中期的展望については、現在の延長線上での展開以上のことは考えていない。</p>
	背景	<p>最大の要因は冷戦が終結し、アジア財団への政府補助の理由が次第に希薄になってきていることである。しかし、中国・北朝鮮の存在がアジア財団の存在意義をまだ支えている。また、リベラル・デモクラシーの海外普及という目的は、仮に共産主義がまったく無くなったとしても、永続するアメリカ対外文化政策の永遠のテーマであり、アジア財団の存在意義がなくなることはないであろう。</p> <p>しかし、冷戦の終結は連邦補助金のドライブが無くなったことを意味しており、アジア財団は今後ますます他の資金源の取り込みに動くであろうから、アジア財団の性格や事業内容が将来変化することは考えられることである。</p>
その他調査項目		
	民間関連	<p>フォード財団、ロックフェラー財団、ルース財団などの大型助成財団からは、資金を得てアジア財団がプログラムを運営するといった関係にある。これらは、全てプロジェクト・ベースの関係であって、定常的に助成が得られるというような関係ではない。</p>
	アカウンタビリティ	<p>米国の民間財団全般に言えることだが、アカウンタビリティ、あるいは助成情報公開は、米国政府機関に比べると、はるかに低いレベルである。米国政府機関が、税金であることから、徹底した透明性と情報公開を義務づけられているのに対して、民間財団は民間組織であることを理由に情報公開にはそれほど熱心とは言えない。組織にとって不利な情報はあまり外に出さないという印象が強い。</p>
その他		
	収集資料	<p>収集資料</p> <p>(1) 年次報告書 (1990年～2000年の各年度)</p> <p>(2) 各国支部の活動報告</p> <p>(3) プログラムのパンフレット</p>

別添資料 10 アジア財団 役職者、理事、海外事務所長（出典：2000 年度年次報告書）

役職者

Chairman of the Board	Chang-Lin Tien	Professor of Engineering, University of California
Vice Chairman	William L. Ball, III	President National Soft Drink Association
William P. Fuller	President	
Susan J. Pharr	Secretary	Professor of Japanese Studies Harvard University
Barnett F. Baron	Executive Vice President	
Gordon R. Hein	Vice President	
Nancy Yuan	Vice President, Director,	Washington D.C.
Paul S. Slawson	Treasurer	Business Leader, San Francisco
John Croizat	Assistant Treasurer	

理事会

Terrence B. Adamson	Executive Vice President	National Geographic Society
David R. Andrews	Partner	McCutchen, Doyle, Brown & Enerson, LLP and Former Legal Advisor for the Department of State
Michael H. Armacost	President	The Brookings Institute
Jeffrey T. Bergner	President	Bergner & Bockorny Inc.
Alexander D. Calhoun	Senior Counsel	Squire, Sanders, & Dempsey, LLP
William H.C. Chang	President and CEO	Westlake Development Co., Ltd.
A.W. Clausen	Retired Chairman	BankAmerica Corp.
Scott Cook	Founder and Chairman	Intuit, Inc.
Theodore L. Eliot, Jr.	Former U.S. Ambassador	
Thomas S. Foley	Former U.S. Ambassador	
Henrietta Holsman Fore	Chairman	Holsman International
Harry Harding	Dean	Elliot School of International Studies, George Washington University
Ernest M. Howell	First Vice President	Salomon Smith Barney
Ta-lin Hsu	Chairman	Hambrecht & Quist Asia Pacific
Mrs. John N. Irwin II	Civic Leader	

Chong-Moon Lee	Chairman	AmBex Ventrue Group, LLC
Lucian W. Pye	Professor of Political Science	Massachussetts Institute of Technology
Missie Rennie	Journalist	
Arun Sarin	Information Technology Executive	
Robert A. Scalapino	Professor Emeritus	University of California Berkeley
Leslie Tang Shilling	Chairperson	Union Square Investment Co.
Laura D'Andrea Tyson	Dean	Haas School of Business University of California Berkeley
Dolores Wharton	Chairman	Fund for Corporate Initiatives, Inc.
Brayton Wilbur, Jr.	President	Wilbur-Ellis Co.
Paul Wolfowitz	Dean	Paul Nitze School of Advanced International Studies, The Johns Hopkins University
Casimir A. Yost	Professor	Institute for The Study of Diplomacy, Georgetown University

海外事務所長

Bangladesh	Karen L. Casper
Cambodia	Jon Summers
China	
Hong Kong	Allen C. Choate
Beijing	Zhang Ye
Indonesia, Malaysia	Douglas E. Ramage
Japan	Andrew Horvat
Korea	Scott Synder
Mongolia	Katherine S. Hunter
Nepal	Nick Langton
Pakistan	Julio A. Andrews
Philippines	Steven Rood
Sri Lanka, Maldives	Mark Reade McKenna
Thailand, Laos	James Klein
Vietnam	Jonathan Stromseth
Taiwan	Taymin Liu

参考文献

Ford Foundation, *Annual Report*, 1999.

Ford Foundation, “News from the Ford Foundation: Ford Foundation Launches International Fellowship Program, Largest Single Grant in Its History,” Nov. 29, 2000

Karl, Barry D. and Katz, Stanley N., “Foundations and American Ruling Elite,” *Daedalus*, Winter, 1987.

Ninkovich, Frank A., *The Diplomacy of Ideas: U.S. Foreign Policy and Cultural Relations, 1938-1950*, Cambridge University Press, 1981.

Rockefeller Foundation, *The Rockefeller Foundation: A New Course of Action*, 1999.

Rockefeller Foundation, *Annual Report*, 2000.

Rockefeller Foundation, “Competitive Programs in Creativity & Culture,” no date.

A・トクヴィル『アメリカの民主主義 下』、井伊玄太郎訳、講談社学術文庫、1987.